区の案内

引越し手続きガイド

転入・転出・転居するときの主な手続きをまとめました。人によっては、そのほかの手続きも必要になる場合があります。

▶ 転入する人へ（渋谷区外からの引越しのとき）

□ 転入届	転出証明書やマイナンバーカードを持参し、転入してから14日以内に届け出をしてください。
□ 印鑑登録	希望する人は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。
□ 国民健康保険	前住所地で国民健康保険に加入していた人には、転入手続きの際に資格確認書を交付します。
□ 国民年金	国民年金を受給している人は、渋谷年金事務所へ問い合せてください。
□ 後期高齢者医療制度	転入の届け出をしてください。後日、渋谷区の資格確認書を送付します。 ※都外から転入した人は、「負担区分等証明書」などを持参してください。
□ 介護保険	転入の届け出をしてください。後日、被保険者証を送付します。 ※前住所地で、要支援・要介護の認定を受けていた人は、転入日から14日以内に手続きをしてください。（前住所地で介護保険受給資格証明書の交付を受けている人は持参してください）
□ 子ども医療費助成	子どもの健康保険証・資格確認書などを持参し、手続きをしてください。
□ 児童手当	請求者の振込先口座が分かるものを持参し、手続きをしてください。
□ 区立小中学校	転入手続きの際に就学通知書を交付します。 ※渋谷区以外の公立、国立、私立などの小中学校へ入学した場合は、就学通知書にその旨を記載してください。
□ 犬の登録	住所の変更手続きをしてください。 ※マイクロチップ装着の有無で手続き方法が異なります。
□ 原動機付自転車、ミニカー	排気量125cc以下のオートバイを持っている人は、前登録地の廃車申告受付書（未廃車の場合は前登録地のナンバープレートと標識交付証明書）、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）を持参し、登録手続きをしてください。

▶ 転出する人へ（渋谷区外へ引越すとき）

□ 転出届	転出する前に届け出をしてください。
□ 印鑑登録	印鑑登録証を返却してください。
□ 国民健康保険	転出手続きの際に、保険証・資格確認書（お持ちの人は高齢受給者証）を返却してください。
□ 国民年金	転出先の新住所地で手続きをしてください。
□ 後期高齢者医療制度	転出手続きの際に、資格確認書を返却してください。 ※都外へ転出する人は、「負担区分等証明書」などの交付を受け、新住所地で手続きをしてください。
□ 介護保険	転出手続きの際に、被保険者証を返却してください。 ※要支援・要介護の認定を受けた人は、転入日から14日以内に新住所地で手続きをしてください。（申請にはマイナンバーが必要になります。新住所地で確認してください）
□ 子ども医療費助成	乳・子・青医療証を返却してください。
□ 児童手当	児童手当消滅届を提出してください。また、新住所地で手続きをしてください。
□ 区立小中学校	在籍している学校で、在学証明書などの書類を受け取り、新住所地で手続きをしてください。
□ 原動機付自転車、ミニカー	排気量125cc以下のオートバイを持っている人は、ナンバープレート、標識交付証明書、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）を持参し、廃車手続きをしてください。

※渋谷区内で転居した人は、新住所地に住みはじめてから14日以内に転居届（P.55）を提出してください。

主な手続き・助成など

休日や夜間に病気になったら

休日・夜間の診療案内 …… P63

妊娠したら

パパ・ママ入門学級（予約制） …… P65
入院助産 …… P80

赤ちゃんが生まれたら

出生届 …… P57
新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問 …… P80
ハッピーマザー出産助成金制度 …… P80
国民健康保険に加入 …… P88
出産育児一時金の請求 …… P89
子ども医療費助成 …… P83
予防接種 …… P80
児童手当 …… P83

保育園・幼稚園に入園

保育園を選択 …… P82
幼稚園を選択 …… P85

小学校・中学校に入学

小中学校を選択 …… P86
就学援助 …… P86
放課後クラブ …… P86

引越ししたら

引越し手続きガイド …… P26

20歳になったら

国民年金に加入 …… P90
※厚生年金・共済組合加入者を除く

仕事を始めたら（やめたら）

特別区民税・都民税の申告 …… P91

☆会社の健康保険と厚生年金に入ったら

国民健康保険を脱退 …… P89
年金の届け出 …… P90

☆会社の健康保険と厚生年金をやめたら

国民健康保険に加入 …… P89
国民年金の届け出 …… P90
就職・雇用の相談 …… P103

結婚・離婚したら

婚姻届 …… P57
離婚届 …… P57

☆会社の健康保険に加入している配偶者の扶養に入ったら

国民健康保険を脱退 …… P89
※会社の健康保険・共済組合加入者を除く
年金の届け出 …… P90

☆会社の健康保険に加入している配偶者の扶養からはずれたら

国民健康保険に加入 …… P89
※会社の健康保険・共済組合加入者を除く
国民年金の届け出 …… P90

ひとり親になったら

ひとり親家庭の助成など …… P84

介護が必要になったら

介護保険サービス …… P68
区の介護サービス …… P70
介護相談 …… P69
介護者リフレッシュ交流会 …… P73

亡くなったら

死亡届 …… P57
国民健康保険の脱退 …… P89
葬祭費の請求（後期高齢者医療制度） …… P75
葬祭費の請求（国民健康保険） …… P89
遺族基礎年金の請求 …… P91
区民葬儀 …… P102

渋谷区概要

地理

渋谷区は、武蔵野台地の東部にある淀橋台地に位置しています。

淀橋台地は、北を神田川に、南を目黒川にはさまれた、標高30～60mの台地です。

渋谷区の中央には、渋谷川によってできた開析谷とその支谷がシカの角のように西方へ延びています。それを取り巻いて、東に東渋谷、北東に千駄ヶ谷、北に代々木・幡ヶ谷、西に駒場・西渋谷の台地があります。

区内の台地面は、北西部で標高40m、南東部で25mと、ゆるやかな傾きを持っています。

地質構成は、台地は洪積層からなり、3mから12mに達する関東ローム層の表面を黒色有機土が覆っています。低地は沖積層によって構成され、その基盤として厚い第3紀層が地下深く横たわっています。

湧水線は平均して標高15m付近です。

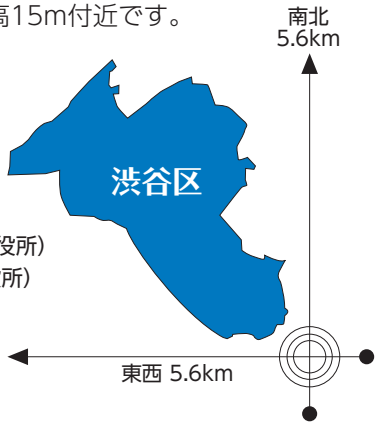

東経　139度41分53秒(区役所)
北緯　35度39分50秒(区役所)
海抜　33.21m(区役所)
面積　15.11km²

区民憲章

区制施行65周年を記念し、平成9年10月1日に制定されました。

1 誰もがたがいに助けあい、心のふれあう福祉のまちにします。
1 豊かな人間性を育み、いきいきと創造的な活動がひろがるまちにします。
1 地球の将来を支えるために、自然を愛し、環境をまもり、緑あふれる美しいまちにします。
1 東京の文化をにない、世界からたたえられる新しい価値をつくりだすまちにします。
1 平和で安全な、誰もが健康で住みつづけられる、やすらぎのまちにします。

区の花 区の木

ハナショウブ(アヤメ科の多年草)

日本で作られた園芸植物の代表的なものです。多数の品種があり、色も純白・紫紅色・帯紅藍色などがあります。区内の名所としては明治神宮御苑の菖蒲田が特に有名です。

150種1,500株のハナショウブが植えられ、最盛期には5,500輪もの花が見事に咲き競います。花期は5月から6月です。(昭和53年10月2日制定)

ケヤキ(ニレ科の落葉高木)

関東各地で防風林として多数植えられ、武蔵野の面影を伝える代表的な樹木とされています。

樹姿は雄々しく、特に新緑の美しさは見事です。区内では代々木公園や表参道のケヤキ並木があり、春の芽立ち、夏の緑、秋の紅葉、冬枯れと、四季折々の変化が見られ、名所となっています。(昭和53年10月2日制定)

区のPRキャラクター

あいりっすん

区制施行80周年を記念して渋谷区PRキャラクターを募集し、1,547点の公募作品から選ばれ、平成25年3月に誕生しました。区の花ハナショウブの英語「アイリス」が基になっています。

●プロフィール
・ハナショウブの妖精
・性別・性格
　優しい女の子
・住んでいるところ
　代々木の森
・好きなこと
　お花の水やり、お化粧すること
・将来の夢
　いとこのあやめちゃんと原宿にアクセサリーのお店を開くこと

●各種イベントへの出演依頼、キャラクター・ロゴの使用が可能です。

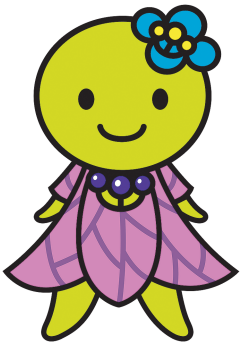

©SHIBUYA CITY
素顔のあいりっすん

区の歌

渋谷に住み、暮らしている人々の心のやすらぎとなり、希望に満ち、明るく健康的で、だれもがどこでも楽しく唄える歌をと、「区の歌」を制定しています。

区民から歌詞を募集し、選定委員会の審査で選ばれました。

『渋谷・愛の街』

作詞:保富康午　作曲:都倉俊一　編曲:田辺信一

1. 風のリボンが、結んでまわる
　あの丘　この丘　若い街
　ひとつの窓には　ひとつの夢が
　咲いてる　呼んでる　あふれてる
　渋谷は　やさしい　愛の街

2. 花の笑顔が　明るくのぞく
　あの道　この道　好きな街
　出逢いの喜び　ハチ公だって
　待ってる　あしたの　幸せを
　渋谷は　みんなの　愛の街

3. 雨の小太鼓　楽しいリズム
　あの屋根　この屋根　歌う街
　寄せあう傘にも　ふれあう心
　しあわせ　しっとり　しみて行く
　渋谷は　うれしい　愛の街

4. 虹のかけ橋　大きく育つ
　あのビル　このビル　生きる街
　はてない憧れ　みあげて今日も
　七色　ひろがる　空の下
　渋谷は　輝く　愛の街

『渋谷音頭』

作詞:下村八重　補作詞:奥野椰子夫　作曲・編曲:渡久地政信

1. 緑の風が　はずんだ声を
　運ぶ渋谷は　若い街
　古い歴史を　そのままに
　つづる代々木の　森近く
　忠犬ハチ公　待ち合わせ
　ラブラブ渋谷　ラブラブ渋谷

2. おしゃれなウィンドウ　原宿通り
　ちょいと私も　若づくり
　けやき並木の　木梢にも
　ひびく　屋内競技場
　きっと出る出る　新記録
　ラブラブ渋谷　ラブラブ渋谷

3. スクールバスの　あの娘に今日も
　きっと逢えるよ　常磐松
　八幡通りも　この辺り
　誰の見舞か　日赤の
　窓にゆれてる　紅いバラ
　ラブラブ渋谷　ラブラブ渋谷

4. 恋人達の　道玄坂を
　行けば円山　月も出る
　思いがけない　あのひとに
　逢えて嬉しい　紅提灯
　祭ばやしの　遠太鼓
　ラブラブ渋谷　ラブラブ渋谷

5. 国鉄　私鉄　地下鉄線と
　歩道橋渡り　右左
　みんな集まる　広場なら
　心　心が　かよいあう
　そんな街です　明日の街
　ラブラブ渋谷　ラブラブ渋谷

区役所案内

区役所

問 〒150-8010　宇田川町1-1　☎3463-1211（代表）

●**窓口受付**　月～金曜日8:30～17:00（土・日曜日、祝・休日、年末年始を除く）
●**交通機関**　JR、東急東横線・田園都市線、京王井の頭線、東京メトロ「渋谷駅」下車　徒歩11分
都営バス、京王バス、ハチ公バス「渋谷区役所前」「渋谷区役所」下車　徒歩1分

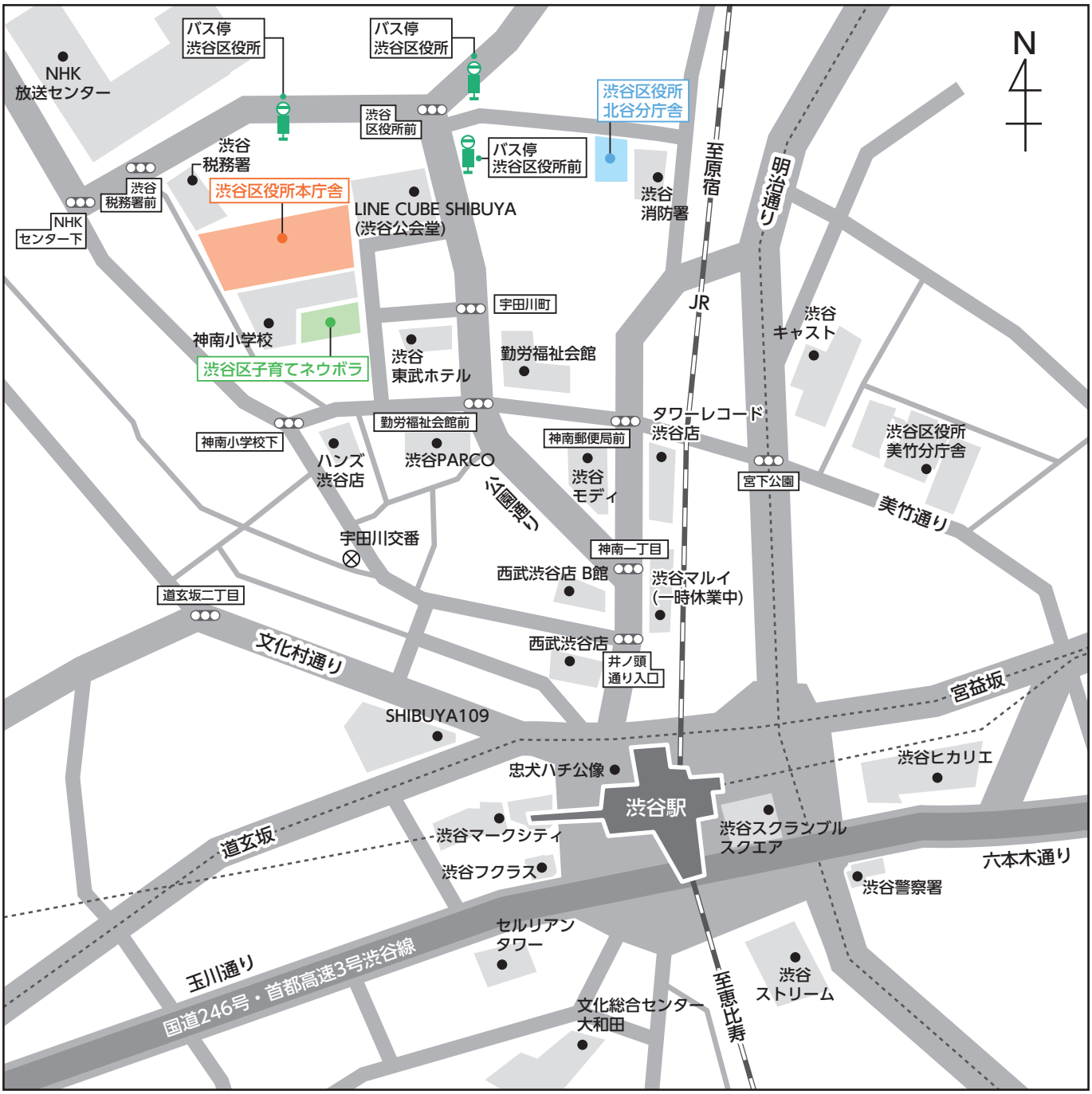

※来庁の際は公共交通機関の利用にご協力をお願いします。
　車で来庁の際は、渋谷区役所前公共地下駐車場をご利用ください。
※区役所、出張所などは、原則として土・日曜日は休みです。施設により、開庁日が異なる場合がありますので、各施設に問合せてください。
※祝休日と年末年始（12月29日～1月3日）も原則として休みです。

▶庁舎案内

●区役所本庁舎（宇田川町1-1）

階数	フロア名称	部署など
15階	交流	スペース428（多目的スペース）　選挙管理委員会事務局
14階	議会	委員会室　区議会大会議室　大集会室
13階	議会	区議会事務局　議長・副議長室　議員控室　会議室　議場
12階	まちづくり	まちづくり課　渋谷駅周辺まちづくり課　渋谷駅中心五街区課　木密・耐震整備課　住宅政策課 環境政策課　環境整備課　監査委員事務局
11階	まちづくり	土木部企画管理課　道路課　公園課　緑道・道路構造物課　交通政策課　都市計画課　建築課
10階	財務・ICT	資産総合管理課　施設整備課　デジタルサービス課　ICTセンター　契約課　会計管理室
9階	企画・総務	経営企画課　広報コミュニケーション課　区長室　副区長室　財政課　総務課　文書課　人事課
8階	防災・安全	防災課　安全対策課　会議室
7階	地域・健康・スポーツ	地域振興課　産業観光課　グローバル拠点都市推進課　文化振興課 保健所／生活衛生課　保健所／地域保健課　学びとスポーツ課
6階	税・国保	税務課　国民健康保険課（給付・納付相談・後期高齢者医療）　区政資料コーナー
5階	福祉政策	地域福祉課　高齢者福祉課　介護保険課　文書課（個人情報・情報公開コーナー） 社会福祉協議会（総務課／成年後見支援センター／障がい者基幹相談支援センター／障がいサービス調査係／子ども支援課／ファミリー・サポート・センター） シニアクラブ活動サポート室
4階	子育て・教育	保育課　子ども青少年課　教育政策課　学務課　教育指導課　地域学校支援課
3階	暮らしの手続き	住民戸籍課（転入・転出・戸籍・印鑑登録・印鑑証明・住民票・マイナンバー・特別永住者証明書） 国民健康保険課（加入・脱退・保険料の納付・国民年金）
2階	福祉手続き・相談	障がい者福祉課（手帳・手当・難病・医療・サービス）　介護保険課 生活支援課（生活困窮に関する相談・支援）　広報コミュニケーション課（広聴相談） 社会福祉協議会（地域共生推進課／地域支援事業課／ボランティアセンター）
1階	ロビー	コンビニエンスストア　飲食店　休日・夜間窓口（戸籍届出）

●区役所美竹分庁舎（渋谷1-2-17）

階数	部署
1階	渋谷清掃事務所　清掃リサイクル課

●渋谷区子育てネウボラ（宇田川町5-6）

階数	部署	階数	部署
2・3階	coしぶや（神南ネウボラ子育て支援センター）	4～6/6階	中央保健相談所／教育センター
7階	子ども発達相談センター	8階	子ども家庭支援センター

（注）教育センター特別支援教育係は区役所本庁舎4階

●区役所北谷分庁舎（神南1-8-6）

階数	部署
2階	生活福祉課（渋谷区福祉事務所）

●渋谷ヒカリエ（渋谷2-21-1）

階数	部署
8階	区民サービスセンター　学びとスポーツ課　（渋谷生涯活躍ネットワーク・シブカツ）

●文化総合センター大和田（桜丘町23-21）

階数	部署
8階	渋谷インクルーシブシティセンター〈アイリス〉

▶多言語通訳・手話通訳

本庁舎、分庁舎、各出張所、各保健相談所の窓口では、多言語通訳及び手話通訳に対応してます。

▶電話受付

問 **渋谷区コールセンター**　☎3463-1211（区役所代表）

担当部署への取り次ぎに加えて、区で行う各種手続きや施設案内など、比較的平易な問合せについては、原則オペレーターが回答します。

●利用時間

月～金曜日　8:30～19:00
土・日曜日、祝・休日　9:00～17:00

▶区の組織と仕事

- 区長
  - 副区長
    - 会計管理者
      - 会計管理室 — 審査係／出納係
    - 経営企画部
      - 施設整備担当部長 ＊の事務を担任
      - 経営企画課 — 経営企画係／企画調整主査
      - 財政課 — 統括財政主査／財政主査
      - 資産総合管理課 — 資産管理係／公共施設総合管理主査
      - ＊施設整備課 — 管理係／施設整備第一係／施設整備第二係／機械設備係／電気設備係／施設計画担当主査
      - ＊施設計画担当課長
    - デジタルサービス部
      - デジタルサービス課 — デジタルサービス係
      - ＩＣＴセンター — ICT第一係／ICT第二係／ICT第三係／ICT第四係
      - 広報コミュニケーション課 — 広報係／広聴相談係
      - 副参事（行政ＤＸ推進担当課長）
      - 副参事（広聴担当課長）
    - 総務部
      - 人事担当部長 ●の事務を担任
      - 総務課 — 総務係／輸送係／庁舎管理係／秘書主査／ふるさと納税担当主査／コンプライアンス推進主査
      - コンプライアンス推進担当課長
      - 文書課 — 文書係／法務担当主査／行政情報担当主査
      - ●人事課 — 人事係／人財育成係／給与係／職員支援係／健康管理係／定数管理主査／制度企画主査
      - ●人財育成・支援担当課長
      - 契約課 — 契約係／検査主査
      - インクルーシブシティ推進課（渋谷インクルーシブシティセンター） — インクルーシブシティ推進係
    - 危機管理対策部
      - 危機管理対策監
      - 防災課 — 災害対策推進係／防災計画主査
      - 防災計画担当課長
      - 安全対策課 — 安全対策主査
    - 区民部
      - 地域振興課 — 地域振興係／施設係／統計調査係／協働推進主査／施設プロジェクト推進主査／出張所（10）［区民会館（1）］
      - 施設プロジェクト担当課長
      - 住民戸籍課 — 住民登録係／戸籍係／区民サービスセンター／マイナンバーカード管理主査
      - 税務課 — 税務管理係／課税第一係／課税第二係／納税促進第一係／納税促進第二係／納税促進第三係
      - 国民健康保険課 — 経理係／資格賦課係／給付係／収納係／高齢者医療係／国民年金係
    - 産業観光文化部
      - 国際都市戦略特命部長 ◆の事務を担任
      - 産業観光課 — 産業振興係／産業振興主査／観光振興主査
      - ◆グローバル拠点都市推進課 — グローバル拠点都市推進係／都市データ活用推進主査
      - ◆都市データ活用推進担当課長
      - 文化振興課 — 交流推進係／文化施設主査／文化財主査
    - 学びとスポーツ部
      - 学びとスポーツ課 — スポーツ振興係／パラスポーツ推進係／スポーツコーディネート主査／学び支援係／活躍支援係
      - ウェルビーイング推進担当課長
      - 図書館事業課（中央図書館） — 管理調整係／事業推進係
    - 福祉部
      - 福祉事務所 ※下線が福祉事務所
      - 高齢者政策担当部長 □の事務を担任
      - 地域福祉課 — 福祉管理係／福祉施設係［敬老館（1）］／指導検査係／地域福祉推進係／地域福祉支援主査
      - □高齢者福祉課 — 福祉計画係／高齢者相談支援係／サービス事業係／福祉避難所対策担当主査
      - □福祉避難所対策担当課長
      - □介護保険課 — 介護相談係／介護給付係／介護認定係／保険料係／介護総合事業係／事業所支援主査
      - 障がい者福祉課 — 福祉計画推進係／障がい者福祉施設係／給付係／経理係／身体福祉係／知的福祉係／精神福祉係
      - 生活福祉課 — 管理係／健康支援係／相談係／生活福祉第一係／生活福祉第二係／生活福祉第三係／生活福祉第四係／生活福祉第五係
      - 生活支援課 — 生活支援係／子ども女性相談主査／居宅移行支援主査／臨時特別給付金担当主査
      - 臨時特別給付金担当課長

- 子ども家庭部
  - 保育課 — 保育管理係／入園相談係／施設運営係／保育計画主査／保育指導主査
    保育園(18)［分園(1)］
  - 保育指導担当課長
  - 子ども青少年課 — 子ども青少年育成係／子育て給付係／私学振興係／子ども政策推進主査
    峰の原青少年山の家
  - 子ども家庭支援センター — 子ども家庭相談係／子育てネウボラ推進主査／児童相談所調整担当主査
  - 児童相談所調整担当課長
  - 子ども発達相談センター — 子ども発達相談係／相談支援主査
- 健康推進部
  - 保健所
    - 生活衛生課 — 事業係／食品衛生第一係／食品衛生第二係／環境衛生係／医薬係／環境衛生主査
    - 地域保健課 — 健康推進係／地域医療係／感染症対策係／予防接種係／統括保健指導主査／保健指導主査
    - 地域保健医療担当課長
    - 中央保健相談所 — 保健管理係／母子保健係／保健サービス第一係／保健サービス第二係／保健指導主査
    - 恵比寿保健相談所 — 保健サービス係／保健指導主査
    - 幡ヶ谷保健相談所 — 保健サービス係／保健指導主査
- 都市整備部
  - 都市計画課 — 都市計画係／土地利用審査係
  - 木密・耐震整備課 — 整備促進係
  - 建築課 — 管理係／審査係／調査係／構造係／設備係／監察係
  - 住宅政策課 — 居住支援係／住環境整備係／建築調整主査
- まちづくり推進部
  - まちづくり課 — まちづくり係
  - 渋谷駅周辺まちづくり課 — 渋谷駅周辺まちづくり係
  - 渋谷駅中心五街区課 — 基盤整備係
  - 副参事（渋谷駅周辺計画調整担当課長）
- 土木部
  - 企画管理課 — 管理係／企画係／認定係／占用係／屋外広告物係／企画調整主査
  - 交通政策課 — 交通政策係／交通政策調整主査
  - 道路課 — 道路維持係／道路整備推進係／狭あい道路整備係／街路用地係／街路用地主査
    土木事務所(2)
  - 公園課 — 公園管理係／公園維持係／公園整備係
  - 緑道・道路構造物課 — 計画調整係／緑道整備係／道路構造物係
- 環境政策部
  - 環境政策課 — 環境政策係
  - 環境整備課 — 公害指導係／きれいなまちづくり係
  - 清掃リサイクル課 — リサイクル推進係
    清掃事務所

教育委員会

- 教育長
  - 次長
    - 教育政策課 — 教育庶務係／教育ICT政策係／学校施設整備第一係／学校施設整備第二係
      学校施設整備第三係
    - 未来の学校担当課長
    - 学務課 — 学事係／学校施設係／学校事業係
    - 教育指導課 — 教育管理係／教育人事係／指導主事
    - 教育センター — 教育相談係／特別支援教育係／指導主事
    - 地域学校支援課 — 地域学校支援係／放課後クラブ推進係

選挙管理委員会

- 事務局
  - 次長 — 選挙係

監査委員

- 事務局
  - 次長 — 監査主査

区議会

- 事務局
  - 次長 — 庶務係／議事係／調査係／議事主査

防　災

震災

問 防災課災害対策推進係　☎3463-4475　FAX 5458-4923

渋谷区は、「渋谷区震災対策総合条例」を制定し、区・区民・事業者が一体となって震災対策を進めています。

▶日頃から地震への備えを

室内の安全対策

震災では、家具の転倒などが負傷の大きな原因となっており、これらを防ぐことにより安全性は大幅に向上します。家具類の転倒・落下・移動防止は、備蓄とともに防災対策の第一歩です。

●家具を安全に配置する

できるだけ人の出入りが少ない部屋に家具をまとめる。寝る部屋に家具を置く場合は、体の上に倒れてこないよう、また、転倒・移動しても避難経路をふさがないように配置する。

●家具の転倒や落下を防止する措置をとる

家具と壁や柱の間に空間をつくらない。L字型金具や重ね留め用金具、家具の転倒防止シートなどを利用して転倒や落下を防ぐ。

●通路や出入り口に荷物を置かない

いざというときの避難路を確保するために、通路や出入り口にはできるだけ荷物を置かないようにする。

●窓ガラスに飛散防止フィルムをはる

窓はもちろん、食器棚や額縁などに使われているガラスにも忘れずに飛散防止フィルムをはる。

備蓄品・非常持出品の準備

備蓄品・非常持出品の準備は防災対策の基本です。区でも防災用品のあっせんを行なっています。防災課へ問合せてください。保存期限切れや電池切れ、故障などがないかを定期的にチェックしましょう。

●備蓄品

災害復旧までの数日間のために、水（1日3リットル目安）や非常食は最低3日分、目標1週間程度を用意しましょう。また、風呂の水のためおきの習慣をつけると、いざというときに生活用水として利用できます。

●非常持出品

避難するときに持ち出す最小限の必需品です。あまり重いと避難に支障が出るので必要最低限のものをまとめ、すぐに取り出せるところに保管しておきましょう。

※備蓄品・非常持出品は、家族構成や家族の体調などに合わせた準備をしましょう。

●家族との連絡方法

災害時に電話がつながりにくい時のために、家族間で、NTT東日本災害用伝言ダイヤル「171」、各携帯電話災害用伝言板などの利用方法を確認しましょう。

▶地震発生時の行動 －慌てず、身の安全、地域での協力－

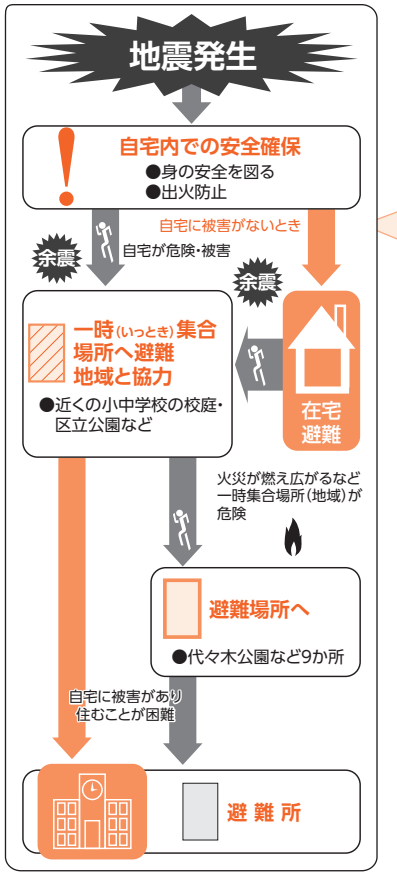

■まず身の安全

テーブルの下に隠れたり、座布団などで頭を守る。

■揺れがおさまってから、火の元確認

■落ち着いてゆっくり行動

建物が安全なときは、むやみに外に出ない。余震に注意する。

屋内では転倒・落下した家具類やガラスの破片に注意する。懐中電灯やスリッパ、スニーカーを準備する。

屋外では、瓦、窓ガラス、看板などの落下や、交通事故に気をつける。門や塀などには近寄らない。

■正しい情報、確かな行動

テレビやラジオ、区役所、消防、警察などから情報を得て行動する。

■家族の安全、隣の安否、みんなで協力

自宅の安全確認後、近隣の安否も確認する。

地域で協力し、救出、初期消火をする。

地震発生時の行動

地震の発生時、自宅にいるとは限りません！こんな場所にあなたがいたら…

●地震時の行動

〈繁華街では〉

・手荷物で頭を守り、ガラスや看板などの落下物に注意する
・建物や電柱から離れる

〈地下街では〉

・大きな柱などに体を寄せて、揺れがおさまるのを待つ
・落ち着いて係員の指示に従う
・火災が発生したら、ハンカチなどで鼻と口を覆い、壁伝いに体を低くして避難する

〈電車の中では〉

・むやみに電車の外に出ない（係員の指示に従い行動）

〈運転中では〉

・ゆっくりと道路の左側に停車する（急ブレーキは事故のもと）
・キーをつけたまま車から離れる（緊急時に車を移動させるため）

▶区の防災対策

区災害対策本部体制の整備

震災発生時、より早く区災害対策本部が活動できるよう、職員参集体制など初動態勢を整備しているほか、防災関係機関などと協定を締結しています。

防災行政無線

区内各所に防災行政無線塔を整備しています。

また、区内の防災行政無線から放送された内容を電話で確認することができる電話応答サービスがあります。

専用電話番号 ☎3463-6570～2

防災ポータル

災害時の区からのお知らせや防災マップなどを掲載している防災専用のホームページです。

防災アプリ

渋谷区が発信する各種防災関連情報をリアルタイムに受信できるほか、コミュニティを作成し、家族や友人間で情報共有できるアプリです。また、避難所の受付をスムーズに行うため、「渋谷区 避難所チェックインアプリ」の機能を搭載しています。

(Android用)　(iOS用)

しぶや安全・安心メール

区内で発生した犯罪・安全に関する情報や区内外の災害、各種防災情報を携帯電話・スマートフォン・パソコンにメールで配信するサービスです。「login@shibuya.mailio.jp」に空メールを送信し、登録することができます。

災害時自動電話情報サービス「しらせる君」

登録した電話番号に、渋谷区が発信する防災情報（避難情報や避難所開設情報など）を電話でお知らせします。インターネットから防災情報を得ることが不安な場合はご利用ください。防災課、出張所、地域交流センターで申込書を配布しています。

建築物の耐震診断等支援

問 木密・耐震整備課整備促進係　☎3463-2647　FAX5458-4918

昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した建築物を所有している個人、分譲マンションの管理組合などが助成対象となります。詳しくは問合せてください。

※木造住宅耐震診断コンサルタント派遣・木造住宅耐震改修助成は、昭和56年6月1日～平成12年5月31日に建築工事に着手した建築物を所有している個人も対象

▶耐震相談会

専門の建築士が、建築物についての耐震診断・耐震改修や建て替えなどの相談に応じます。

●**開催**

予約は、LINE・電話で受け付けています。渋谷区と提携している一級建築士が相談員となり、毎月第3木曜日に「参加費無料」で開催しています。

住宅の耐震化等でお困りのことがあればお申し込みください。

LINE申し込みQRコード▶

▶木造住宅耐震診断コンサルタント派遣事業

所有者またはその家族が居住する木造住宅などの建築物に対して、耐震診断コンサルタント（建築士）を派遣し無料で耐震診断を行います。

▶木造住宅耐震改修助成事業

耐震診断コンサルタント派遣を受けた結果、大地震等発生時に倒壊の可能性があると診断された木造住宅の耐震改修工事費用の一部について助成します。

●**条件**

区の耐震診断コンサルタントが、補強設計および工事監理を行う工事であること。

●**助成額**

耐震改修工事に要した費用の1/2（限度額56万円または100万円）

※建物所有者が65歳以上の人または地震時に避難が困難な人の場合

耐震改修工事に要した費用から50万円を引いた額の2/3に50万円を加えた額（限度額106万円または150万円）

▶木造住宅除却助成事業

耐震診断コンサルタント派遣を受けた結果、大地震等発生時に倒壊の可能性があると診断された木造住宅を建替え等により解体（除却）する費用の一部について助成します。

●**助成額**

除却工事に要した費用の1/2（限度額100万円）

▶分譲マンション耐震化促進アドバイザー派遣

区内の旧耐震基準の分譲マンションの管理組合に対してアドバイザー（一級建築士、弁護士など）を無料で派遣します。

●派遣対象者

・建物の区分所有などに関する法律に基づく管理組合
・建て替えなどの円滑化に関する法律に基づくマンション建替組合、個人施行者もしくは認定買受人

▶分譲マンションの耐震化支援事業

分譲マンションの管理組合が耐震診断などを行う費用の一部を助成します。

●対象となる分譲マンションの条件

・3階建て以上であること
・2人以上の区分所有者が存在する建物又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく認定買受人などで、延べ面積の過半が住居として使用されていること
・建築確認済証や検査済証の発行を受けていることなど

●助成額

耐震診断に要した費用の2/3（限度額300万円）
補強設計に要した費用の2/3（限度額300万円）
耐震改修工事に要した費用※の2/3（限度額2,000万円）
※延べ面積1,000㎡未満の場合は、23％をかけた額。
※延べ面積1,000㎡以上の場合は、33％をかけた額。
※一般緊急輸送道路沿道の分譲マンションの場合
耐震診断に要した費用の4/5（限度額400万円）
補強設計に要した費用の4/5（限度額300万円）
耐震改修工事に要した費用の2/3または1/3（限度額2,000万円）

▶ブロック塀等安全化対策促進事業

ブロック塀等の倒壊による人的被害を防ぐため耐震診断、除却・建て替え工事の費用の一部を助成します。

●対象となるブロック塀

道路幅員が4.0メートル以上の緊急輸送道路・避難路・通学路に面していること等詳細はお問い合わせください。

地域防災

問 防災課災害対策推進係　☎3463-4475　FAX5458-4923

▶自主防災組織に参加しましょう

大地震が発生した直後は、家屋の倒壊や火災が同時に多発し、防災機関の対応能力を超えてしまうことが想定されます。

災害による被害を最小限にとどめるためには、一人一人の行動と、地域の人々の協力が必要です。

渋谷区では、町会・自治会を基盤とした自主防災組織が、普段から「自分たちのまちは自分たちで守る」を合言葉に、防災訓練をはじめ、さまざまな防災活動を行なっています。

火災／救急／救助

▶火災・風水害などにおける被災者への見舞金

問 防災課災害対策推進係　☎3463-4475　FAX5458-4923

火災・風水害などで住宅に被害を受けた人に、見舞金を支給します。

●見舞金

・全焼・半焼・全壊・半壊・流出・冠水
2人以上世帯＝6万円、単身世帯＝3万円
・部分焼・床上浸水
2人以上世帯＝2万円、単身世帯＝1万円

▶火災による被害の証明

問 渋谷消防署　☎3464-0119　FAX3464-0143

火災の事実と被害の証明は、税金の減免、保険金の請求、有価証券・免状などの再発行、登記の抹消などを申請するときに必要となります。

証明書は消防署、消防出張所で発行します。

▶水災による被害の証明

問 防災課災害対策推進係　☎3463-4475　FAX5458-4923

水災の事実と被害の証明は、税金の減免、保険金の請求、有価証券・免状などの再発行、登記の抹消などを申請するときに必要となります。

防災マップ

凡例②

一時集合場所
災害時に危険を回避するために一時的に集合する場所

避難場所
延焼火災やその他の危険から避難する場所

避難所
家屋の倒壊や焼失などで被害を受けた人が、一時的に生活する場所

一時集合場所・避難所

(自) 自主避難施設
災害の発生が懸念される場合、事前の避難を希望する人を対象に一時的に開設する施設(主に台風や大雨等の際に開設する施設)
※災害の規模に応じて必要な避難所、自主避難施設を開設します

(医) 緊急医療救護所
災害時に利用できる医療施設

★ 福祉避難所
避難所に避難した被災者のうち介護などのケアが必要な高齢者、障がい者等を受け入れる場所

「渋谷区洪水ハザードマップ」

渋谷区では、区内の「神田川流域」「渋谷川流域」について、東京都の公表資料に基づいた洪水ハザードマップを作成しています。また渋谷区地図情報システムにて洪水ハザードマップの拡大図や、過去の浸水実績をインターネット上でご覧いただけます。

洪水ハザードマップ　渋谷区地図情報システム

●避難場所町丁別割当

避難場所名	有効面積	避難計画人口	計画人口のうち渋谷区の割当町丁目
明治神宮・代々木公園一帯	811,210平方メートル	157,998人	上原1丁目、笹塚2丁目、笹塚3丁目、神宮前1丁目、神宮前2丁目の一部、神宮前3丁目の一部、神宮前4丁目、千駄ヶ谷1丁目の一部、千駄ヶ谷2丁目の一部、千駄ヶ谷3丁目、千駄ヶ谷4丁目、富ヶ谷1丁目、西原1丁目、幡ヶ谷2丁目、幡ヶ谷3丁目、初台1丁目、初台2丁目、本町1丁目、本町2丁目、本町4丁目、本町5丁目、本町6丁目、元代々木町、代々木1丁目、代々木2丁目、代々木3丁目、代々木4丁目、代々木5丁目、代々木神園町
青山学院・実践女子学園一帯	75,230平方メートル	50,255人	渋谷4丁目、東1丁目、東2丁目、東3丁目、東4丁目
聖心女子大学一帯	69,727平方メートル	29,161人	広尾1丁目、広尾2丁目、広尾3丁目、広尾4丁目、広尾5丁目
明治神宮外苑地区	354,235平方メートル	80,983人	神宮前2丁目の一部、神宮前3丁目の一部、千駄ヶ谷1丁目の一部、千駄ヶ谷2丁目の一部
新宿御苑	383,193平方メートル	151,124人	千駄ヶ谷5丁目、千駄ヶ谷6丁目
新宿中央公園・高層ビル群一帯	181,081平方メートル	74,180人	本町3丁目
恵比寿ガーデンプレイス	54,245平方メートル	36,924人	恵比寿1丁目、恵比寿2丁目、恵比寿3丁目、恵比寿4丁目
駒場東大一帯	222,874平方メートル	42,653人	上原2丁目、上原3丁目、富ヶ谷2丁目
区立代々木大山公園・製品評価技術基盤機構一帯	29,830平方メートル	23,018人	大山町、笹塚1丁目、西原2丁目、西原3丁目、幡ヶ谷1丁目
地区内残留・渋谷地区	375ヘクタール	191,122人	鶯谷町、宇田川町、恵比寿西1丁目、恵比寿西2丁目、恵比寿南1丁目、恵比寿南2丁目、恵比寿南3丁目、神山町、桜丘町、猿楽町、渋谷1丁目、渋谷2丁目、渋谷3丁目、松濤1丁目、松濤2丁目、神宮前5丁目、神宮前6丁目、神泉町、神南1丁目、神南2丁目、代官山町、道玄坂1丁目、道玄坂2丁目、南平台町、鉢山町、円山町

※浸水予想区域内の避難所のため、危険と判断した際は開設しない場合があります。

施設案内

出張所・区民サービスセンター

区内には9の出張所と区民サービスセンターがあります。最寄りの出張所または区民サービスセンターをご利用ください。

◎新橋出張所
恵比寿1-27-10　☎3441-4164　FAX5420-1059

◎上原出張所
上原1-18-6　☎3467-2551　FAX3466-0440

◎初台出張所
初台1-33-10　☎3370-0296　FAX3379-7912

◎恵比寿駅前出張所
恵比寿4-2-6　☎3280-0701　FAX3280-0703

◎西原出張所
西原2-28-9　☎3466-7187　FAX3466-0855

◎本町出張所
本町4-39-1（本町CC本町コミュニティセンター内）
☎3377-6171　FAX3379-7913

◎笹塚出張所
笹塚3-1-9　☎3376-1428　FAX3379-8705

◎千駄ヶ谷出張所
千駄ヶ谷4-25-14　☎3402-7377　FAX3402-4360

◎神宮前出張所
神宮前6-10-14　☎3400-3627　FAX5466-0597

◎区民サービスセンター
渋谷2-21-1 渋谷ヒカリエ8階
☎3797-0935　FAX3797-0938

出張所の主な窓口事務（新橋出張所を除く）

●各種証明書の発行
住民票の写し・記載事項証明書・印鑑登録証明書
（登録場所以外の出張所や区役所でも発行します）
課税・納税証明書
戸籍全部事項・個人事項証明書
戸籍の身分証明書
住居表示・地番変更証明書

●手続きの受付
住所や世帯の変更
印鑑の登録
マイナンバーカードの券面変更
国民健康保険の資格取得・喪失・資格確認書の交付（再発行）
後期高齢者医療資格確認書・介護保険被保険者証などの再発行
高額療養費の申請
国民年金の資格取得
児童手当・子ども医療費助成の申請
妊娠届
ハッピーマザー出産助成金の申請
飼い犬の予防注射済票の交付
出生届（受付は16時まで。一部受付できない場合があります）
難病医療助成の更新
★自動車仮ナンバーの貸出と貸出窓口への返却
★要介護・支援の人への食事券販売

●各種支払い
住民税・軽自動車税・国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料・幼稚園保育料・住宅使用料・返還金・償還金

●受付時間
月～金曜日8:30～17:00（祝休日・年末年始を除く）
※出張所では、出生届以外の戸籍届出はできません。
※外国籍区民の人は、一部の手続きが出張所ではできない場合があります。
※★の事務は区民サービスセンターではできません。

区民サービスセンターの窓口事務

・出張所の主な窓口事務
・子ども医療費助成の医療証の交付（転入・転居等）
※戸籍関係の届出は区民サービスセンターではできません（出生届を除く）。
※外国人住民の人は、区民サービスセンターでは手続きできない場合があります。
※月～金曜日の17:00～19:00と土曜日は取扱業務が異なります。詳しくは平日夜間・土曜窓口（P.58参照）を確認してください。

●受付時間
月～金曜日 11:00～19:00
土曜日 9:00～17:00
※祝休日・年末年始を除く

区民会館

区内には4つの区民会館があります。
利用申込は、利用希望日の2か月前から前日まで各区民会館で受付します（申込が受付開始時に重複した場合は抽選）。

●受付時間　9:00～20:00（休館日を除く）
※抽選は9:00から　※電話での申込みは10:00から

●休館日　年末年始（12月29日～1月3日）
・月曜日と第1日曜日＝初台
・月曜日と第2日曜日＝幡ヶ谷
・火曜日と第3日曜日＝氷川
・火曜日と第4日曜日＝笹塚

●各館案内

◎氷川
東2-20-18　☎3409-1195
・施設案内
会議室1号（定員65人）、会議室2号（定員35人）、集会室（定員35人）

◎初台
初台1-33-10　☎3370-8605
・施設案内
大集会場（定員100人）、小集会場（定員20人）

◎笹塚
笹塚3-1-9　☎3377-1060
・施設案内
会議室1号（定員100人）、会議室2号（定員90人）、会議室3号（定員24人）、和室（定員42人）

◎幡ヶ谷
幡ヶ谷3-4-1　☎3377-6203
・施設案内　集会場(定員500人)
※各館の日曜日の開館時間は9:00～17:00

地域交流センター

地域交流センターは、ジュニアからシニアまで誰もが集い憩える場として、地域活動や世代間の交流、親睦を促進するための施設です。
区内には11の地域交流センターがあります。

●使用方法

・団体使用施設
区内在住・在勤・在学の人が主な構成員で組織・運営されている団体が使用できる施設です。ゲスト利用を除き、事前に団体登録が必要です。
・個人使用施設
区内在住で60歳以上の人が使用できる施設です。事前に登録が必要です。

●団体使用施設の使用申請

・受付場所　渋谷区施設予約システム・利用予定の地域交流センター
・窓口受付時間　9:00～20:00(日曜日は17:00まで)
※休館日を除く
団体登録、個人登録について詳しくは各施設に問い合わせてください(団体登録の区分により、使用料の減免や使用申請の受付期間が異なります)。

●各館案内

◎地域交流センター　新橋
恵比寿1-27-10　☎3444-0461
◎地域交流センター　恵比寿
恵比寿西2-8-1　☎3461-3453
◎地域交流センター　大向
松濤1-26-6　☎3466-2131
◎地域交流センター　上原
上原1-18-6　☎3467-1349
◎地域交流センター　西原
西原2-26-7　☎3466-0890
◎地域交流センター　西原(分室)
西原2-28-9　☎3466-0890
◎地域交流センター　代々木
代々木3-51-8　☎3370-7741
◎地域交流センター　二軒家
本町3-35-4　☎3299-5577
◎地域交流センター　本町
本町6-6-2　☎3377-5160
◎地域交流センター　笹塚
笹塚1-27-1　☎3481-8611
◎地域交流センター　代々木の杜
代々木2-35-1　☎5371-1571
◎地域交流センター　神宮前
神宮前6-10-14　☎3409-4565
詳しくは、区ポータルを確認してください。

区民施設

区民施設は、区民文化の向上及び区民福祉を増進し、地域文化の振興を図るための施設です。
区内には4つの区民施設があります。

●使用方法

・団体使用施設
区内在住・在勤・在学の人が主な構成員で組織・運営されている団体が使用できる施設です。YCC 代々木八幡コミュニティセンター・SCC 千駄ヶ谷コミュニティセンター・本町CC 本町コミュニティセンターのゲスト利用を除き、事前に団体登録が必要です。
・個人使用施設
区内在住で60歳以上の人が使用できる施設です。事前に登録が必要です。

●団体使用施設の使用申請

・笹塚駅前区民施設
受付時間　10:00～20:00(日曜日・祝休日は17:00まで)
※休館日を除く
※電話による仮予約は11:00から
・コミュニティセンター(YCC 代々木八幡・SCC 千駄ヶ谷・本町CC 本町)
受付場所
渋谷区施設予約システム・施設窓口にて予約
窓口受付時間　9:00～20:00
※休館日を除く
団体登録、個人登録について詳しくは各施設に問い合わせてください(団体登録の区分により、使用料の減免や予約期間・使用申請の受付期間が異なります)。

●各館案内

◎笹塚駅前区民施設
笹塚1-47-1　☎3460-6784
◎YCC 代々木八幡コミュニティセンター
代々木5-1-15　☎3466-3239
◎SCC千駄ヶ谷コミュニティセンター
神宮前1-1-10　☎6434-7057
◎本町CC 本町コミュニティセンター
本町4-39-1　☎5990-6350
詳しくは、区ポータルを確認してください。

敬老館

元気な高齢者の憩いの場として設置している施設です。

西原敬老館

西原2-35-12　☎3466-6249

●**施設**　和室(30畳・15畳)、浴室、マッサージ機、テレビ、カラオケ、囲碁、将棋

初台敬老館

初台1-9-8　☎3374-3978

●**施設**　和室(49畳・20畳)、洋室、マッサージ機、浴室、テレビ、カラオケ、囲碁、将棋

千駄ヶ谷敬老館

千駄ヶ谷1-1-7　☎3401-0600

●**施設**　和室(39畳・16畳)、浴室、マッサージ機、テレビ、カラオケ、囲碁、将棋

〈共通〉

●**使用料**　無料
●**利用時間**　9:00～17:00
●**休館日**　日曜日、年末年始
●**利用できる人**　区内在住の60歳以上の人
●**利用手続**　敬老館または地域福祉課福祉施設係で利用者カードの交付を受けてください。

はつらつセンター

名称・所在地など	施設	利用時間	休館日
はつらつセンター幡ヶ谷 幡ヶ谷2-19-14　☎3374-0785	多目的室、憩い室、浴室、リラクゼーションルームなど	9:00～21:00(日曜日の利用は、18:00まで) ※浴室の利用　10:00～15:45	木曜日、年末年始
はつらつセンター富ヶ谷 富ヶ谷2-27-12　☎3467-4671	多目的室、浴室、リラクゼーションルームなど		金曜日、年末年始
はつらつセンター参宮橋 代々木4-4-1　☎5352-8805	多目的室、浴室、リラクゼーションルームなど		月曜日、年末年始
はつらつセンター ケアステーション本町 本町2-9-17　☎5334-9980	多目的室、足湯	9:00～21:00(月曜日の利用は、17:30まで) ※足湯の利用　11:00～16:00 (7月1日～9月30日を除く)	日曜日、年末年始

地域の生きがい活動の拠点となる施設です。

●**対象**

・個人利用　区内在住で60歳以上の人
・団体利用　詳しくは、各センターに問い合わせてください。

※はつらつセンターケアステーション本町の足湯は区内在住・在勤・在学の人はどなたでも利用できます。

●**利用手続**

・個人利用　事前にセンター窓口で個人利用の登録が必要です。
・団体利用　渋谷区施設予約システムまたは施設窓口での団体登録及び使用申請が必要です。

●**使用料**　無料

リフレッシュ氷川(清掃工場還元施設)

問 東1-26-23　☎5466-7700　FAX5466-1101

渋谷清掃工場の還元施設(区民利用施設)として、各種の催し物ができる集会室をはじめ、地域のさまざまな活動にこたえるよう、多種の機能を備えています。

●**使用方法**

・団体使用施設
　区内在住・在勤・在学の人を主な構成員(構成員の半数以上)とする、10人以上の団体が使用できます。事前に団体登録が必要です。
・個人使用施設
　高齢者シャワー室は、区内在住の65歳以上の人が使用できます。事前に登録が必要です。

●**団体使用施設の使用申請**

・受付時間　9:00～20:00(日曜日は17:00まで)

※休館日を除く
※電話による仮予約は10:00から

団体登録、個人登録について詳しくは、施設に問い合わせてください(渋谷清掃工場周辺地域の団体などには、使用料の減免制度があります)。

●**施設概要**

・団体使用施設(9:00～21:00)
　和室(堀こたつ式)(定員20人)、茶室(10畳)、料理室(定員18人)、親子工作室(定員20人)、会議室(定員20人)、集会室(定員200人)、多目的室A(定員60人)、多目的室B(定員60人)、多目的室C(定員40人)
・休館日　水曜日
・個人使用施設(9:00～17:00)
　高齢者シャワー室、休憩室

※高齢者シャワー室は11:00～15:30

・休館日　水曜日、年末年始(12月29日～1月3日)

ふれあい植物センター（清掃工場還元施設）

問 東2-25-37　☎5468-1384　FAX5468-9385

渋谷清掃工場の還元施設として、清掃工場で発電された電気の供給を受けている「栽培・収穫・消費」が体験できる植物園です。季節ごとにイベントやワークショップを開催しています。

●**開園時間**
10:00～21:00（入園受付20:30まで）

●**入園料**
100円（年間フリーパスあり、未就学児、60歳以上の人、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳を持っている人とその付き添いの人1人、渋谷区清掃工場周辺地域に住所を有する人（広尾一丁目1番～6番、13番～16番、広尾三丁目、渋谷二丁目2番～3番、渋谷三丁目1番～28番、渋谷四丁目、東一丁目、東二丁目、東三丁目3番～27番、東四丁目）は無料）

●**休園日**
月曜日（祝日または振替休日の場合は翌平日）、年末年始（12月29日～1月3日）

勤労福祉会館

問 神南1-19-8　☎3462-2511　FAX3462-2022

勤労者が気軽にスポーツ、レクリエーションを楽しみ、またサークル活動などを行うための施設です。

●**利用対象**　都内の中小企業で働く勤労者

●**施設**
卓球室（卓球台2台）、トレーニング室、体育館（卓球、バドミントン、バレーボール）、集会室（洋室4、和室2）

●**利用時間**　9:00～21:00

●**休館日**　月曜日、第2日曜日、年末年始

団体利用

●**予約受付**
・体育館　6か月前の同日から
・集会室・トレーニング室　2か月前の同日から
※労働組合の定期大会の場合は3か月前から
※受付開始日が休館日の場合および同日がない場合は、休館日直近の開館日から

●**受付時間**　9:00～20:00（先着順）
※受付開始日の9:00に申し込みが重複したときは抽選となります。

●**電話による仮予約**
受付開始日以降の10:00～20:00に受け付けています。
仮予約後は申し込みの日を含めて10日以内に窓口で使用申請手続きを完了してください。

●**個人利用**
・体育館（バドミントン・卓球）
火・土・日曜日（第2日曜日を除く）、祝休日（月曜日にあたる日を除く）は、個人利用日です。
・トレーニング室
団体利用が行われていない時間に個人利用ができます。
・卓球室
毎日（休館日を除く）、個人利用ができます。
※いずれも、使用前に受付で利用手続きをしてください。受付時間は、9:00から20:00までです。

住民自主管理施設

問 総務課庁舎管理係　☎3463-1415　FAX3463-2949

地域の人が気軽に利用できる施設として設けたものです。運営は、地域の人が「管理運営協議会」をつくり、自主的に行なっています。

●**利用資格**　地域の区民であること

●**利用方法**　事前に管理運営協議会の承認を受けてください。

名称	所在地
広尾一丁目施設	広尾1-11-5-102
東一丁目施設	東1-11-6
氷川東会館施設	東2-20-18
東四丁目施設	東4-13-2　若羽倶楽部2階
鉢山町施設	鉢山町3-1
桜丘町施設	桜丘町30-2
代々木一丁目施設	代々木1-37-10
代々木二丁目施設	代々木2-13-9
代々木四丁目施設	代々木4-23-12
元代々木町施設	元代々木町2-11 GSハイム第2代々木公園103
大山町施設	大山町21-10　大山町会館1階
本町一丁目施設	本町1-15-13
本町六丁目施設	本町6-32-11
笹塚一丁目施設	笹塚1-50-16
笹塚十号坂施設	笹塚3-19-2　青田ビル1階
笹塚三丁目施設	笹塚3-22-10
幡ヶ谷二丁目施設	幡ヶ谷2-53-7
幡ヶ谷三丁目施設	幡ヶ谷3-39-1
千駄ヶ谷施設	千駄ヶ谷2-2-10
神宮前三丁目施設	神宮前3-19-6
神宮前六丁目施設	神宮前6-21-11

青年館

初台青年館

問 初台1-33-10（初台区民施設3・4階）　☎3370-8602

青少年や青少年育成団体のグループ活動やレクリエーションに利用するための施設です。利用には団体登録が必要です。申し込みは、直接、初台青年館で受け付けます。

●**施設**　第1・2・3集会室（20～80人）、レクリエーションホール（200人）、和室（20人）、談話室

●**使用料**　無料

●**利用時間**　9:00～21:00（日曜日は17:00まで）

●**休館日**　月曜日、第1日曜日、年末年始

消費者センター

問 渋谷1-12-5　☎3406-7641

区民の消費生活の安定と向上を図るための施設です。消費生活講座などの消費者啓発事業をはじめ、消費者生活情報の収集と提供、消費者相談などを行なっています。

●施設

室名		概要	
4階	消費者相談コーナー	契約上のトラブル、買い物相談など、消費生活全般にわたる相談を専門の相談員が受け付け、助言・情報提供をしています。	
	事務室	受付	
2階	研修室	定員42人 ※通常27人着席で配置	消費生活に関する自主的なグループ活動の場として活用できます。
	会議室	定員30人 ※通常24人着席で配置	
	グループ活動室	定員6人	
	資料コーナー	消費生活関連の雑誌、図書などを自由に閲覧できます。	

●利用時間　9:00～21:00（土曜日は17:00まで）
●休館日　日曜日、第2・4土曜日、祝休日、年末年始

▶消費者相談コーナー

購入した商品などに関する相談・契約上のトラブルなど、消費生活についての助言・情報提供をしています。

●利用できる人　区内在住・在勤・在学の人
●相談日　月～金曜日（休館日を除く）9:30～16:00
●相談専用電話　☎3406-7644

商工会館

問 渋谷1-12-5　☎3406-7641

区内の中小企業の発展を図ることを目的とした施設です。

●施設
クラブ室（30人）、ワークラウンジ、第1会議室（90人）、第2会議室（12人）、第3会議室（18人）、事務室（受付）、大研修室（立席300人、着席200人）、セミナー室（18人）

●利用できる人
区内の中小企業者とその従業員で構成された団体。または、区内の中小企業従業員で構成された団体（事前に団体登録が必要です）。ただし、ワークラウンジは区内の中小企業者、従業員などの個人。

●利用申込
施設を利用するには、施設予約システムにて予約が必要となります。
詳しくは、区ポータルを確認してください。

●利用時間　9:00～21:00（土曜日は17:00まで）
●休館日　日曜日、第2・4土曜日、祝休日、年末年始

本町リサイクルセンター

問 本町1-56-2　☎3372-1020　FAX3372-1066

●利用時間　9:00～17:00
●休業日　月曜日、祝休日、年末年始

不用品の委託販売

家庭で不用になった品物を、必要とする人へ販売します。

●出品するには
登録の上、申し込みが必要です。
・登録　区内在住・在勤・在学で20歳以上の人
・申込　開業日の9:00～16:00に品物を持参

●購入するには
開業日の9:00から17:00まで販売しています。

資源回収

建物内に置いてあるコンテナに分別して入れてください。

●収集品目
新聞、雑誌、段ボール、紙パック、びん、缶、ペットボトル、食品用発泡スチロールトレイ、食用油、小型家電、衣類など、食器・調理器具、小型充電式電池

フードドライブ

食品ロスの解消と有効利用のため、家庭で使いきれない食品を集めます。

美竹リユースコーナー

問 渋谷1-2-17　☎・FAX5466-1020

木製家具類の引取り・再生・販売

家庭で不用となった家具を引き取り、再生して展示・販売します。
引取りは有料です。事前に電話で連絡してください。

●利用時間　月曜日～金曜日　9:00～17:00
土曜日　9:00～16:00
●休業日　第2土曜日、日曜日、祝休日、年末年始

障害者福祉センターはぁとぴあ原宿

問 神宮前3-18-37　☎5412-0050　FAX5412-2355

障害者総合支援法などに基づき、区の障がい者施設における中核施設として事業を実施しています。

●実施事業
施設入所支援
生活介護
短期入所
緊急一時保護
児童発達支援
障がい児保育型日中一時支援

りばぁさいど原宿

問 神宮前3-18-33
事務所代表 ☎5843-0751 FAX5843-0732

重症心身障がい者(児)及び医療的ケアを必要とする身体障がい者(児)を主な利用対象者として、ライフステージに合わせた支援の提供と共に、渋谷区の地域生活支援拠点整備における中核施設として、相談や緊急時の対応などの機能を担う施設です。

●**実施事業**
児童発達支援
居宅訪問型児童発達支援
保育所等訪問支援
放課後等デイサービス
生活介護
短期入所
相談支援
医療的ケア児等コーディネーター事業
機能訓練

障害者福祉センター 代々木の杜(ピア・キッズ)

問 代々木2-35-1 ☎5371-1550 FAX5371-1554

療育が必要な児童に対して、児童福祉法に基づくサービスを提供し、児童の健やかな成長と保護者の子育てを支援するための通所施設です。

●**実施事業**
児童発達支援
放課後等デイサービス
障害児相談支援
保育所等訪問支援

にこっと原宿

問 神宮前6-10-14 ☎6803-8652 FAX6803-8653

放課後の介護などを行うことが困難で、特別支援学校に通学する障がいや発達の遅れのある児童を対象に、児童の健やかな成長の促進と家族の就労支援を目的として、日中一時的に預かり、見守りや日常生活に必要な介護を行う施設です。

●**実施事業**
障がい児保育型日中一時支援

景丘の家

問 恵比寿4-5-15 ☎6455-7835

子どもから高齢者まで幅広い世代が地域で集い、交流できる施設です。また、渋谷区こどもテーブルの総本山として、子ども食堂や居場所づくり、学習支援の団体が活動をしています。

●**施設**
おやこフロア、こどもテーブル、サロン・受付、プレイフロア、スタジオ1、スタジオ2

●**利用できる人**
原則、区内在住・在学の人

●**開館時間**
火曜日・水曜日　11:00～19:00
木曜日・金曜日　11:00～21:00
土曜日　10:00～21:00
日曜日・祝日　10:00～18:00
【3階おやこフロア・地下1階プレイフロア】
火曜日～金曜日　11:00～18:00
土曜日・日曜日・祝日　10:00～17:00
(小学生以下の利用は18:00まで)

●**休館日**　月曜日、第2日曜日、年末年始

児童青少年センター(フレンズ本町)

問 本町6-6-2 ☎3377-5160

児童および青少年の遊びや運動・文化芸術活動のための児童館です。防音設備のあるスタジオは、音楽やダンスなどの活動に利用できます。

●**施設**
ローラースケート場、自習室兼図書室、工作室、相談室、小中高サロン、音楽スタジオ、ダンススタジオ、アリーナ

●**利用できる人**
原則、区内在住・在学の児童および青少年とその保護者

●**開館時間**　10:00～20:00(小学生は18:00まで)

●**休館日**　月曜日(祝日にあたる場合は直後の平日)、第3日曜日、年末年始

※区立学校の春・夏・秋・冬休みの期間も休館日は同じです。

代官山ティーンズ・クリエイティブ

問 代官山町7-9 ☎3780-0816

クリエイティブなワークショップを日々開催し、子どもたちが新たな価値観と出会い、自分の可能性、将来の夢を描くための興味と関心を持つきっかけになる機会を提供している児童館です。

●**施設**
創作活動室1・2、集会室、図書コーナー、多目的室

●**利用できる人**
原則、区内在住・在学の児童および青少年とその保護者

●**開館時間**
月・水～金曜日　13:00～20:00
土曜日　10:30～20:00
日曜日、祝日　10:30～18:00
区立学校夏季休業期間　10:00～18:00

●**休館日**　火曜日(祝日の場合は翌平日)、第3日曜日、年末年始

子ども発達相談センター

問 渋谷区子育てネウボラ ☎3463-3786 FAX5458-4965

「ことばが遅い、運動の発達がゆっくり、おちつきがない、友達とうまく遊べない、育てづらい」など、子どもの発達について、一人一人に合わせた配慮や支援などの相談を行なっています。

対象は18歳未満、主に0歳から就学前の乳幼児と保護者です。

●相談日

月～金曜日、第3日曜日（平日利用が難しい人対象）
9:00～17:00

※電話または渋谷マイポータルで相談日を予約してください。

※オンライン相談や電話相談、家庭などへの訪問相談も行っています。

●専門スタッフ

理学療法士、作業療法士、保育士、保健師、心理士、言語聴覚士、児童精神科医など

教育センター

問 宇田川町5-6 ☎3463-3491 FAX5458-4954

教育相談

教育相談員が子どものしつけや教育、集団不適応や不登校など学校生活に関する相談に応じています。対象はおおむね幼児から高校生までとその保護者です。希望者は、電話で申し込んでください。その際、相談内容のあらましをお知らせください。

なお、メールによる相談申込も行なっています。

●新規相談・いじめ110番 ☎3463-3798

月～金曜日・第3日曜日　9:00～17:00

●継続相談 ☎3463-3492

月～金曜日　9:00～17:00

●メール相談

ohisama17@shibuya.tokyo

※情報セキュリティーの関係で返信不能となる場合がありますので、連絡先（電話番号など）を記載してください。

けやき教室（相談指導教室）

学校に通うことができない児童・生徒に対して、学校と違った雰囲気の中で学習や集団活動を体験させ、学校生活への復帰を支援しています。

入室の相談は、教育相談で受け付けています。

●所在地　文化総合センター大和田9階（桜丘町23-21）

高齢者施設

高齢者施設と主な事業

問 高齢者福祉課福祉計画係 ☎3463-1868 FAX3463-2873

名称・所在地	連絡先	介護保険サービス	区福祉サービス	地域包括支援センター
けやきの苑・西原 西原2-19-1	☎5453-0515 FAX5453-0522	特別養護老人ホーム／デイサービス／ショートステイ	総合事業の通所型サービス	－
あやめの苑・代々木 代々木3-35-1	☎3372-1103 FAX3372-1032	特別養護老人ホーム／デイサービス／ショートステイ	総合事業の通所型サービス	あり
美竹の丘・しぶや 渋谷1-18-9	☎5464-6800 FAX5464-6801	特別養護老人ホーム／ショートステイ	－	－
総合ケアコミュニティ・せせらぎ 西原1-40-10	☎5790-0887 FAX5790-0889	特別養護老人ホーム／デイサービス／ショートステイ	総合事業の通所型サービス	あり
つばめの里・本町東 本町3-46-1	☎6383-3870 FAX5350-2560	特別養護老人ホーム／グループホーム／デイサービス／ショートステイ	総合事業の通所型サービス	あり
かんなみの杜・渋谷 神南1-8-6	☎5784-3870 FAX5784-3873	特別養護老人ホーム／デイサービス	総合事業の通所型サービス	あり
ひがし健康プラザ 東3-14-13	☎5466-2681 FAX5466-2682	デイサービス	総合事業の通所型サービス	あり
ケアステーション笹幡 幡ヶ谷2-21-9	☎5308-4332 FAX5308-4285	デイサービス	総合事業の通所型サービス	－
グループホーム笹塚 笹塚2-33-9	☎3299-2691 FAX3299-2692	グループホーム／デイサービス	－	－
恵比寿西二丁目 恵比寿西2-13-5	☎6427-0954 FAX6427-0963	グループホーム／看護小規模多機能型居宅介護事業	－	あり
◎**杜の風・上原** 上原2-2-17	☎6407-4233 FAX6407-4234	特別養護老人ホーム／デイサービス／ショートステイ	総合事業の通所型サービス	－
◎**パール** 鉢山町3-27	☎5458-4811 FAX5458-4817	特別養護老人ホーム／デイサービス／ショートステイ	総合事業の通所型サービス	－
◎**つるとかめ** 笹塚2-31-8	☎3376-1341 FAX3376-0188	特別養護老人ホーム／デイサービス／ショートステイ	総合事業の通所型サービス	－
◎**日本赤十字社総合福祉センター　レクロス広尾** 広尾4-1-23	☎6861-4800 FAX6861-4810	特別養護老人ホーム／デイサービス／ショートステイ／グループホーム／介護老人保健施設	総合事業の通所型サービス	－

◎は民間施設

※介護保険サービスについては、P.68参照　※地域包括支援センターについては、P.71参照　※総合事業については、P.69参照

▶介護老人保健施設

日常生活において介護を必要とする高齢者に、リハビリや看護・介護などのサービスを提供し、自立心の向上や社会復帰の支援を行なっています。

●施設

名称・所在地	連絡先	設置・運営	定員
グリーンポート恵比寿 恵比寿3-36-5	☎3444-2322 FAX3444-2388	医療法人財団宏寿会	入所 100人 通所 25人
日本赤十字社 総合福祉センター レクロス広尾 広尾4-1-23	☎6861-4800 FAX6861-4810	日本赤十字社	入所 100人 通所 40人

▶ケアステーション笹幡

問 幡ヶ谷2-21-9 ☎5308-4332 FAX5308-4285

幡ヶ谷・笹塚地区における、高齢者福祉の拠点施設です。

●主な施設

・高齢者在宅サービスセンター
・介護者教室
・屋上緑化

美竹の丘・しぶや

問 渋谷1-18-9 ☎3486-4594

特別養護老人ホームを中心とした複合施設です。

●主な施設

・特別養護老人ホーム（P.44参照）
・シニア・いきいきコミュニティ施設
・ベネッセ美竹の丘保育園
・介護予防施設

総合ケアコミュニティ・せせらぎ

問 西原1-40-10 ☎5790-0900 FAX5790-0884

地域密着型特別養護老人ホームや軽費老人ホームのケアハウス、高齢者用を中心とした区営住宅などのほか、地域交流機能や地域防災機能を併せ持った複合施設です。

●主な施設

・地域包括支援センター（☎5790-0881）
・高齢者在宅サービスセンター
・ボランティア室
・にしはら子育てひろば
・シニア・いきいきコミュニティ施設
・地域密着型特別養護老人ホーム（24床）
・ショートステイ（7床）
・ケアハウス（2人居室18室、単身居室48室）
・シルバー人材センター（P.70参照）
・ライフピア西原

シニア・いきいきコミュニティ施設

●施設案内

名称	所在地	連絡先	施設
シニア・いきいきコミュニティ・せせらぎ	西原1-40-10 （総合ケアコミュニティ・せせらぎ 2階）	☎5790-0507	大会議室A・B、大学習室、A～D学習室、和室
シニア・いきいきコミュニティ・美竹の丘	渋谷1-18-9 （美竹の丘・しぶや 2階）	☎3486-4594	多目的ホール、会議室A・B、料理室、クラブ室、和室、集会室

●施設の使用

福祉ボランティア活動、地域の文化・コミュニティ活動をする場として使用できます。

・使用資格　主に区内在住・在勤・在学の人で構成されている登録団体
・開館時間　9:00～21:00（日曜日は17:00まで）
・休館日　年末年始、月曜日
・使用手続き　団体使用は、渋谷区施設予約システムまたは施設窓口での団体登録および使用申請が必要です。
詳しくは、各施設に問い合わせてください。

ひがし健康プラザ

問 東3-14-13 ☎5466-2291 FAX5466-2292

福祉・保健・医療・スポーツ・レクリエーションのための総合施設です。

●主な施設

・地域包括支援センター(☎5468-5901)
・高齢者在宅サービスセンター
・介護者教室
・談話室
・休日歯科診療所(P.63参照)
・障害者等口腔保健医療
・渋谷区障害者団体連合会事務局
・アリーナ(バレーボール2面、バスケットボール1面、バドミントン、卓球など)
・プール(25m×10.5m)、ウォーキングプール、ながれるプール、ジャグジープール、クアプール
・多目的ルーム
・トレーニング室
・工作室
・子育てひろば
・ワークセンターひかわ

LINE CUBE SHIBUYA(渋谷公会堂)

問 宇田川町1-1 ☎5457-3304

平成27年からの建て替え工事を経て、令和元年5月竣工、同年10月開業。ネーミングライツの導入により、通称名を「LINE CUBE SHIBUYA」としています。

・設備　オーケストラピット、照明、ピアノ、音響設備、映写設備など
・定員　1,956人
・申込開始日　使用予定日の属する月の1年前の月の1日から5営業日

文化総合センター大和田

問 桜丘町23-21 ☎3464-3381

旧大和田小学校跡地を利用した渋谷の新たな文化、教育、福祉、健康の拠点となる施設です。

主な施設

●さくらホール

高品位な音響性能と良好な使い勝手を備えたホール(定員735人)です。

●伝承ホール

伝統芸能から現代演劇まで幅広い舞台芸術に対応できるホール(定員345人)です。

●練習室

音楽練習から小規模な発表会まで可能な大練習室など、計5室の練習室があります。

●コスモプラネタリウム渋谷(P.47参照)
●区民健康センター桜丘(P.63参照)
●区民学習センター

学習、会議、その他文化的活動の場として、学習室や作品展示ができるロビーを備え、文化活動や地域交流のための利用のほか、シニアいきいき大学の各種教室としても利用されています。また、校歴展示室では、旧大和田小学校の歴史資料を保存展示しています。

●多目的アリーナ

バスケットボールコート約一面分の広さで、地域の健康増進や体力増強の場などに活用されています。

●こども科学センター・ハチラボ
●こもれび大和田図書館(P.49参照)
●さくら上宮保育園
●渋谷インクルーシブシティセンター〈アイリス〉(P.102参照)
●在宅医療相談窓口(P.71参照)
●地域共生サポートセンター〈結(ゆい)・しぶや〉
●けやき教室(相談指導教室)
●障害者就労支援センター　「ハートバレーしぶや」(P.79参照)

川本喜八郎人形ギャラリー

問 文化振興課交流推進係 ☎3463-1142 FAX5458-4938

人形美術家・川本喜八郎氏の人形(「三国志」「平家物語」)を、テーマに合わせて展示しています。

●所在地　渋谷2-21-1渋谷ヒカリエ8階
●開館時間　11:00～19:00
●入館料　無料
●休館日　年中無休(年末年始、展示入替期間などを除く)

松濤美術館

問 松濤2-14-14 ☎3465-9421 FAX3460-6366

絵画・彫刻・工芸など幅広い分野・時代にわたる特別展のほか、2・3月には区内在住・在勤・在学の人による公募展やサロン展を開催しています。

●開館時間

特別展開催時　10:00～18:00(金曜日は20:00まで)
※公募展・サロン展期間中は9:00～17:00
※入館は閉館30分前まで

●入館料　展覧会ごとに異なります
※団体(10人以上)は2割引
※区内在住の人は2割引きおよび金曜日は無料(受付で住所が確認できるものを提示)
※土曜日、日曜日、祝休日、夏休み期間は、小中学生は無料
※障がいのある人と付き添い1人は無料(受付で手帳などを提示)

●休館日

月曜日(祝休日を除く)、祝休日の翌日(土曜日、日曜日を除く)、年末年始、展示替えの期間中(ホームページなどを確認してください)

旧朝倉家住宅

問 猿楽町29-20 ☎3476-1021

国の重要文化財となっている大正期の和風建築物である旧朝倉家住宅を公開しています。

●**公開時間** 10:00～18:00（入館は17:30まで）
※11月1日から2月末日までは10:00～16:30（入館は16:00まで）
●**観覧料**
区内在住の人：個人200円、年間観覧料800円
小中学生：個人50円、年間観覧料200円
一般：個人500円、年間観覧料2,000円
団体（10人以上）：一般400円、小中学生40円
※区内在住で60歳以上の人、障がいのある人および付き添いの人（1人）は無料
●**休館日**
月曜日（休日の場合は直後の平日）、年末年始

白根記念渋谷区郷土博物館・文学館

問 東4-9-1 ☎3486-2791 FAX3486-2793

区に関わりのある考古・歴史・民俗などの郷土資料や、区にゆかりのある作家の文学資料を展示した常設展示のほか、特別展示や企画展示を行なっています。

●**開館時間** 9:00～17:00
※入館は閉館30分前まで
●**入館料** 一般100円、小中学生50円
団体（10人以上）一般80円、小中学生40円
※60歳以上の人、障がいのある人と付き添いの人は無料
●**休館日** 月曜日（休日の場合は直後の平日）、年末年始
※リニューアル工事のため令和8年3月より休館します。

こども科学センター・ハチラボ

問 桜丘町23-21 文化総合センター大和田3階
☎3464-3485 FAX3464-4785

学校の授業では体験できないさまざまな実験やものづくりなどの講座、イベント、触って遊べる展示などを行なっています。子どもたちが楽しみながら科学や数学、ものづくりが好きになるよう支援します。

●**開館時間** 10:00～17:00
●**入館料** 無料
●**休館日** 月曜日（休日の場合は直後の平日）
※区立学校の長期休業日を除く、年末年始
●**交通** 「渋谷駅」約5分、ハチ公バス・大和田シャトルバス「文化総合センター大和田」すぐ

コスモプラネタリウム渋谷

問 桜丘町23-21 文化総合センター大和田12階
☎3464-2131 FAX3464-2148

プラネタリウム投影機と全天周デジタル映像投影システムを備え、美しい星空と臨場感あふれる映像空間を演出します。

●**客席** 120席
●**開館時間** 火曜日～金曜日 12:00～20:00
土曜日・日曜日、祝休日 10:00～20:00
●**投影観覧料** 一般800円、小中学生400円
※身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳（愛の手帳）を持っている人と付き添いの1人は無料
※貸切投影、イベントなどの利用貸切を行なっています。詳しくは、文化総合センター大和田ホームページを確認してください。
●**休館日** 月曜日（祝日の場合は直後の平日）、年末年始
※機器点検などで臨時休館となる場合があります。

駒テラス西参道

問 代々木4-1-16 ☎6300-5721

将棋を通じた魅力あるまちづくりのための施設です。ホール、ギャラリー、スタジオ、カフェがあり、将棋教室をはじめ、さまざまなイベントや将棋にまつわる展示、ラジオ番組の公開収録などを行います。

●**開館時間** 10:00～18:00
●**休館日** 火曜日、年末年始
●**交通** 小田急線「参宮橋駅」東口徒歩約3分
京王バス・ハチ公バス「参宮橋」徒歩約1分
●**貸出** 空き時間にホールとスタジオの一般貸出をしています。

スポーツ施設

スポーツセンター

問 西原1-40-18 ☎3468-9051 FAX3468-9133

●**屋内施設**
大・小体育室（バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球など）、第1・2・3武道場（柔・剣道、弓道・アーチェリー）、トレーニング室、スタジオ、プール、子どもプール、幼児体育室、第1・2・3会議室
●**屋外施設**
運動場（軟式野球、サッカー、陸上競技など）、ソフト・硬式庭球場
●**利用資格**
区内在住・在勤・在学の人
●**利用方法**
・個人使用
当日、券売機で使用券を購入してください。
・貸切使用
事前に団体登録が必要です。
●**高齢者・障がい者の使用料免除**
事前に登録すると、使用料が免除になります。
・個人使用
60歳以上の人、および身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳を持っている人と付き添いの人1人
・貸切使用
4分の3以上が60歳以上の人で構成されている団体、障がい者の福祉の増進を目的とした団体
●**無料公開日**
・対象 区内在住の人
・公開日 こどもの日、敬老の日、スポーツの日
●**休館日**
第1・3月曜日（祝休日にあたるときはその直後の平日）、年末年始

そのほかのスポーツ施設

●二子玉川区民運動施設
世田谷区鎌田1-1-2先
（管理事務所　世田谷区玉川3-3-11）
☎3709-3328　FAX3709-3467
・施設　野球場5面、運動場1面、庭球場5面
・利用時間　9:00～17:00
・利用方法　貸切使用は事前に団体登録が必要

●代々木西原公園庭球場
西原1-47-8　☎・FAX3485-5187
・施設　庭球場2面
・利用時間　9:00～21:00
・利用方法　貸切使用は事前に団体登録が必要

●代々木大山公園運動場
西原2-53-1　☎・FAX3466-7229
・施設　野球場2面（少年野球用）
・利用時間　9:00～17:00
（6月16日～8月15日は19:00まで）
・利用方法　貸切使用は事前に団体登録が必要

●猿楽トレーニングジム
猿楽町12-35　☎3461-3447　FAX3461-3448
・施設　トレーニングジム
・利用時間　9:00～21:00（入場は20:30まで）

●笹塚高架下施設
笹塚1-50-16　☎3463-3295　FAX3463-3822
（学びとスポーツ課スポーツ振興係）
・施設　体育室（1室）、会議室（2室）
※地域住民の自主管理施設のため、利用制限があります。

●中幡小学校温水プール
幡ヶ谷3-49-1（中幡小学校体育館地下）
☎3376-1069　FAX3376-1072
・施設　温水プール（25m×6コース）
・利用時間　学校が利用する日
13:30～21:00（入場は20:00まで）
学校が利用しない日
9:00～21:00（入場は20:00まで）
・利用方法　貸切使用は事前に団体登録が必要

●上原中学校温水プール
上原3-41-2（上原中学校体育施設棟内）
☎・FAX3460-7531
・施設　温水プール（25m×6コース、スロープとウォーキングゾーンあり）、ジャグジープール（楕円形、7・8人用）
・利用時間　学校が利用する日
15:30～21:00（入場は20:00まで）
学校が利用しない日
9:00～21:00（入場は20:00まで）
日曜日
9:00～19:00（入場は18:00まで）
・利用方法　貸切使用は事前に団体登録が必要

●代官山スポーツプラザ
代官山町17-9　☎5428-0831　FAX5428-0832
・施設　プール（25m×6コース）、サブプール（13m×4m）、幼児プール（屋外・夏期のみ）、多目的ルーム、レクリエーションルーム
・利用時間　プール　9:00～21:00
（入場は20:00まで）
・利用方法　貸切使用は事前に団体登録が必要

●ひがし健康プラザ
東3-14-13　☎5466-2291　FAX5466-2292
・施設　アリーナ（バスケットボール1面、バレーボール2面、卓球12台、バドミントン6面、そのほか屋内種目、冷暖房完備）
プール　メインプール（25m×5コース）、ウォーキングプール・ながれるプール（各外周30m）、ジャグジープール（円形内径2m）、クアプール（水中ベッド4台）
・利用時間　9:00～21:00（入場は20:00まで）
・利用方法　貸切使用は事前に団体登録が必要

●渋谷本町学園温水プール
本町4-3-1（渋谷本町学園アリーナ棟内）
☎3373-1303　FAX6276-3810
・施設　温水プール（25m×6コース）
・利用時間　学校が利用する日　16:00～21:00（入場は20:00まで）
学校が利用しない日　9:00～21:00（入場は20:00まで）
土・日曜日、祝休日　9:00～17:00（入場は16:00まで）

●本町CC 本町コミュニティセンター（スポーツ施設部分）
本町4-39-1　☎5990-6350　FAX5990-6351
・施設　アリーナ、スタジオ、グラウンド兼庭球場
・利用時間　9:00～21:00
・利用方法　貸切利用は事前に団体登録が必要

社会教育館

社会教育館は、区民のみなさんが自主的に生涯学習活動を行うための学習施設です。各館では、各種講座・教室を実施しています。

●利用方法　社会教育館での事前の利用登録が必要です。

●使用料
・無料　区内在住・在勤・在学の人およびこれらの人で構成される5名以上の社会教育関係団体
・有料　区外の人や社会教育関係団体としての登録要件に当てはまらない個人および団体

●開館時間　9:00～21:00（日曜日は9:00～18:00）

●利用申込　団体利用の申込みは、利用日の3か月前から受け付けます。

※体育室を利用するときは、上ばきを持参してください。
※展示目的で展示室を予約する場合は、4か月前の1日～5日に窓口で受け付けます。

幡ヶ谷社会教育館

問 幡ヶ谷2-50-2　☎3376-1541　FAX3375-9278

●施設
第1体育室、第2体育室、休憩室、学習室（大・中）、料理室、茶室、和室、展示室（大・小）、学習室（小）、音楽室、資料・談話コーナー、託児室

●休館日　月曜日、年末年始

恵比寿社会教育館

問 恵比寿2-27-18　☎3443-5777　FAX3443-5778

●施設
学習室（大・中・小）、和室（中・小）、料理室、茶室、託児室、展示室、トレーニングスタジオ、第1体育室、第2体育室、音楽室

●休館日　火曜日、年末年始

▶長谷戸社会教育館

問 恵比寿西1-23-4 ☎3463-8061 FAX3463-8062

合唱や楽器の練習など、音楽活動を主とした施設です。

●**施設**　音楽室（大・小）、学習室

●**休館日**　火曜日、年末年始

▶千駄ヶ谷社会教育館

問 千駄ヶ谷1-6-5 ☎3497-0631 FAX3497-0632

●**施設**

学習室（大）1・2、和室・茶室、学習室（中）・（小）、料理室、託児室、談話コーナー兼展示室、図書・資料室、体育室兼音楽室

●**休館日**　月曜日、年末年始

▶上原社会教育館

問 上原3-13-8 ☎3481-0301 FAX3481-0302

●**施設**

学習室（大）兼展示室、学習室（中）、料理室、和室、茶室、託児室、学習室（中）、音楽室、資料・談話コーナー、工芸室、体育室

●**休館日**　月曜日、年末年始

図書館

図書館では、図書資料はもちろんのこと、視聴覚資料や点字図書などを揃えています。

資料の閲覧や貸し出しのほかに、調べもののお手伝いをするレファレンスサービスや、資料の予約サービスを行なっています。また、映画会やおはなし会などの行事も開催しています。

▶本の閲覧・貸し出し

本の貸し出しには、利用者登録が必要です。利用者登録の方法は①渋谷区LINE公式アカウントでの登録、または②来館での登録があります。

来館時には、自宅の住所がわかるもの（マイナンバーカードなど）をお持ちください。

▶本を探す・取り寄せる

渋谷区立図書館ホームページを利用してください。

・区立図書館にどんな資料があるかを調べたり、予約したりすることができます（区立図書館全体で、本・雑誌は20冊まで、CDは6点まで）。

・貸し出し状況・予約状況の確認、貸し出し延長をすることができます。

▶各館案内

●**中央図書館**
神宮前1-4-1 ☎3403-2591 FAX3403-2270
・開館日時　火曜日～土曜日　9:00～21:00
日曜日・月曜日、祝休日　9:00～18:00
・休館日　第1月曜日、第3木曜日

●**こもれび大和田図書館**
桜丘町23-21（文化総合センター大和田2階）
☎3464-4780 FAX3464-3484
・開館日時　月曜日～土曜日　9:00～21:00
日曜日、祝休日　9:00～17:00
・休館日　第2月曜日とその前週の火曜日、第4月曜日とその前週の火曜日、第2木曜日

●**西原図書館**
西原2-28-9 ☎3460-8535 FAX3460-0725
・開館日時　火曜日～土曜日　9:00～19:00
日曜日・月曜日、祝休日　9:00～17:00
・休館日　第1月曜日とその翌週の火曜日、第3月曜日とその翌週の火曜日、第2木曜日

●**富ヶ谷図書館**
上原1-46-2 ☎3468-9020 FAX3468-9217
・開館日時　火曜日～土曜日　9:00～19:00
日曜日・月曜日、祝休日　9:00～17:00
・休館日　第1月曜日とその翌週の火曜日、第3月曜日とその翌週の火曜日、第2木曜日

●**笹塚図書館**
笹塚1-47-1（メルクマール京王笹塚4階）
☎3460-6784 FAX3460-6743
・開館日時　火曜日～土曜日　10:00～21:00
日曜日、祝休日　10:00～18:00
・休館日　月曜日（祝休日にあたる場合は開館）、第2木曜日

●**本町図書館**
本町1-33-5 ☎5371-4833 FAX5371-4558
・開館日時　火曜日～土曜日　9:00～19:00
日曜日・月曜日、祝休日　9:00～17:00
・休館日　第2月曜日とその前週の火曜日、第4月曜日とその前週の火曜日、第2木曜日

●**臨川みんなの図書館**
広尾1-9-17 ☎5793-9500 FAX5793-9501
・開館日時　火曜日～土曜日　9:00～19:00
日曜日・月曜日、祝休日　9:00～17:00
・休館日　第2月曜日とその前週の火曜日、第4月曜日とその前週の火曜日、第2木曜日

●**代々木図書館**
代々木3-51-8（代々木区民施設4階）
☎3370-7566 FAX3370-7621
・開館日時　月曜日・水曜日～金曜日　11:00～19:00
土曜日・日曜日、祝休日　9:00～17:00
・休館日　火曜日、第2木曜日、第3日曜日

●**笹塚こども図書館**
笹塚3-3-1 ☎3378-1983 FAX3378-1985
・開館日時　10:00～17:00
・休館日　月曜日、第2木曜日

●**白根図書サービススポット**
東4-9-1 ☎3486-2820
・開館日時　9:00～17:00
・休館日　月曜日

※休館日が祝休日の場合は開館し、直後の平日を休館日とします（笹塚図書館の月曜日、代々木図書館の火曜日・第3日曜日を除く）。

※いずれも年末年始、特別整理期間は休館

※白根記念渋谷区郷土博物館・文学館はリニューアル工事により休館となるため、サービススポットは令和8年4月よりリフレッシュ氷川に移転します。

区立公園一覧

問 公園課公園維持係 ☎3463-2876 FAX5458-4946

公園名称	所在地	トイレ	備考
新橋地区			
恵比寿東公園	恵比寿1-2-16	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
新橋ふれあい公園	恵比寿1-23-6		
恵比寿しんばし公園	恵比寿1-34-11		
豊沢児童遊園地	恵比寿2-17-19	○	トイレあり
伊達児童遊園地	恵比寿3-11-2	○	トイレあり
恵比寿駅東口公園	恵比寿4-2-6	○	トイレあり
景丘ちいさい秋公園	恵比寿4-16-9		
景丘公園	恵比寿4-19-21	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
アメリカ橋公園	恵比寿4-20-55		
恵比寿四丁目児童遊園地	恵比寿4-26-1		
広尾一丁目児童遊園地	広尾1-11-6		
広尾第二児童遊園地	広尾2-3-9		
広尾公園	広尾5-7-4	○	トイレあり
広尾児童遊園地	広尾5-16-14	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
臨川四季の森	広尾5-23-8	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
恵比寿地区			
猿楽古代住居跡公園	猿楽町12-5		
鶯谷児童遊園地	鶯谷町7-21	○	トイレあり
鶯谷緑地	鶯谷町13-22		
うぐいす公園	鶯谷町14-33		
鉢山公園	鉢山町3-33	○	トイレあり
代官山さんかく公園	代官山町7-12		
代官山公園	代官山町17-10	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
恵比寿公園	恵比寿西1-19-1	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
恵比寿南まちかど公園	恵比寿南1-15-5		
恵比寿南一公園	恵比寿南1-26-1	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
恵比寿南二公園	恵比寿南2-11-1	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
原町公園	恵比寿南3-7-26		
氷川地区			
美竹公園	渋谷1-18-29		閉鎖中
並木橋児童遊園地	渋谷3-25-11	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
常磐松公園	東1-11-6	○	トイレあり
氷川の杜公園	東2-5-24	○	トイレあり
氷川みかん公園	東2-7-8		
氷川つるかめ公園	東2-14-2		
東三丁目児童遊園地	東3-12-6		
羽澤緑地	広尾3-12-12		
広尾北公園	広尾4-1-40	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
広尾東公園	広尾4-2-27	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
神宮前五丁目児童遊園地	神宮前5-38-7		
大向地区			
宇田川公園	宇田川41-7		
桜丘公園	桜丘町30-1		
百軒店児童遊園地	道玄坂2-18-3		
円山児童遊園地	円山町9-7	○	トイレあり
神泉児童遊園地	神泉町10-3	○	トイレあり
北谷公園	神南1-7-3		
鍋島松濤公園	松濤2-10-7	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
代々木ポニー公園	代々木神園町4-1	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)

公園名称	所在地	トイレ	備考
上原地区			
富ヶ谷しだれ桜公園	富ヶ谷1-32-26		
代々木深町小公園	富ヶ谷1-54-1	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
富ヶ谷三本杉公園	富ヶ谷2-2-13	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
富ヶ谷公園	富ヶ谷2-15-15	○	トイレあり
富ヶ谷二丁目児童遊園地	富ヶ谷2-30-2		
富ヶ谷児童遊園地	富ヶ谷2-45-6		
上原児童遊園地	上原1-45-3		
上原二丁目児童遊園地	上原2-6-4	○	トイレあり
上原公園	上原3-13-10	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
上原三丁目児童遊園地	上原3-44-8		
西原地区			
西原一丁目公園	西原1-29-1	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
西原せせらぎ公園	西原1-40-50		
代々木西原公園	西原1-47-8	○	トイレあり
西原どんぐり公園	西原2-25-1		
西原いこい公園	西原2-41-6		
西原二丁目児童遊園地	西原2-46-1	○	トイレあり
代々木大山公園	西原2-53-1	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
西原児童遊園地	西原3-11-10		
大山児童遊園地	大山町6-8	○	トイレあり
初台地区			
参宮橋公園	代々木4-4-2		
駒テラス西参道公園	代々木4-17-1		
代々木第四公園	代々木4-41-4		
はるのおがわコミュニティパーク	代々木5-68-1	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
本町一丁目児童遊園地	本町1-26-6	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
本町南児童遊園地	本町1-56-6	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
本村ずい道公園	本町1-60-2		
本町ずい道公園	本町1-63-2		
初台一丁目児童遊園地	初台1-5-1		
初台第二児童遊園地	初台1-31-1		
初台児童遊園地	初台2-18-6	○	トイレあり
初台二丁目児童遊園地	初台2-29-8		
本町地区			
本町さくら公園	本町2-21-1	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
二軒家公園	本町3-30-12	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
二軒家ふるさと公園	本町3-35-8	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
本町ひがし公園	本町3-45-7		
本町公園	本町4-5-7	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
本町べんてん橋公園	本町4-11-5		
本町四丁目ポケットパーク	本町4-22-1		
本町北児童遊園地	本町4-33-3	○	トイレあり
本町南児童公園	本町5-5-10	○	トイレあり
本町氷川公園	本町5-12-3	○	トイレあり
笹塚地区			
幡ヶ谷駅前公園	幡ヶ谷1-2-1		
幡ヶ谷第一公園	幡ヶ谷1-11-2	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
幡ヶ谷児童遊園地	幡ヶ谷2-1-22		
幡ヶ谷第四児童遊園地	幡ヶ谷2-6-2		
幡ヶ谷二丁目児童遊園地	幡ヶ谷2-39-8		
幡ヶ谷ひだまり公園	幡ヶ谷2-42-6	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
六号通り児童遊園地	幡ヶ谷2-49-1		

公園名称	所在地	トイレ	備考
六号通り公園	幡ヶ谷2-50-6	○	トイレあり
七号通り公園	幡ヶ谷2-53-5	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
六号坂上公園	幡ヶ谷3-1-1		
幡ヶ谷第三公園	幡ヶ谷3-36-8	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
幡ヶ谷第二公園	幡ヶ谷3-38-2	○	トイレあり
幡ヶ谷新道公園	幡ヶ谷3-56-10	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
笹塚一丁目児童遊園地	笹塚1-27-3		
十三号通り公園	笹塚2-32-8	○	トイレあり
笹塚東公園	笹塚2-46-4	○	トイレあり
九号通り公園	笹塚2-49-3		
笹塚児童遊園地	笹塚3-2-9	○	トイレあり
笹塚公園	笹塚3-36-6	○	トイレあり
笹塚北児童遊園地	笹塚3-46-13	○	トイレあり
千駄ヶ谷地区			
鳩森児童遊園地	千駄ヶ谷1-1-14	○	トイレあり
千駄ヶ谷児童遊園地	千駄ヶ谷3-40-3		
北参道ふれあい公園	千駄ヶ谷4-7-14		
千駄ヶ谷四丁目児童遊園地	千駄ヶ谷4-18-18		
裏参道児童遊園地	千駄ヶ谷4-28-1		
千鳩児童遊園地	千駄ヶ谷5-17-4	○	トイレあり
うまや道公園	千駄ヶ谷5-24-11		
代々木みどり公園	代々木1-37-10	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
代々木二丁目あおい公園	代々木2-13-3	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
神宮前地区			
神宮前公園	神宮前2-2-30		
千原児童遊園地	神宮前2-31-5	○	トイレあり
神宮前三丁目児童遊園地	神宮前3-2-11		
原宿一丁目公園	神宮前3-37-17		
神宮通公園	神宮前6-22-8	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
宮下公園	渋谷1-26-5	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
緑道			
玉川上水旧水路代々木緑道	代々木3丁目・4丁目地内		
〃 初台緑道	初台1丁目地内	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
〃 西原緑道	西原1丁目・2丁目地内		
〃 幡ヶ谷緑道	幡ヶ谷1丁目地内		
〃 大山緑道	大山町地内	○	トイレあり
〃 笹塚緑道	笹塚1丁目地内	◎	トイレあり(身障者用トイレを併設)
原宿外苑緑道	神宮前1丁目地内		

※○＝トイレを設置、◎＝身体障がい者用トイレを併設
※令和7年12月1日現在

区民保養施設

▶二の平渋谷荘

問 神奈川県足柄下郡箱根町二ノ平1204
℡0460-82-3132

箱根の豊かな自然と温泉を堪能できる癒しの空間です。
日々の喧騒を離れ、静かな時間を過ごすことができます。

●**交通**　箱根登山線「彫刻の森駅」徒歩約2分
●**施設案内**

客室数	44室(全客室トイレ付き)
収容人数	165人
付帯施設	大浴場／露天風呂／貸切風呂／サウナ／マッサージ機／食堂「欅」「山桜」／ロビー／売店／喫茶コーナー／卓球／カラオケルーム／麻雀ルーム／キッズスペース／会議室／ワークラウンジ

●**利用方法など詳しくは、地域振興課施設係、出張所など主な区施設で配布している「利用案内」またはHPを確認してください。**

▶河津さくらの里しぶや

問 静岡県賀茂郡河津町峰498-1　℡0558-32-1020

天城連山の麓の静かな温泉地です。桜のトンネルで春を迎え、東伊豆の海岸で夏を楽しみ、河津七滝や豊かな温泉で大切な一日をゆっくりと過ごすことができます。

●**交通**　伊豆急行「河津駅」から車で約10分(送迎あり)
●**施設案内**

客室数	14室(全客室トイレ付き)
収容人数	64人
付帯施設	・大浴場／露天風呂／リラックスエリア(マッサージ機) ・水着ゾーン:プール(25m)／サウナ／水風呂／ジャグジー／プールサイドデッキ ・プレイルーム(卓球)／カラオケルーム／麻雀ルーム ・レストラン／宴会場／ロビー／売店／喫煙室

●**利用方法など詳しくは、地域振興課施設係、出張所など主な区施設で配布している「利用案内」またはHPを確認してください。**

青少年宿泊施設

▶峰の原青少年山の家(アクティブ峰の原)

問 長野県須坂市大字仁礼字峰の原3153-539
℡0268-74-3179

春の新緑、夏のスポーツ、秋のきのこ狩り、冬のスキーとオールシーズン楽しめます。

●**交通**　JR「上田駅」からバスで約60分(送迎あり)
●**利用方法など詳しくは、峰の原青少年山の家(アクティブ峰の原)HPを確認してください。**

ハチ公バス

渋谷区では、区役所や区施設、駅などの公共施設を気軽に移動する手段として、皆さんに親しまれ、愛されるコミュニティバスを運行しています。
バスは、小型ノンステップバスで、車いすの人も乗車することができます。
バスの愛称は、渋谷のシンボルとして親しまれ、安全・確実に送り届けるやさしいイメージのある「ハチ公バス」です。

ハチ公バスの利用について

運賃
100円均一（小学生以上）
現金・専用回数券・ICカード乗車券（Suica、PASMO）・ハチペイが利用できます。
※シルバーパスは使えません。
※障害者手帳による割引はありません。

専用回数券
2,000円で2,100円分利用できる、便利でお得な回数券を車内で販売しています。

問い合わせ
春の小川ルート／丘を越えてルート　京王バス株式会社　中野営業所　☎3382-1511
夕やけこやけルート／神宮の杜ルート　東急バス株式会社　淡島営業所　☎3413-7711

※各ルートは令和7年12月現在のものです。最新の情報は、区ポータルを確認してください。
※各ルート上の数字はバス停の番号です。

本町・笹塚循環（春の小川ルート）

渋谷区役所のバス停を起点に、小学校唱歌「春の小川」のモチーフとなった河骨川が流れていた富ヶ谷をはじめ、初台、本町、笹塚を循環します。

恵比寿・代官山循環（夕やけこやけルート）

渋谷区役所のバス停を起点に、渋谷、恵比寿、代官山を循環します。童謡「夕焼小焼」の作曲者・草川信氏が音楽教師をしていた長谷戸小学校の前を通ります。

丘を越えてルート（上原・富ヶ谷ルート）

渋谷駅西口のバス停を起点に、上原、富ヶ谷を循環します。ルート名は、上原に居を構えていた、昭和歌謡の作曲家・古賀政男氏の代表曲「丘を越えて」に由来します。

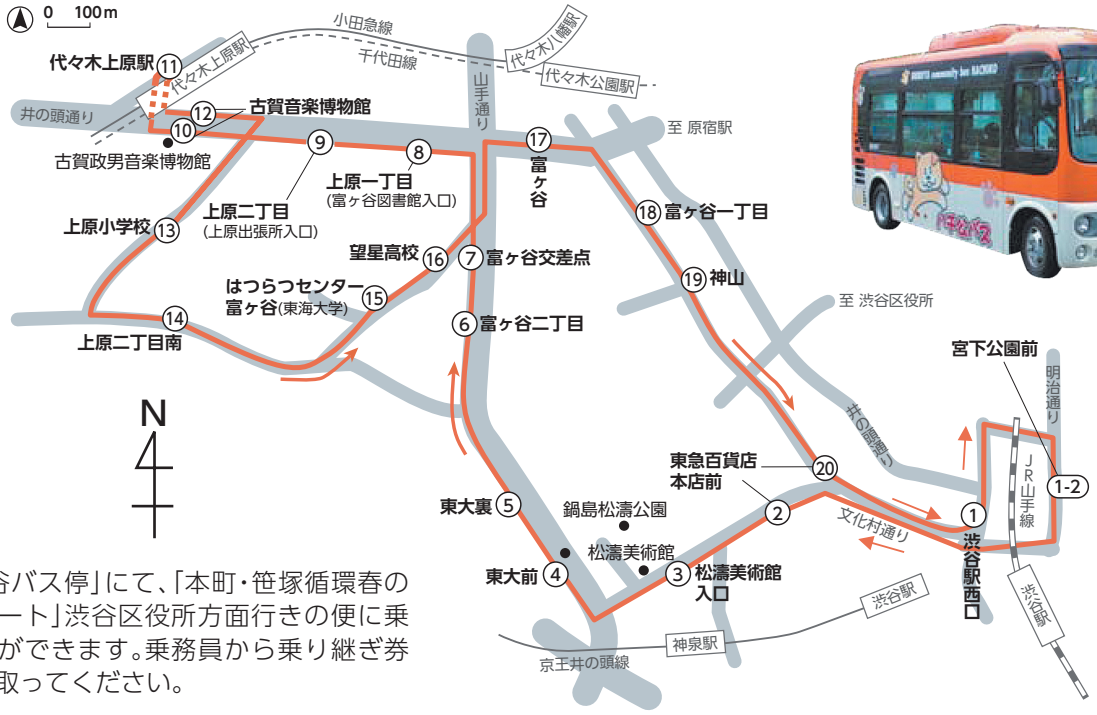

（注）「富ヶ谷バス停」にて、「本町・笹塚循環春の小川ルート」渋谷区役所方面行きの便に乗り継ぎができます。乗務員から乗り継ぎ券を受け取ってください。

神宮の杜（もり）ルート（神宮前・千駄ケ谷ルート）

渋谷駅ハチ公口のバス停を起点に、原宿、表参道、千駄ケ谷、代々木を循環します。「神宮の杜（もり）」と呼ばれる明治神宮外苑を経由するルートです。

手続き・届け出

住民登録

問 住民戸籍課住民登録係 ☎3463-1675 FAX5458-4914

●住民基本台帳届け出一覧（住所などが変わる場合の届け出）

届け出の種類		届け出の期間	届け出人	届け出の際必要なもの
転入届	渋谷区に住所を移したとき	新住所に住みはじめてから**14日以内**	本人または世帯主	①転出証明書など（※1） ②マイナンバーカード（所有者のみ） ③在留カード、特別永住者証明書（外国人住民の人のみ）
転居届	区内で住所が変わったとき	新住所に住みはじめてから**14日以内**	本人または世帯主	①資格確認書（該当世帯のみ） ②マイナンバーカード（所有者のみ） ③後期高齢者医療資格確認書（該当者のみ） ④在留カード、特別永住者証明書（外国人住民の人のみ）
世帯変更届	世帯主変更、世帯の分離・合併など	変更があった日から**14日以内**	本人または世帯主	①資格確認書（該当世帯のみ）
転出届	区外へ住所を移すとき	**転出**する前に（※2）	本人または世帯主	①印鑑登録証（登録者のみ） ②資格確認書（該当世帯のみ） ③マイナンバーカード（所有者のみ）
国外転出届	国外へ転出するとき	**転出**する前に	本人または世帯主	①印鑑登録証（登録者のみ） ②資格確認書（該当世帯のみ） ③マイナンバーカード（所有者のみ） ④後期高齢者医療資格確認書（該当者のみ）

※1　日本人住民の人が国外から転入する場合は、パスポート、戸籍謄（抄）本、戸籍の附票が必要です。届け出前に問い合わせてください。
※2　窓口で転出届ができない場合は、郵送による届け出をすることができます。詳しくは問い合せてください。なお、マイナンバーカードを利用した転出届はP.56の「マイナンバーカードを利用した転出届」を参照してください。

▶住民票の写しなどの請求

問 住民戸籍課住民登録係 ☎3463-1696 FAX5458-4914

●住民票の写しの交付を受けられる人

① 住民票に記載されている本人または同一の世帯に属する人
同一の家屋に住んでいても、別の世帯であれば、本人からの委任状が必要です。
② ①の人から委任された人
委任状が必要です。
③ ①②以外の人が請求する場合は、正当な請求理由と具体的な使用目的を明らかにし、請求者と該当者との関係および請求理由を証明する書類（契約書の写しなど）が必要です。

●住民票記載事項証明書

住民票に記載された事項のうち、請求者が必要とする項目（氏名、住所、生年月日、性別など）について証明するものです。

●事務手数料

・住民票の写し　1通300円
・住民票記載事項証明書　1通300円
・不在住証明書　1通300円
※住民戸籍課・出張所・区民サービスセンターで取り扱っています。
※請求の際は本人確認を行います（マイナンバーカード、運転免許証など）

▶電話予約による住民票の写しの交付

窓口が開いている時間に来所できない人は、電話での予約で、住民票の写しを休日や平日の窓口の閉まっている時間帯に受け取ることができます。

●電話で請求して受け取ることができる人

本人または住民票上同一世帯に属する人

●申し込み

受け取り希望場所に対応する次の申し込み先に、平日の8:30～17:00に電話で申し込んでください。16:00までに受け付けた分は、その日のうちに受け取れます。

受け取り希望場所	申し込み先
地域交流センター恵比寿（恵比寿西2-8-1）	恵比寿駅前出張所 ☎3280-0701
地域交流センター上原（上原1-18-6）	上原出張所 ☎3467-2551
初台区民会館（初台1-33-10）	初台出張所 ☎3370-0296
笹塚区民会館（笹塚3-1-9）	笹塚出張所 ☎3376-1428
地域交流センター神宮前（神宮前6-10-14）	神宮前出張所 ☎3400-3627

●受け取り

所定の場所で次の時間帯（厳守）に受け取ってください。
月～金曜日＝17:30～20:00
（祝休日の場合は10:00～20:00）
土曜日＝10:00～20:00
日曜日＝10:00～16:00
（地域交流センターは10:00～17:00）
※休館日を除く

●受け取り時に持参するもの

①手数料（1通300円、つり銭のないようにしてください）
②本人を確認できるもの（運転免許証・資格確認書など）

▶マイナンバーカード

問 住民戸籍課マイナンバーカード管理主査
☎3463-1785 FAX5458-4914

マイナンバーカードの交付申請および受け取り

●申請手続き

マイナンバーカードの交付申請は、「郵送による申請」「パソコンによる申請」「スマートフォンによる申請」「まちなかの証明写真機からの申請」があります。

●受け取り方法

マイナンバーカードができあがった人には照会文書を送付します。渋谷区マイナンバーコールセンター(☎0120-56-0523)またはマイナンバーカード受け取り予約サイトから予約のうえ、本人が窓口までマイナンバーカードを受け取りに来てください。

マイナンバーカードを利用した転出届

令和5年2月6日から、転出届についてマイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能になりました。このサービスを利用する人は、転出にあたり渋谷区役所への来庁が原則不要となります。電子証明書が有効なマイナンバーカードを持っている人で、日本国内での引越しをする人が利用できます。詳しくはデジタル庁ホームページを確認してください。

マイナポータル　デジタル庁HP

コンビニエンスストアでの証明書交付

マイナンバーカードにコンビニ交付設定をしている人は、コンビニ各店舗で住民票などが取れます。

●利用できるコンビニ

全国の店舗(マルチコピー機が設置してあるコンビニの店舗など)

●証明書の種類

・住民票の写し(本人および同一世帯の人のもの)
・印鑑登録証明書(印鑑登録をしている本人のもの)
・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)
・戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)
・戸籍附票(全部・個人)
・課税・納税証明書(本人の現年度分および過去2年度分の証明書)(※)

●利用時間

・住民票、印鑑登録証明書、課税・納税証明書
6:30～23:00　※年末年始、保守点検日を除く
・戸籍謄・抄本、戸籍附票
9:00～17:00　※土日祝、年末年始、保守点検日を除く

●証明書交付手数料

1通10円

オンラインによる住民票の写し・戸籍証明の請求

マイナンバーカードをお持ちの方は、公的個人認証サービスを利用してオンラインにより住民票の写し等を請求できます。

手続き方法や料金などの詳細については、以下の区ポータルを確認してください。

●LINEによる住民票の写しの請求

●スマート申請による住民票の写し請求

●スマート申請による戸籍の証明請求

▶外国人住民の人へ

問 住民戸籍課住民登録係 ☎3463-1675 FAX5458-4914

適法に3か月を超えて日本に滞在する外国人には在留カード、特別永住者には特別永住者証明書が交付されます。

●在留カードと特別永住者証明書の手続きの場所

カードの種類	渋谷区住民戸籍課	出入国在留管理局
在留カード	・住居地の変更	・住居地以外の記載事項の変更 ・在留期間の更新などの手続き ・有効期間の更新、再交付など ・所属機関の変更・配偶者との離婚等、在留資格に係る変更
特別永住者証明書	・住居地の変更 ・住居地以外の記載事項の変更 ・有効期間の更新、再交付など	

●有効期間

・特別永住者証明書
16歳以上＝有効期間の更新・再交付の申請から7回目の誕生日まで
16歳未満＝16歳の誕生日の前日まで(令和5年11月1日前に発行された特別永住者証明書については16歳の誕生日まで)

・在留カード
【在留期間の定めがない人(永住者など)】
16歳以上＝交付の日から7年間
16歳未満＝16歳の誕生日の前日まで(令和5年11月1日前に発行された在留カードについては16歳の誕生日まで)
【在留期間の定めがある方】
16歳以上＝在留期間の満了日まで
16歳未満＝在留期間の満了日または16歳の誕生日の前日のいずれか早い日まで(令和5年11月1日前に発行された在留カードについては、在留期間の満了日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで)

●再入国許可

有効な旅券および在留カードまたは特別永住者証明書を所持していれば、出国後1年以内(特別永住者は2年以内)に再入国する場合、原則として再入国許可を受ける必要がありません。この期間内に再入国をしないと在留資格が失われます。(在留期限が出国後1年未満の場合はその期間までに再入国が必要です。)

出国している期間が長期にわたると予測される場合は、事前に再入国許可を出入国在留管理局で取得してください。

問 **東京出入国在留管理局**
港区港南5-5-30　☎0570-034259
(IP電話・海外から☎5796-7234)
インフォメーションセンター　☎0570-013904
(IP電話・海外から☎5796-7112)
対応言語:英語・中国語・韓国語・スペイン語など
受付時間:平日　8:30～17:15

印鑑登録

問 住民戸籍課住民登録係 ☎3463-1675 FAX5458-4914

●登録場所　住民戸籍課または出張所（新橋出張所を除く）、区民サービスセンターで登録できます。

●登録資格　渋谷区に住民登録があり現在居住している人

※意思能力がない者、15歳未満の人は登録できません。

●登録の申請

印鑑の登録申請は、本人が直接するのが原則です。登録する印鑑と本人を確認できるもの（運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・資格確認書など）を持参して申請してください。（下記の「①通常の登録の場合」および「②即時に登録ができる場合」を参照）

やむを得ず代理人に依頼するときは、委任状が必要です。

①通常の登録の場合

登録申請者が本人であることおよび本人の意思に基づく申請であることを確認するため、本人あてに照会文書を郵送します。本人が、送付された「照会書兼回答書」の所定欄に必要事項を記入・押印（登録申請印）し、申請後30日以内に登録の申請をした窓口に本人が持参してください。回答書と引き換えに印鑑登録証を交付します。その際、本人確認できるもの（資格確認書など）と本人の受領印が必要です。必ず、申請した窓口にお持ちください（郵送ではできません）。

回答書の提出と印鑑登録証の受領を代理人に依頼する場合は、本人が記入・押印した回答書および委任状が必要になります。この場合、代理人の本人確認できるもの（資格確認書など）と代理人の受領印が必要になります。

②即時に登録ができる場合

下記のいずれかの方法により、その場で本人であることが確認できる場合は、即日登録の上、印鑑登録証を交付します。

・官公署が発行した免許証・パスポート・許可証・身分証明書・マイナンバーカード・在留カード・特別永住者証明書などで本人の顔写真の貼付があり、改ざん防止策が講じてある有効期限内のものの提示があった場合
・保証人をたてる場合

●登録できない印鑑

・住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、もしくは通称または氏名、もしくは通称の一部を組み合わせたもので表されていないもの
・職業・資格など氏名以外の事項を併せて表しているもの
・ゴム印そのほかの印鑑で変形しやすいもの
・印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの、または一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの
・外枠がないもの、または外枠が欠けているもの
・印影が不鮮明、または文字の判読ができないもの

●印鑑登録証

登録手続きが完了すると、印鑑登録証をお渡しします。

証明書をとるときは必ずこの登録証が必要になりますので、大切に保管してください。

●印鑑登録証明書の取り方

印鑑登録証を持って、住民戸籍課または出張所、区民サービスセンターで申請してください。

代理人に申請を依頼するときは、印鑑登録証を預けてください。窓口で申請書に登録者の住所・氏名・性別・生年月日を記入していただきます。

いずれの場合も、登録してある印鑑や代理人の印鑑、委任状などは必要ありません。

※次の場合には印鑑登録証明書を交付できません。

・印鑑登録証の提示がないとき
・印鑑登録証明書交付申請書の記載に誤りがあるとき

戸籍の届け出

問 住民戸籍課戸籍係 ☎3463-1801 FAX5458-4930

本籍は、区市町村・土地の名称と、地番号または住居表示の街区符号の番号を特定すれば、日本国内の任意の場所を定めてよいとされています。

届け出種別	届け出期間	届け出地	届け出人	届け出の際必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	・本籍地 ・届出人の所在地 ・出生地 のいずれか	父、母、同居者または出産に立ち会った医師、助産師	届書1通、母子健康手帳 ※出生届は、出張所・区民サービスセンターでも受付をしています。
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	・死亡者の本籍地 ・届出人の所在地 ・死亡地 のいずれか	親族、そのほかの同居者、家主、地主、家屋または土地の管理人 ※後見人、保佐人、補助人、任意後見人、任意後見受任者	届書1通 ※届出人が後見人・保佐人・補助人・任意後見人の場合、その資格を証明する、作成後3か月以内の登記事項証明書または裁判書の謄本等
婚姻届	届けた日に効力を生じる	夫または妻の ・本籍地 ・所在地 のいずれか	夫・妻（証人2人）	届書1通
離婚届		・夫婦の本籍地 ・所在地 のいずれか	夫・妻（証人2人）	届書1通
養子縁組届		・養親または養子の本籍地 ・届出人の所在地 のいずれか	養親と養子または養子の代諾権者（法定代理人） （証人2人）	届書1通 ※届書の書き方などは事例によって異なるため、住民戸籍課戸籍係に問い合わせてください。
転籍届		・転籍者の本籍地 ・所在地 ・転籍地 のいずれか	筆頭者とその配偶者	届書1通、コンピュータ化されておらず、現在も紙で管理されている戸籍の人は戸籍謄本1通
分籍届		・分籍者の本籍地 ・所在地 ・分籍地 のいずれか	分籍者（成年者であること）	届書1通、コンピュータ化されておらず、現在も紙で管理されている戸籍の人は戸籍謄本1通

※外国人との諸届（婚姻届など）をする場合は住民戸籍課戸籍係まで問い合わせてください。

※窓口で届出人の本人確認をしています。運転免許証やパスポート、マイナンバーカードなどをお持ちください。

※戸籍の届出は、夜間・休日窓口（区役所西側出入口1階）でも仮受付をしています（母子健康手帳、受理証明などの取扱いはできません）。

戸籍の証明

問 住民戸籍課戸籍係　☎3463-1801　FAX5458-4930

●交付窓口

住民戸籍課、出張所、区民サービスセンター

※区民サービスセンターの平日17:00以降と土曜日については、全部・個人事項証明書のみ取り扱います。

※窓口では、請求者の本人確認をしています。運転免許証、マイナンバーカードなど、顔写真付公的証明書の場合は1点、その他、資格確認書、年金手帳などの場合は2点の提示が必要となります。

●手数料

・全部事項証明書（戸籍謄本）
戸籍に記載されている人全部を証明・謄写したもの　1通450円
・個人事項証明書（戸籍抄本）
戸籍に記載されている人のうち必要とするものだけを証明したもの　1通450円
・除籍謄・抄本　1通750円
・改製原戸籍謄・抄本　1通750円
・戸籍の附票（写）　1通300円
・戸籍届受理証明書　1通350円
・特別受理証明書　1通1,400円
・身分証明書（破産、禁治産、準禁治産宣告および後見登記の通知の有無について証明するもの）　1通300円
・戸籍電子証明書提供用識別符号　1通400円

※出張所・区民サービスセンターでは取り扱いしていません。

・除籍電子証明書提供用識別符号　1通700円

※出張所・区民サービスセンターでは取り扱いしていません。

※代理人の場合は委任状が必要です。

※条例により、無料で交付できるもの（公的年金・児童扶養手当受給用など）があります。

●戸籍の広域交付

本籍地以外の区市町村の窓口でも、戸籍証明書を請求できる制度です。ただしコンピュータ化されていない戸籍、一部事項証明書や個人事項証明書は請求できません。

区役所本庁舎での窓口請求のみの取扱いです。出張所、区民サービスセンターは対象外です。

受付時間は平日午前8時30分から午後4時30分までです。

（注）請求する人の戸籍の筆頭者の氏名および本籍地（丁目・番地）必要者の生年月日を正しく記載していただく必要があります。電話や窓口でお問い合わせいただいてもお答えできませんので、事前にご確認の上来庁してください。

●広域交付で戸籍証明書などを請求できる方

戸籍に記載されている人、またはその配偶者（生存配偶者を含む）、直系親族（父母、祖父母、子、孫など）

（注）きょうだいによる請求はできません。

（注）委任状での代理人請求や第三者請求は対象外です。

●請求に必要な書類

官公庁発行の顔写真付き本人確認書類いずれか1点（運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど）

（注）資格確認書と社員証などの2点確認は認められません。

●手数料

・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）　1通450円
・除籍全部事項証明書（除籍謄本）　1通750円
・改製原戸籍謄本　1通750円
・戸籍電子証明書提供用識別符号　1通400円
・除籍電子証明書提供用識別符号　1通700円

※現在の戸籍全部事項証明のみの請求は原則即日交付ですが、戸籍の状況によっては当日中に交付できない場合があります。

また改製前の古い戸籍や除籍謄本などの複数の請求については、後日交付となります。交付準備が整い次第ご連絡しますので、再度来庁し受け取りをお願いします。代理人へのお渡し、郵送はできません。受け取りの期限はご連絡をした日から原則8営業日までとなります。

●郵便で全部事項証明書などを請求する場合

本籍地の区市町村に、次のものを同封して請求してください。

①請求書（用紙は自由です）
<記入事項>
・本籍・戸籍の筆頭者および必要者氏名
・全部事項証明書（戸籍謄本）などの種別と必要通数
・使いみち（具体的に記入してください）
・本人以外の人が請求するときは、必要者と請求者の関係（場合によっては、証明書を発行できません）
・請求者の住所、氏名（自署）、昼間連絡のつく電話番号（携帯可）

②手数料
ゆうちょ銀行の発行する定額小為替を使用してください。

③返信用封筒
あて名を記入し、切手を貼ってください。

④請求者本人および住所を確認できる書類
（運転免許証、資格確認書などの写し）

⑤必要者と請求者の関係を証明する書類（戸籍謄本など）

●オンライン申請で請求する場合

マイナンバーカードとクレジットカードをお持ちの人は、全部・個人事項証明書、除籍全部・個人事項証明書、除籍謄抄本、改製原戸籍謄抄本、戸籍の附票、戸籍の除附票について、オンラインで申請できます。証明書は住民登録されている住所に郵送されます。

●コンビニエンスストアでの交付

マイナンバーカードにコンビニ交付設定している人で、本籍地が渋谷区である方は、コンビニで全部・個人事項証明書・戸籍の附票が取得できます。

渋谷区以外に住民登録がある方は、事前登録が必要です。

平日夜間・土曜窓口

問 区民サービスセンター　☎3797-0935　FAX3797-0938

区民サービスセンターでは、平日夜間と土曜日に窓口を開設しています。

●開設日時　月～金曜日　11:00～19:00
土曜日　9:00～17:00
※祝休日・年末年始を除く

●場所　区民サービスセンター（渋谷2-21-1 渋谷ヒカリエ8階）

●主な取り扱い業務一覧（詳しくは問い合わせてください）

区分	取り扱い業務
住所届出・印鑑登録	・転入・転出・転居などの届け出（※） ・印鑑登録の申請・登録証交付
戸籍届出	・出生届（※）
証明発行	・住民票の写しの交付 ・印鑑登録証明書の交付 ・戸籍謄抄本の交付（現在戸籍のみ） ・住民税・軽自動車税証明書の交付
健康保険	・国民健康保険の資格取得・喪失の届け出（※） ・高額療養費の申請
子育て	・妊娠の届け出　・母子健康手帳の交付 ・児童手当の申請（※）（出生、住所異動に伴うもの） ・子ども医療証の申請（※）（出生、住所異動に伴うもの） ・ハッピーマザー出産助成金の申請
納付	住民税・国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料・幼稚園保育料・奨学金返還金・住宅使用料
犬の登録	注射済票の交付

※国や他の区市町村および関係諸機関に確認を必要とする場合などは、受けられないことがあります。

相　談

各種相談業務案内

毎日の生活の中で、いろいろな心配やトラブルなどに遭遇することがあります。

区役所などでは、各種の相談窓口を設けて、専門の相談員が問題の解決に力をお貸ししています。①～⑦は区LINE、または渋谷区コールセンター（☎3463-1211）から予約してください。毎月第3火曜日9:00より翌月1カ月分の予約枠を開放します。（⑧のみ当日先着順）相談先がわからない場合は、渋谷区コールセンター（☎3463-1211）へ電話してください。

区民相談

相談の種類	相談内容	相談日時	問い合わせ
①法律	相続関係・離婚・土地・家屋・相隣関係・金銭問題など法律全般	月・木曜日（月曜日が祝休日の場合は翌火曜日）13:00～16:50	広報コミュニケーション課 広聴相談係 ☎3463-1290
	交通事故の示談・調停・訴訟・保険金請求など		
	※その他の相談機関で行なっている相談は下記のその他の相談参照		
②不動産	土地・家屋の売買および賃貸借、それにともなう契約や更新など不動産全般	第1・3水曜日 13:00～17:00	
③税務	所得税・相続税・贈与税など税金全般	第1・2・3・4水曜日 13:00～17:00	
④司法書士	相続・遺言書作成・成年後見・不動産登記・金銭問題・会社法務・裁判書類作成など	第2・4水曜日 13:00～16:00	
⑤行政書士	各種許認可申請手続・相続手続・遺言書関係・会社設立・在留資格など	第2・4金曜日 10:00～16:00	
⑥社会保険	労働条件などの労働問題・雇用保険・労災保険・健康保険・年金など	第1・3金曜日 10:00～16:00	
⑦暮らしに関するお金（ファイナンシャルプランナー）	各種優遇制度を活用した資産形成・運用、資産管理、相続対策など	第3金曜日 13:00～16:50	
⑧行政	年金・国税など国の仕事にかかわる要望、苦情など	第2金曜日（8月・2月を除く）13:00～16:00	

その他の相談

（注）相談日・時間の変更、休止の場合がありますので、詳しくは問い合わせてください。

相談の種類		相談内容	相談日時	問い合わせ
暮らし	法律（法テラス）	経済的に余裕のない人への無料法律相談、収入の少ない人が対象	月～金曜日 9:00～16:30（電話予約受付時間）	渋谷法律相談センター（法テラス指定相談場所）（神南1-22-8　渋谷東栄ビル5階） ☎5428-5649
			月～金曜日 9:00～17:00（電話予約受付時間）	法テラス東京（新宿区西新宿1-24-1　エステック情報ビル13階） ☎0570-078301
	法律（電話無料相談）	法律に関する電話相談	（電話相談15分程度）月～金曜日 10:00～16:00	弁護士会　電話無料相談 ☎0570-200-050
			電話相談（10分程度）月～土曜日 10:00～12:00 13:00～15:00	弁護士会　借金電話無料相談 ☎0570-071-316
	生活支援	経済的な問題を抱えている方や働いた経験が少なく不安な人などへの相談	月～金曜日 8:30～17:00	生活支援課生活支援相談窓口（区役所本庁舎2階） ☎3463-2116
	生活保護	生活保護の申請に関する相談		生活福祉課相談係（区役所北谷分庁舎） ☎3463-2042
	親密なパートナー間の暴力	配偶者やパートナーから受けている様々な暴力について性別に関わらず利用できる相談	月～金曜日 9:00～17:00	専用電話：6427-0680 渋谷インクルーシブシティセンター〈アイリス〉 ☎3464-3395
	成年後見	成年後見制度に関すること	月～金曜日 8:30～17:00 ※面接相談は、要電話予約	成年後見支援センター（宇田川町1-1　区役所本庁舎5階） ☎3780-9408

相談の種類		相談内容	相談日時	問い合わせ
暮らし	外国人	東京で暮らす外国人のための在留関係、家庭問題、しごとなど	英　語：月～金曜日 中国語：火・金曜日 韓国語：水曜日 9:30～17:00 （12:00～13:00を除く）	東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課 英　語：**5320-7744** 中国語：**5320-7766** 韓国語：**5320-7700**
	都税	不動産を取得したときの税金など都税に関すること	月～金曜日 8:30～17:00	渋谷都税事務所 （千駄ヶ谷4-3-15 東京都渋谷合同庁舎4～7階） **5422-8780**
	消費者	商品に対する相談、契約上のトラブルなど消費生活に関すること	月～金曜日 9:30～16:00	消費者センター（渋谷1-12-5） **3406-7644**（消費者相談コーナー）
	食品	食品に関すること（食中毒、添加物など）	月～金曜日 8:30～17:00	生活衛生課食品衛生第一・第二係 **3463-2253**
	不動産の表示登記	土地建物の表示登記に関すること・土地境界問題に関すること	月曜日（45分程度） 13:00～16:15 ※電話予約 木曜日（45分程度） 13:00～16:15 ※電話予約	東京土地家屋調査士会 （千代田区神田三崎町1-2-10　土地家屋調査士会館） **3295-0587**
	交通事故	交通事故の示談・調停・訴訟・保険金請求など	月～金曜日 9:00～17:00	東京都交通事故相談所 （東京都都民安全総合対策本部総合推進部総合推進課） **5320-7733**
			電話相談 月～金曜日 10:00～12:30 13:00～15:30	（公）日弁連交通事故相談センター　東京支部 **3581-1770**
			面接相談 月～金曜日 9:30～12:00 13:00～16:30 （電話予約受付時間）	（公）日弁連交通事故相談センター　霞が関相談所 （千代田区霞が関1-1-3　弁護士会館3階） **3581-1782**
	職業	求職活動をしている人を対象としたセミナー、カウンセリング、職業紹介など	月～金曜日 10:00～18:00	就労支援センターしぶやビッテ （渋谷1-12-5　商工会館6階（～令和8年3月まで） 桜丘町23-21　文化総合センター大和田8階（令和8年3月～）） **6427-6700**
		仕事をさがしている人への職業相談、あっせんなど	月～金曜日 8:30～17:15 （火・金曜日のみ19:00まで） 第2・4土曜日 10:00～17:00	渋谷公共職業安定所（ハローワーク渋谷） （神南1-3-5） **3476-8609**
		仕事と子育ての両立を希望する人をはじめすべての女性を対象とする職業相談・紹介、セミナーなど	月～金曜日 9:00～17:00	マザーズハローワーク東京 （桜丘町1-2　渋谷サクラステージセントラルビルSHIBUYAサイド10階） **5728-8609**
		若者を対象とした職業相談・紹介・セミナー、ジョブクラブ（就活応援塾）など	月～金曜日 10:00～18:00	東京わかものハローワーク （渋谷2-15-1　渋谷クロスタワー8階） **3409-0328**
	労働	働く人や事業主の、解雇や賃金未払、セクハラなど労働問題全般の相談	月～金曜日 9:00～20:00 土曜日 9:00～17:00 ※来所相談は要予約	東京都労働相談情報センター （千代田区飯田橋3-10-3　東京しごとセンター9階） **0570-00-6110**（相談専用）
	家庭	夫婦・親子・親族間の問題や結婚・離婚（養育費）などの家庭内の問題の相談	月～金曜日 13:00～17:00	生活支援課子ども女性相談主査 **3463-2544**
	福祉	福祉に関する生活全般の相談	月～金曜日 8:30～17:00 分室 火～土曜日 10:00～19:00	渋谷区社会福祉協議会 地域共生推進課地域総合相談支援係 **6452-5072** 分室<結・しぶや> **090-7183-6243**

相談の種類		相談内容	相談日時	問い合わせ
子ども	児童	原則18歳未満の子どもに関するさまざまな相談	月～金曜日 9:00～17:00	東京都児童相談センター（新宿区北新宿4-6-1） ☎5937-2314（渋谷区担当直通）
			（夜間緊急連絡ダイヤル） 夜間、土・日曜日、祝休日（年末年始を含む）	※虐待など緊急性のある相談には下記で対応 ☎5937-2330（夜間緊急連絡ダイヤル）
		虐待の通告・相談	年中無休	児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189（いちはやく）
		4152（よいこに）電話相談（子育てに関する悩みや子ども本人からの相談など）	月～金曜日 9:00～21:00 土・日曜日、祝休日（年末年始を除く） 9:00～17:00	東京都児童相談センター ☎3366-4152 FAX3366-6036（聴覚言語障害者用）
	就学	心身に障がいのある子どもの就学相談	月～金曜日 9:00～17:00	教育センター教育相談係／就学相談担当（宇田川町5-6） ☎3463-3479 FAX5458-4954
	教育	子どもの教育やしつけ・不登校に関する問題全般	月～金曜日 9:00～17:00	教育センター教育相談係（宇田川町5-6） ☎3463-3798
	子どもと家庭	18歳未満の子どもと家庭に関する相談全般	月～金曜日 9:00～17:00	子ども家庭支援センター（宇田川町5-6） ☎0120-135-415
	子育て	生後から就学前までの子どもの生活全般	月～土曜日 9:00～16:30	鳩森子育て支援センター（千駄ヶ谷5-9-1） ☎0120-05-1152 代官山子育て支援センター（代官山町7-9） ☎0120-87-1152 中幡・笹塚子育て支援センター（笹塚3-3-1） ☎0120-25-7044 広尾子育て支援センター（広尾5-8-2） ☎0120-81-4152
			月～金・日曜日 9:00～17:00	神南ネウボラ子育て支援センター（宇田川町5-6） ☎0120-978-310
			火～土曜日 9:00～16:30	ほんまち子育てひろば（本町1-56-2） ☎0120-03-1152
	発達	発達や成長が気がかりな子どもの相談	月～金曜日、第3日曜日 9:00～17:00	子ども発達相談センター（宇田川町5-6） ☎3463-3786 FAX5458-4965
	青少年	青少年の非行防止などの問題	第1金曜日 13:00～16:00	子ども青少年課子ども青少年育成係 ☎3463-2578 渋谷区更生保護サポートセンター ☎6712-7751
	少年問題	少年の非行やいじめ、犯罪被害などの問題全般	毎日24時間	ヤング・テレホン・コーナー（警視庁少年育成課少年相談係） ☎3580-4970
			面接相談 月～金曜日8:30～17:15 （予約制）	警視庁世田谷少年センター ☎3419-0019
女性	女性・ひとり親家庭	女性の相談、ひとり親家庭の生活全般の問題などの相談	月～金曜日9:00～17:00	生活支援課子ども女性相談主査 ☎3463-2544
人権	法律相談（弁護士）	離婚、人権、相続、土地、財産、パートナーシップ証明に必要な公正証書についてなど	第2・4火曜日（月2回） 13:00～16:00（予約制）	※対面または来館不要のオンライン相談を実施しています。 渋谷インクルーシブシティセンター〈アイリス〉 （桜丘町23-21文化総合センター大和田8階） ☎3464-3395 ☎3464-3401（LGBTQにじいろ電話相談専用）
	悩みごと何でも相談（心理カウンセラー）	セクハラ、DV、人間関係、家族の問題、再就職など	第3・4金曜日（月2回） 13:00～16:00（予約制）	
	LGBTQにじいろ電話相談（専門相談員）	性的少数者に関する問題全般（当事者だけでなく支援者も）	第2・4土曜日（月2回） 13:00～16:00 （予約不要、直接電話）	
	人権擁護相談（人権擁護委員）	不当な扱い・いやがらせなど人権侵害と思われることについて	第2金曜日（月1回） 14:00～16:00 （予約不要、直接来館・電話）	

相談の種類		相談内容	相談日時	問い合わせ
高齢者	福祉介護	福祉や介護保険の相談・手続きなど	月～土曜日 9:00～19:00	地域包括支援センター 豊沢・新橋（恵比寿2-27-18） **☎3440-1671　FAX3440-1675** 恵比寿西二丁目（恵比寿西2-13-5） **☎6427-0273　FAX6427-0274** ひがし健康プラザ（東3-14-13） **☎5468-5901　FAX5468-5902** かんなみの杜・渋谷（神南1-8-6） **☎6433-7535　FAX6433-7536** 富ヶ谷・上原（富ヶ谷2-27-12） **☎3467-2371　FAX3467-2385** 総合ケアコミュニティ・せせらぎ（西原1-40-10） **☎5790-0881　FAX5790-0882** あやめの苑・代々木（代々木3-35-1） **☎3372-1038　FAX3372-1108** つばめの里・本町東（本町3-46-1） **☎5334-9977　FAX5334-9979** 笹幡（幡ヶ谷2-42-15） **☎5365-1611　FAX5365-1612** 千駄ヶ谷・北参道（千駄ヶ谷4-25-14） **☎3475-1461　FAX3475-1465** はぁとぴあ原宿（神宮前3-18-37） **☎3423-2112　FAX3423-2110**
		介護保険サービス利用者の苦情や相談	月～金曜日 9:00～17:00	介護保険課介護相談係 **☎3463-3304**（直通相談電話）
	生涯活躍	プレシニアやアクティブシニアの新たな活動に関する相談（渋谷ハチコウ大学など）	月～金曜日 11:00～19:00 土曜日 9:00～17:00	渋谷生涯活躍ネットワーク・シブカツ （渋谷2-21-1 渋谷ヒカリエ8階） **☎6451-1417（学び支援係）** **☎6451-1418（活躍支援係）**
健康	精神保健	こころの病気・悩みの相談	月～金曜日 8:30～17:00 精神科医による相談は、要電話予約	中央保健相談所保健サービス第一係・第二係 **☎3463-2439**
				恵比寿保健相談所 **☎3443-6251**
				幡ヶ谷保健相談所 **☎3374-7591**
	栄養	赤ちゃんから高齢者までの食事相談、生活習慣病（糖尿病・高血圧・脂質異常症ほか）予防などの食事の相談	中央保健相談所 第1月曜日 13:30～15:30（予約制）	中央保健相談所保健管理係（栄養指導） **☎3463-2444**
			恵比寿保健相談所 第4木曜日 13:30～15:30（予約制）	
			幡ヶ谷保健相談所 第1木曜日 13:30～15:30（予約制）	
	歯科衛生	歯と口の健康相談・指導	月～金曜日 9:00～17:00	中央保健相談所保健管理係（歯科衛生） **☎3463-3097**
	保健所・各保健相談所では、ほかにも各種相談に応じています（P.65・66参照）			
そのほか	商工	中小企業の経営・経理、融資など	月～金曜日 10:00～15:00（予約優先）	産業観光課産業振興係 **☎3463-1762**
	障がい	18歳以上の精神障がいのある人の相談・日常生活支援など	火～土曜日 10:00～18:00	精神障害者地域生活支援センターさわやかるーむ （代々木1-20-8） **☎3299-0100　FAX3299-0318**
		障がいのある人の就労に関する相談、情報提供	月～金曜日 10:00～18:00	障害者就労支援センター　ハートバレーしぶや （桜丘町23-21　文化総合センター大和田9階） **☎3462-2513　FAX3462-2820**
		地域の相談支援事業所をサポート	月～金曜日 8:30～17:00	障がい者基幹相談支援センター （宇田川町1-1　区役所本庁舎5階） **☎5457-0887　FAX3477-2525**
	空き家	空き家に関する相談 （相続、修繕、利活用など）	無休（年末年始を除く） 9:00～17:00	NPO法人空家・空地管理センター **☎0120-336-366**

健 康

休日の診療案内

区民健康センター桜丘

問 ☎3464-3478

●**所在地**　桜丘町23-21 文化総合センター大和田1階
●**診療時間**　日曜日、祝休日、年末年始
9:00～13:00　14:00～18:00
(受付各15分前まで)
●**診療科目**　内科、小児科

夜間の診療案内

区民健康センター桜丘(土曜・休日)

問 ☎3464-3478

●**所在地**　桜丘町23-21　文化総合センター大和田1階
●**診療時間**　土・日曜日、祝休日、年末年始
18:00～21:00(受付15分前まで)
●**診療科目**　内科

しぶやこども救急室(通年)

問 ☎3400-1311

●**所在地**　広尾4-1-22(日赤医療センター内)
●**診療時間**　19:00～22:00
●**診療科目**　小児科

休日の歯科診療

口腔保健支援センター プラザ歯科診療所

問 ☎5466-2770

●**所在地**　東3-14-13 ひがし健康プラザ2階
●**診療時間**　日曜日、祝休日、年末年始
9:00～17:00
※ほかに当番制(1か所)で診療を行います。
診療時間　9:00～13:00
日曜日や祝日が連日となる場合は9:00～17:00
※当番歯科医院は、都の医療機関案内サービス「ひまわり」または「医療情報ネット(ナビイ)」を確認してください。

休日の調剤薬局

さくらが丘薬局

問 ☎6416-0458

●**所在地**　桜丘町23-21 文化総合センター大和田1階
休日診療を利用する人に薬剤を提供します。
●**受付時間**　土曜日　18:00～21:00
日曜日、祝休日、年末年始　9:00～21:00

障害者等口腔保健医療

問 **口腔保健支援センター プラザ歯科診療所**
☎5466-2770　FAX5466-2771

障がいなどで、一般の歯科診療所では治療を受けることが困難な状況にある人の歯科診療を行なっています。
●**診療日**　土曜日(祝休日・年末年始を除く)
●**診療時間**　9:00～17:00
※電話で予約してください。

渋谷区内の救急医療機関

名称	電話番号	所在地
日赤医療センター	☎3400-1311	広尾4-1-22
内藤病院	☎3370-2351	初台1-35-10
クロス病院	☎3376-2361	幡ヶ谷2-18-20
都立広尾病院	☎3444-1181	恵比寿2-34-10
JR東京総合病院	☎3320-2210	代々木2-1-3
代々木病院	☎3404-7661	千駄ヶ谷1-30-7

東京都保健医療情報センターの事業内容

東京都医療機関案内サービス「ひまわり」

「ひまわり」は、都民のために医療機関案内などを行うサービスです。
☎5272-0303(相談受付電話)

聴覚障がい者用ファクス(24時間受付)　FAX5285-8080

●**医療機関案内(24時間)**
医療機関・夜間休日診療機関などの情報をコンピュータによる自動応答または案内員により案内しています。
●**保健医療福祉相談**
月～金曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く)
9:00～20:00
保健・医療に関する相談や問合せに相談員が応じます。
※希望により、面接相談にも応じます(要予約)。

外国語による相談窓口

●**医療情報サービス(外国人患者向け)**
英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語
☎5285-8181(専用受付電話・外国語対応)
9:00～20:00(365日対応)
外国語で診療できる医療機関案内です。日本の医療制度案内などの問合せに相談員が応じます。
●**救急通訳サービス(医療機関向け)**
☎0570-099283(専用受付電話・外国語対応)

英語・中国語	24時間365日
韓国語 **タイ語** **スペイン語** **フランス語** **ベトナム語** **ネパール語** **タガログ語**	平日　17:00～20:00 土・日曜日、祝日、年末年始　9:00～20:00

救急で来院した患者さんが、日本語が不自由なために診療に支障をきたすような場合、電話による通訳サービスをします。

医療機関・薬局の公的検索システム

●医療情報ネット（ナビイ） 厚生労働省

救急医療機関案内（毎日24時間）

渋谷消防署および各消防出張所で実施しています。

問 渋谷消防署 ☎3464-0119
問 恵比寿出張所 ☎3440-0119
問 松濤出張所 ☎3469-0119
問 代々木出張所 ☎3378-0119
問 富ヶ谷出張所 ☎3465-0119
問 原宿出張所 ☎3375-0119

●東京消防庁＜救急相談センター＞24時間対応

救急車を呼んだ方がいいのか、病院に行った方がいいのか迷ったら相談してください。

・携帯電話、PHS、プッシュ回線の電話 #7119
・ダイヤル回線の電話 ☎3212-2323

●東京民間救急コールセンター
☎0570-039-099

緊急性がない通院や受診などに「民間救急」や「サポートCab（キャブ）」（タクシー）を案内しています。心臓マッサージや人工呼吸、AED（自動体外式除細動器）の操作などの救命手当の技能を持つ乗務員が乗務しているので、安心して利用することができます。

各種健診・相談・健康教育

各種健診

年齢や、加入している医療保険によって、利用できる制度が異なります。

●特定健診（40歳から74歳までの人）

加入の医療保険者がそれぞれ実施します。被扶養者も同様です。

渋谷区国民健康保険に加入している人は下記へ問い合わせてください。

問 国民健康保険課経理係
☎3463-1768 FAX5458-4940

そのほかの医療保険（全国健康保険協会管掌健康保険、健康保険組合、共済組合など）に加入している人は、各医療保険者へ問い合わせてください。

●後期高齢者健診（75歳以上の人）

後期高齢者医療制度の被保険者は、下記へ問い合わせてください。

問 国民健康保険課高齢者医療係
☎3463-1897 FAX5458-4940

●18歳から39歳までの人の健診

渋谷区国民健康保険に加入している人は、下記へ問い合わせてください。

問 国民健康保険課経理係
☎3463-1768 FAX5458-4940

そのほかの医療保険に加入している人は、医療保険者または下記へ問い合わせてください。

問 地域保健課健康推進係
☎3463-2412 FAX5458-4937

肝炎ウイルス検診

問 地域保健課健康推進係 ☎3463-2412 FAX5458-4937

40歳に達する人などを対象に実施しています。

成人歯科健康診査

問 地域保健課健康推進係 ☎3463-2412 FAX5458-4937

むし歯や歯周病予防のため、かかりつけ歯科医を推進する目的で実施しています。18・20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70・75・80・85・90歳になる年度に受診券を送ります。

また、65・70・75・80・85・90歳の人には、併せて口腔機能検査を行なっています。

がん一次検診

問 地域保健課健康推進係 ☎3463-2412 FAX5458-4937

下記のがん一次検診を区民健康センター桜丘などで無料で受けることができます。

●検診名（内容）

胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん

HIV抗体検査・相談

問 地域保健課感染症対策係 ☎3463-2416 FAX5458-4978

相談は随時、またHIV抗体検査（梅毒・B型肝炎・性器クラミジア感染症・淋菌感染症検査の同時実施可）は月1回予約制（原則第3木曜日9:30～11:00）、いずれも匿名・無料で実施しています。

手当／助成

難病等医療費助成

問 障がい者福祉課給付係 ☎3463-1924 FAX5458-4935

難病および特殊医療対象者には、保険内医療費の自己負担額の一部を助成しています。

B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成

問 地域保健課地域医療係 ☎3463-2433 FAX5458-4937

B型・C型肝炎のインターフェロン治療、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療及びC型肝炎のインターフェロンフリー治療にかかる医療費を助成しています。

在宅難病患者療養支援

問 中央保健相談所保健サービス第一係・第二係 ☎3463-2439
恵比寿保健相談所 ☎3443-6251
幡ヶ谷保健相談所 ☎3374-7591

難病の人の在宅療養や一時入院の相談を受付けています（医療機器などの給付についてはP.76参照）。

自立支援医療（精神通院）

問 障がい者福祉課精神福祉係
☎3463-1905 FAX5458-4935

精神通院医療費助成の申請受付をしています。

▶精神障害者保健福祉手帳

(P.76参照)

▶原子爆弾被爆者医療費助成

問 地域保健課地域医療係 ☎3463-2433 FAX5458-4937

原子爆弾によって被爆した人およびその子を対象に、健康診断や医療給付などを行なっています。

▶原爆被爆者社会参加奨励金

問 障がい者福祉課給付係 ☎3463-1924 FAX5458-4935

被爆者健康手帳の交付を受けている人で、住所など一定の要件に該当する人に支給しています。

●**手当額**　年額50,000円

▶骨髄移植ドナー支援事業奨励金

問 地域保健課地域医療係 ☎3463-2433 FAX5458-4937

骨髄・末梢血幹細胞提供者（ドナー）およびドナーが従事する国内の事業所に対し、奨励金を支給しています。

▶大気汚染医療費助成

問 地域保健課地域医療係 ☎3463-2433 FAX5458-4937

気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気腫の18歳未満の人が、一定期間、都内に住んでいる場合、大気汚染健康障害者として認定されると、健康保険内診療の自己負担額が助成されます。

▶不妊治療医療費助成

問 地域保健課地域医療係 ☎3463-2433 FAX5458-4937

保険診療で行なった一般不妊治療（不妊の検査・タイミング法・人工授精など）および生殖補助医療（体外受精・顕微授精・男性不妊の手術）の自己負担額の一部を助成しています（保険診療と併用して行なった先進医療も含まれます）。

▶がん患者等アピアランスケア費用助成

問 地域保健課地域医療係 ☎3463-2433 FAX5458-4937

がんの治療などによりウィッグや補整下着などのアピアランスケア用品が必要な人に、購入またはレンタル費用を助成しています。

▶若年がん患者在宅療養費助成

問 地域保健課地域医療係 ☎3463-2433 FAX5458-4937

がん患者（介護保険制度でがんを原因として認定を受ける場合と同等の状態と医師が判断した人）で、在宅療養をする40歳未満の方に、居宅サービスや福祉用具の貸与・購入など療養生活に必要な費用を一部助成しています。

保健相談所

保健相談所では、次の健診や相談などを行なっています。また、随時、保健師や歯科衛生士、栄養士による健康相談も行なっています（恵比寿・幡ヶ谷保健相談所は保健師のみ）。

▶中央保健相談所

問 宇田川町5-6 渋谷区子育てネウボラ ☎3463-1211㈹ FAX5458-4944

問 ①中央保健相談所母子保健係 ☎3463-2409 FAX5458-4944
②中央保健相談所保健管理係（栄養指導） ☎3463-2444 FAX5458-4944
③中央保健相談所保健サービス第一係・第二係 ☎3463-2439 FAX5458-4944
④中央保健相談所保健管理係（歯科衛生） ☎3463-3097 FAX5458-4944
⑤地域保健課感染症対策係 ☎3463-2416 FAX5458-4978

曜日	内容	時間	問合せ
月	3・4か月児健診	第1・3週（受付：8：45～9：45）	①
	母乳相談	第1週（9：30～11：00） 第3週（9：30～11：00、13：30～15：00）	①
	栄養相談（予約制）	第1週（13：30～15：30）	②
	乳幼児経過観察健診（予約制）	第3週（受付：13：30～14：30）	③
火	歯科専門相談（予約制）	第1週（受付：13：30～14：30）	④
	KIDS歯みがき365（予約制）	第2週（10：00～12：00・13：30～15：30）	④
	4～5か月児離乳食教室（実習付き）（予約制）	第4週（10：30～11：30）	②
水	パパ・ママ入門学級（予約制）	準備クラス（13：30～15：30） 栄養オーラルケアクラス（13：30～15：00） ※8・1月を除く	①
	1歳6か月児歯科健診	第2週（受付：8：45～9：45）	①
	3歳児健診	第4週（受付：8：45～9：45）	①
	KIDS歯みがき365（予約制）	第1週（10：00～12：00・13：30～15：30）	④
	精神保健相談（予約制）	偶数月第2週（14：00～15：30）	③

曜日	内容	時間	問合せ
木	ひよこママの時間	第2週（13:45～15:30）	③
	親子の相談室（予約制）	第2週（14:00～15:30）	③
	精神保健相談（予約制）	奇数月第2週（10:00～11:30）、 第4週（14:00～15:30）	③
	HIV抗体検査（予約制）	原則　第3週（受付：9:30～11:00）	⑤
金	育児学級（9～12か月児、予約制）	第1週（10:00～11:30） ※8・1月を除く	①
	育児学級（4～6か月児、予約制）	第2週（10:00～11:30） ※8・1月を除く	

祝日や会場などの都合により、別の週で開催される場合があります。

▶恵比寿保健相談所

問 恵比寿2-27-18　☎3443-6251　FAX3443-6253

JR「恵比寿駅」15分、東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」「広尾駅」15分、都バス［田87］「恵比寿2丁目」1分、ハチ公バス「恵比寿社会教育館」すぐ

曜日	内容	時間
月	精神保健相談（予約制）	第1週（14:00～15:30）
火	育児学級（4～6か月児、予約制）	第1週（10:00～11:30）
	パパ・ママ入門学級（予約制）	準備クラス（13:30～15:30） 栄養オーラルケアクラス（13:30～15:00） ※奇数月のみ
	ひよこママの時間（1～5か月児のいる母親）	第4週（14:00～15:00）
水	精神障がい者のデイケア	10:00～15:00
木	乳幼児経過観察健診（予約制）	第1週（受付：13:30～15:00）
	1歳6か月児歯科健診	第2週（受付：8:45～9:45）
	KIDS歯みがき365（予約制）	第2・4週（14:00～15:30）
	母乳相談	第1週（13:30～14:30）
	3・4か月児健診	第3週（受付：8:45～9:45）
	栄養相談（予約制）※	第4週（13:30～15:30）
	3歳児健診	第4週（受付：8:45～9:45）
金	育児学級（9～12か月児、予約制）	第2週（10:00～11:30） ※8・1月を除く
	歯科専門相談（予約制）	第2週（受付：13:30～14:30）

※栄養相談については中央保健相談所（栄養指導）☎3463-2444へ問い合わせてください。

▶幡ヶ谷保健相談所

問 幡ヶ谷3-39-1　☎3374-7591　FAX3374-5985

京王線「笹塚駅」13分、京王新線「幡ヶ谷駅」13分、京王バス［渋63］「笹塚中学」3分、京王バス［宿41］［宿45］「七号通り」5分、ハチ公バス「幡ヶ谷保健相談所」1分

曜日	内容	時間
月	1歳6か月児歯科健診	第3週（受付：8:45～9:45）
	KIDS歯みがき365（予約制）	第3週（14:00～15:30）
火	精神保健相談（予約制）	第1週（14:00～15:30）
	3・4か月児健診	第2週（受付：8:45～9:45）
	ひよこママの時間	第3週（14:00～15:30）
水	精神保健相談（予約制）	奇数月の第3週（14:00～15:30）
木	3歳児健診	第1週（受付：8:45～9:45）
	パパ・ママ入門学級（予約制）	準備クラス（13:30～15:30） 栄養オーラルケアクラス（13:30～15:00） ※4・9・1・2月を除く
	育児学級（9～12か月児、予約制）	第3週（10:00～11:30） ※8・1月を除く
	育児学級（4～6か月児、予約制）	第4週（10:00～11:30）
	乳幼児経過観察健診（予約制）	第4週（受付：13:30～14:30）
	母乳相談	第4週（13:30～14:30）
	歯科専門相談（予約制）	第3週（受付：13:30～14:30）
	栄養相談（予約制）※	第1週（13:30～15:30）
	精神保健相談（予約制）	偶数月の第2週（10:00～11:30）
	KIDS歯みがき365（予約制）	第1週（14:00～15:30）
金	精神障がい者のデイケア	10:00～15:00

※栄養相談については中央保健相談所（栄養指導）☎3463-2444へ問い合わせてください。

高齢者

介護保険

介護保険制度は、渋谷区が保険者となって運営します。
40歳以上の人が被保険者となって保険料を納め、介護が必要と認定されると、介護サービスを利用することができます。

加入者（被保険者）

問 介護保険課保険料係 ☎3463-2013 FAX5458-4934

①第1号被保険者…65歳以上の人
65歳以上の人には、被保険者証（介護保険の保険証）が発行されます。要介護認定の申請、ケアプランの作成依頼など、介護サービスを利用するときに使用します。
②第2号被保険者…40～64歳の医療保険加入者

保険料の納め方

問 介護保険課保険料係 ☎3463-2013 FAX5458-4934

介護保険では40歳以上の人が保険料を負担しますが、第1号被保険者と第2号被保険者では、保険料の決め方や納め方が違います。

第1号被保険者

65歳以上の人の保険料は、介護サービス費用の総額と被保険者数により算定した保険料基準額をもとに定めています。
保険料基準額は、介護保険事業計画の見直しに応じて、3年ごとに改定されます。次の改定は令和9年度を予定しています。
個人ごとの年間保険料額は、下記の所得基準に照らし合わせて決定されます。

●所得段階別保険料（令和7～8年度）

基準額：年額74,040円

所得段階	対象となる人		保険料の負担割合	年間保険料額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税		基準額×0.26 （12,500円減額）	19,300円 ※1（31,800円）
	世帯※2全員が住民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下		
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円超120万円以下	基準額×0.27 （14,800円減額）	20,000円 ※1（34,800円）
第3段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額×0.48 （300円減額）	35,600円 ※1（35,900円）
第4段階	本人は住民税非課税で、世帯※2に住民税課税者がいる	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下	基準額×0.71	52,600円
第5段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円超	基準額×0.81	60,000円
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が125万円未満	基準額×1.02	75,500円
第7段階		合計所得金額が125万円以上250万円未満	基準額×1.25	92,600円
第8段階		合計所得金額が250万円以上375万円未満	基準額×1.50	111,100円
第9段階		合計所得金額が375万円以上500万円未満	基準額×1.90	140,700円
第10段階		合計所得金額が500万円以上750万円未満	基準額×2.35	174,000円
第11段階		合計所得金額が750万円以上1,000万円未満	基準額×2.85	211,000円
第12段階		合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	基準額×3.50	259,100円
第13段階		合計所得金額が1,500万円以上2,500万円未満	基準額×4.25	314,700円
第14段階		合計所得金額が2,500万円以上5,000万円未満	基準額×5.05	373,900円
第15段階		合計所得金額が5,000万円以上7,500万円未満	基準額×5.95	440,500円
第16段階		合計所得金額が7,500万円以上1億円未満	基準額×6.85	507,200円
第17段階		合計所得金額が1億円以上	基準額×8.85	655,300円

※第1～第3段階の年間保険料は、消費税率改定に伴う負担軽減のため、公費投入により減額されています。
（　）内は減額前の年間保険料。
※「課税年金収入額」には、遺族年金、障害年金などの非課税年金は含みません。
※合計所得金額とは、年金や給与、不動産、配当、譲渡などの各所得金額の合計で、各種控除（基礎控除等）をする前の金額のことです。所得基準の合計所得金額は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除額を控除した額で計算します。
第1～第5段階までの合計所得金額は、年金収入に係る所得を控除し、給与所得が含まれる場合、最大10万円を控除した額を使用します。

●保険料の納め方

特別徴収…年金が基準額（月1万5千円、年額18万円）以上の人は、年金から差し引かれます。
普通徴収…年金額が基準額に満たない人は、口座振替または納付書により納めていただきます。

第2号被保険者

保険料の額や計算方法は、加入している医療保険によって異なります。医療保険の保険料に介護分を上乗せして、ひとつの保険料として徴収されます。

個人の保険料については、各医療保険者へ問い合わせてください。

▶サービスを利用できる人

問 介護保険課介護認定係 ☎3463-2016 FAX5458-4934

要支援または要介護の認定を受け、日常生活に継続して支援や介護が必要な人がサービスを利用できます。

サービスを利用できる人は、それぞれの被保険者において、次のとおりです。

①第1号被保険者…寝たきりや認知症などで、入浴・排泄・食事などの日常生活動作において常に介護を必要とする人、または家事などの日常生活に支援が必要な人

②第2号被保険者…下の16の特定疾病によって介護や日常生活の支援が必要な人

- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ　・筋萎縮性側索硬化症　・後縦靱帯骨化症　・骨折を伴う骨粗鬆症　・初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病　・脊髄小脳変性症　・脊柱管狭窄症
- 早老症　・多系統萎縮症　・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患　・閉塞性動脈硬化症　・慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

▶サービスを利用するまでのしくみ

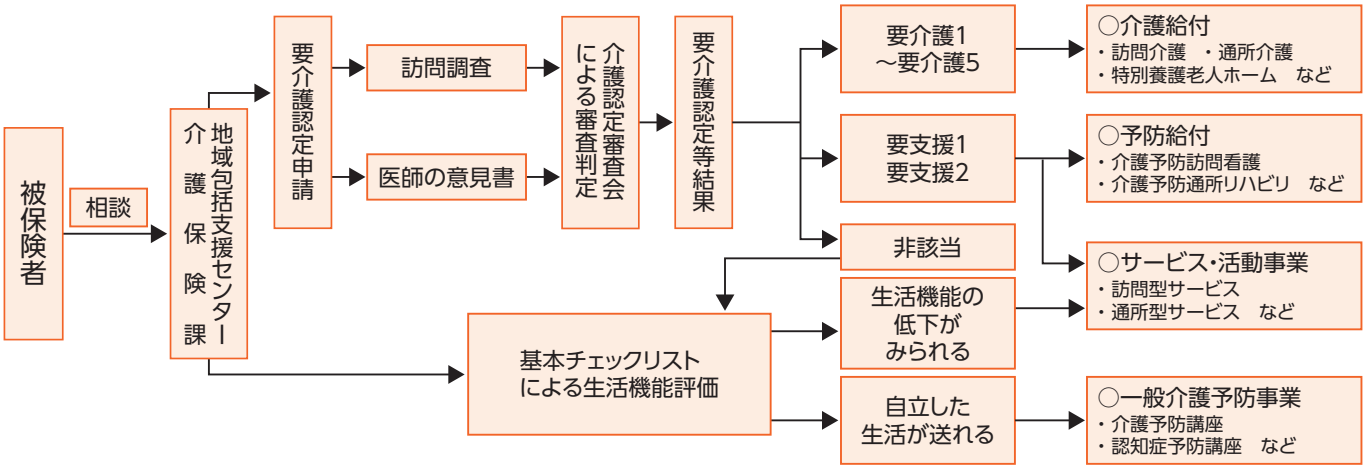

▶介護保険で利用できるサービス

問 介護保険課介護給付係 ☎3463-1997 FAX5458-4934

要支援・要介護と認定された人が利用できるサービスは、在宅サービスと施設サービスに大きく区分されます。

介護予防サービス（要支援1・2の人が利用できます）

サービス名	
訪問サービス	介護予防訪問入浴介護
	介護予防訪問看護
	介護予防訪問リハビリテーション
	介護予防居宅療養管理指導
通所サービス	介護予防通所リハビリテーション
短期入所サービス	介護予防短期入所生活介護／介護予防短期入所療養介護
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護
	介護予防小規模多機能型居宅介護
	介護予防認知症対応型共同生活介護※（認知症高齢者グループホーム）
そのほか	介護予防特定施設入居者生活介護
	介護予防福祉用具貸与
	介護予防福祉用具購入費支給
	介護予防住宅改修費支給

※要支援1の人は利用できません。

介護サービス（要介護1〜5の人が利用できます）

サービス名	
訪問サービス	訪問介護
	訪問入浴介護
	訪問看護
	訪問リハビリテーション
	居宅療養管理指導
通所サービス	通所介護（デイサービス）
	通所リハビリテーション
短期入所サービス	短期入所生活介護／短期入所療養介護

サービス名	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	夜間対応型訪問介護
	認知症対応型通所介護
	小規模多機能型居宅介護
	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
	看護小規模多機能型居宅介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	地域密着型通所介護
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
	介護老人保健施設
	介護医療院
そのほか	特定施設入居者生活介護
	福祉用具貸与
	福祉用具購入費支給
	住宅改修費支給

●サービスの利用者負担額

介護保険で利用できるサービスの上限額（支給限度額）は、要介護状態区分ごとに決められています。利用者負担は原則としてかかった費用の1割か2割または3割です。支給限度額を超えた部分は、全額自己負担になります。

また、施設での入所サービスや通所サービスを利用されるときは、別に食費、居住費（滞在費）がかかります。

福祉用具購入費の支給

腰掛便座・入浴補助用具・簡易浴槽・自動排泄処理装置の交換可能部品・移動用リフトのつり具の部分・排泄予測支援機器を購入した場合、申請により保険給付分（対象購入費の9割か8割または7割相当額）を区から支給します。

※支給限度基準額は、同一年度（4月～翌年3月）で10万円です（対象購入費が10万円の場合、保険給付は9万円か8万円または7万円）。

住宅改修費の支給

対象となる住宅改修（手すりの取付け、段差の解消、床材などの変更、扉の取替え、便器の取替え）をした場合、申請により保険給付分（対象改修費の9割か8割または7割相当額）を区から支給します。

高額介護サービス費の支給

月々の利用者負担額が上限額を超えた場合、申請により、超えた分を区から支給します。

該当者には、区から通知と申請書を送付します。

利用者負担額の助成

世帯の年間収入額、預貯金額が基準以下の人などに、申請により、左記のサービスを利用した場合の利用者負担額のうち70%を区から支給します。

⑤・⑥・⑪・⑫・⑯・⑱については食費、⑦・⑧・⑬・⑭については滞在費と食費の自己負担分の25%を助成します。

●対象となるサービス

①訪問介護、②訪問入浴介護、③訪問看護、④訪問リハビリテーション、⑤通所介護、⑥通所リハビリテーション、⑦短期入所生活介護、⑧短期入所療養介護、⑨定期巡回・随時対応型訪問介護看護、⑩夜間対応型訪問介護、⑪地域密着型通所介護、⑫認知症対応型通所介護、⑬小規模多機能型居宅介護、⑭看護小規模多機能型居宅介護、⑮国基準訪問サービス、⑯国基準通所サービス、⑰訪問型サービスA、⑱通所型サービスA

※①・⑤・⑨・⑩・⑪・⑭は介護予防サービスなし

※⑮～⑱は総合事業のサービス

社会福祉法人などによる利用者負担額軽減制度

申請により、利用者負担の軽減を実施している特別養護老人ホームに入所している人の利用者負担額を軽減します。

●軽減対象者

世帯非課税で年間収入額が基準以下などの要件を満たす人

●軽減の内容

介護保険サービスの利用者負担額、居住費、食費の25%（老齢福祉年金受給者は50%）

施設サービスなどの居住費（滞在費）と食費の負担額の軽減

世帯全員が非課税の人などが、介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院）に入所したときや、ショートステイサービス（短期入所生活介護・短期入所療養介護）を利用したときの居住費（滞在費）と食費を、申請により軽減します。

▶介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

問 介護保険課介護総合事業係　☎3463-1888　FAX5458-4934

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）は、介護予防と日常生活の自立を支援する事業です。「サービス・活動事業」と「一般介護予防事業」で構成されています。

サービス・活動事業

訪問型サービスと通所型サービスを提供します。これまでと同じ内容のサービスのほか区が独自に設けた、利用者負担がより少ないサービスがあります。

●対象　要支援1、2の認定を受けた人、基本チェックリストで事業対象者と判定された人

一般介護予防事業

運動器の機能向上や口腔機能の向上などを目的とする各種介護予防事業を実施しています。

●対象　区内在住の原則65歳以上の人

▶利用者の権利保護

問 介護保険課介護相談係　☎3463-3304　FAX5458-4934

安心して介護サービスを利用できるように、利用者の苦情や相談の窓口を設置しています。

介護保険相談員	福祉の専門的な知識や、豊富な経験を持つ相談員が、区役所で相談を受けます。（相談電話　☎3463-3304）

区の介護サービス

ホームヘルプサービス（渋谷区独自サービス）

問 高齢者福祉課サービス事業係 ☎3463-1873 FAX3463-2873

介護保険または総合事業では対応できないホームヘルプサービスが利用できます（自己負担あり）。

・時間延長等サービス　・生活援助サービス
・高齢者世帯援助サービス　・外出介助サービス

●**対象**　区内在住で要支援・要介護の認定を受けた人、基本チェックリストで事業対象者と判定された人（サービスにより利用要件は異なります）

※介護保険または総合事業が優先されます。

介護予防デイサービス支援

問 高齢者福祉課サービス事業係 ☎3463-1873 FAX3463-2873

総合事業の国基準通所サービスだけでは十分でない場合に、回数の上乗せをします（自己負担あり）。

●**対象**　区内在住で要支援1の認定を受けた人

高齢者

高齢者のために

高齢者入浴デー

問 地域福祉課福祉管理係 ☎3463-1832 FAX5458-4936

区内に住所を有する60歳以上の人を対象に無料の入浴デーを実施しています。区内の公衆浴場で毎月第1・3日曜日（1月は第3日曜日のみ）の13:00～16:00に行なっています（引続いての入浴は16:00以降も可）。利用には利用者証の提示が必要となります。利用者証発行については問い合わせてください。

遊湯（ゆうゆう）～ひろば

問 地域福祉課福祉管理係 ☎3463-1832 FAX5458-4936

区内に住所を有するおおむね60歳以上の人を対象に、公衆浴場を利用して、さまざまなプログラムと入浴をセットにした事業を実施しています。

マッサージサービス

問 高齢者福祉課サービス事業係 ☎3463-1873 FAX3463-2873

区内在住で65歳以上の人を対象に、健康保持のため、はつらつセンター、敬老館、総合ケアコミュニティ・せせらぎ、リフレッシュ氷川などを会場として、マッサージサービスを行なっています（自己負担あり）。

敬老大会

問 高齢者福祉課サービス事業係 ☎3463-1873 FAX3463-2873

長年、社会に貢献してきた高齢者の長寿を祝福するため、毎年9月中旬に開催しています。

区内在住でおおむね65歳以上の人が対象です。

敬老金

問 高齢者福祉課高齢者相談支援係 ☎3463-1989 FAX3463-2873

9月15日現在区内在住で満75歳以上の人のうち、贈呈対象年齢に該当する人に、敬老金を贈呈します。贈呈時期は10月ごろです。

百歳表慶

問 高齢者福祉課サービス事業係 ☎3463-1873 FAX3463-2873

区内在住で、100歳を迎えた人の長寿を祝い、祝品を贈ります。

しぶや認知症ナビ

問 高齢者福祉課高齢者相談支援係 ☎3463-1989 FAX3463-2873

認知症が疑われる症状が現れたときに、いつ・どこで・どのような医療や介護、地域の支援を受けられるかなど、認知症に関する情報を一元化した専用ウェブサイトです。

シルバー人材センター

問 公益社団法人　渋谷区シルバー人材センター
西原1-40-10　総合ケアコミュニティ・せせらぎ内
☎5465-1876 FAX3466-1874

区内在住の健康で働くことや社会奉仕活動を通して社会に参加することに意欲のある60歳以上の人が会員として登録できます。

会員は、センターが臨時的・短期的に引き受けた仕事から、希望する仕事を選択し、長年の知識や経験を生かしながら就業します。

高齢者の就労施設

問 幡ヶ谷授産場　幡ヶ谷3-53-3 ☎3378-3637 FAX3377-2525
新橋作業所 (P.79参照)

60歳以上の高齢者や、一般の就労が困難な人を対象に、作業指導をしながら仕事をお世話します。

施設内で行う作業（印刷物の訂正シール貼り・丁合い・封入など）があります。

予防接種

問 地域保健課予防接種係 ☎3463-1412 FAX5458-4937

インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症の予防接種を65歳以上の人に、肺炎球菌の予防接種を65歳の人で初めて接種する人に、帯状疱疹の予防接種を年度末年齢が65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳、令和7年度に限り100歳以上の人に実施しています。

いずれも区から送付する予防接種予診票により指定の医療機関で受けられます。また心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障がいを有し、障害者手帳1級程度の60～64歳の人も対象です（帯状疱疹はヒト免疫不全ウイルスのみ）。

帯状疱疹任意予防接種の費用助成については、問い合わせてください。

シニアクラブ

問 活動サポート室（事務局） ☎3463-1857 FAX3463-1863

シニアクラブは、スポーツやレクリエーション、教養講座などを通じて、高齢者相互の親睦を深め、生きがいのある活動を目指しています。

敬老館・はつらつセンター

(P.40参照)

▶シニア健康体操事業（若返るダイヤモンド体操）

問 介護保険課介護総合事業係 ☎3463-1888 FAX5458-4934

健康の維持や継続的な社会参加のため、座位・立位・エアロビクス・セラバンドを組み合わせた体操を区内各所で実施しています。

●**対象** 区内在住でおおむね60歳以上の人

●**費用** 保険料負担あり

▶東京都シルバーパス

問 一般社団法人 東京バス協会 ☎5308-6950

70歳以上の都民を対象に、都営交通（都バス、都電、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー）と都内民営バスを利用できる「東京都シルバーパス」を発行しています。

購入を希望する人は、最寄りのシルバーパスを取り扱っているバス営業所などの窓口へ申し込んでください。

▶地域包括支援センター

介護が必要な高齢者や家族を支えるために、高齢者福祉や介護保険サービスの相談・調整・手続きを行う地域の総合窓口です。

各地区を担当する地域包括支援センターを利用してください。

地域包括支援センター	担当地域（町丁目）
豊沢・新橋 恵比寿2-27-18 （恵比寿保健相談所内） ☎3440-1671 FAX3440-1675	恵比寿1～4丁目、広尾1・2・5丁目
恵比寿西二丁目 恵比寿西2-13-5 ☎6427-0273 FAX6427-0274	猿楽町、鶯谷町、鉢山町、代官山町、恵比寿西1・2丁目、恵比寿南1～3丁目、桜丘町、南平台町
ひがし健康プラザ 東3-14-13 ☎5468-5901 FAX5468-5902	渋谷3丁目、東1～4丁目、広尾3・4丁目
かんなみの杜・渋谷 神南1-8-6 ☎6433-7535 FAX6433-7536	道玄坂1・2丁目、円山町、神泉町、宇田川町、神南1・2丁目、神山町、松濤1・2丁目
富ヶ谷・上原 富ヶ谷2-27-12 （はつらつセンター富ヶ谷内） ☎3467-2371 FAX3467-2385	富ヶ谷1・2丁目、上原1～3丁目
総合ケアコミュニティ・せせらぎ 西原1-40-10 ☎5790-0881 FAX5790-0882	西原1～3丁目、元代々木町、大山町、幡ヶ谷1丁目、笹塚1丁目
あやめの苑・代々木 代々木3-35-1 ☎3372-1038 FAX3372-1108	代々木神園町、代々木3～5丁目、初台1・2丁目
つばめの里・本町東 本町3-46-1 ☎5334-9977 FAX5334-9979	本町1～6丁目
笹幡 幡ヶ谷2-42-15 ☎5365-1611 FAX5365-1612	幡ヶ谷2・3丁目、笹塚2・3丁目
千駄ヶ谷・北参道 千駄ヶ谷4-25-14 （千駄ヶ谷出張所内） ☎3475-1461 FAX3475-1465	千駄ヶ谷1～6丁目、代々木1・2丁目
はぁとぴあ原宿 神宮前3-18-37 ☎3423-2112 FAX3423-2110	渋谷1・2・4丁目、神宮前1～6丁目

※各センターとも利用日時は、月曜日～土曜日（祝・休日＜敬老の日を除く＞、年末年始を除く）の9:00～19:00です。

▶在宅医療相談窓口

問 桜丘町23-21 文化総合センター大和田1階 ☎3770-0527

高齢者が在宅で医療や介護サービスを利用しながら安心して療養生活を続けられるように、地域包括支援センター、ケアマネジャー、医療機関と連携して、専門的相談や支援を行います。

●**利用日時** 月曜日～金曜日 9:00～19:00
（祝・休日＜敬老の日を除く＞、年末年始を除く）

▶渋谷生涯活躍ネットワーク・シブカツ

問 渋谷2-21-1 渋谷ヒカリエ8階
☎6451-1417・6451-1418 FAX6451-1428

プレシニア世代からアクティブシニア世代の人が、いつまでも楽しく元気に活躍し続けられるように、個人の経験や能力を生かすことのできる機会や新たな学びの場などを提供します。

●**対象** 区内在住でおおむね55歳以上の人
区内で地域活動などを行う人（予定も含む）

▶渋谷ハチコウ大学

問 学びとスポーツ課学び支援係 ☎6451-1417 FAX6451-1428

自らの新たな活動につなげるきっかけとしてS-SAP（シブヤ・ソーシャル・アクション・パートナー）協定を締結している区内大学や企業などと連携して講座を提供する、渋谷区ならではの区民大学です。

●**対象** 区内在住で55歳以上の人

▶渋谷ハチコウ大学クラブ活動

問 渋谷ハチコウ大学クラブ事務局 ☎3464-5171 FAX3464-5172

区内在住で60歳以上の人を対象に、生きがいづくりと仲間づくりのため、教養・文化・趣味などの講座を実施しています。

▶デジタル活用支援員

問 学びとスポーツ課活躍支援係 ☎6451-1418 FAX6451-1428

地域の高齢者をはじめとしたスマートフォンの操作に不慣れな人をサポートする「デジタル活用支援員」を育成します。

デジタル活用支援員は、区のデジタル活用支援事業（スマホサロン、出張スマホ講座など）で活躍しています。

●**対象** 以下すべてに当てはまる人

①研修受講年度の4月1日時点で区内在住・在勤・在学かつ18歳以上である

②スマートフォンを日常的に使用している

③デジタル活用支援員として活動することを希望する

高齢者の生活

見守りキーホルダー

問 高齢者福祉課高齢者相談支援係 ☎3463-1989 FAX3463-2873

このキーホルダーを持った人が認知症の症状により行方不明となったときに、保護をした警察などから24時間・365日対応のコールセンターに照会すれば、事前に登録された緊急連絡先を提供するとともに、コールセンターから緊急連絡先へ連絡します。

おかえりサポートメール

問 高齢者福祉課高齢者相談支援係 ☎3463-1989 FAX3463-2873

認知症で行方不明となった高齢者の事前に登録された情報を、協力者（おかえりサポーター）に配信し、発見や警察への連絡などをお願いする仕組みです。行方不明となる不安がある高齢者の人の情報登録は、担当の地域包括支援センターで受け付けています。

不動産担保型生活資金

問 社会福祉協議会 ☎5457-2200 FAX3476-4904

住み慣れた家での生活を希望する高齢者世帯に対し、現在住んでいる家と土地を担保に、生活資金を貸し付けます。

●**貸付（限度）額**
居住用不動産のうち土地の評価額のおおむね7割相当までの額（月30万円以内で個別に設定します）

●**貸付利率**
年3%または金融機関の長期プライムレートのうちいずれか低い利率

※連帯保証人が必要です。また、申込者が単独で所有する不動産であることなど、他にも条件があります。

セーフティネット見守りサポート事業

問 高齢者福祉課高齢者相談支援係 ☎3463-1989 FAX3463-2873

見守りサポート協力員が、日常生活の見守りや援助、医療や介護サービスへの橋渡しをします。各地区を担当する地域包括支援センターへ問い合わせてください。

●**対象**　1人暮らしや高齢者のみで暮らす人で、日常生活に不安があるため見守りが必要な人

在宅療養支援ショートステイ事業

問 高齢者福祉課高齢者相談支援係 ☎3463-1989 FAX3463-2873

在宅で療養中の高齢者に対して、短期入所用のベッドを区が確保し、在宅療養高齢者の生活の充実およびその介護者の負担軽減を図ります。

●**対象**
区内に住所を有し、次のいずれかの医学的管理を必要とする状態で、在宅療養している要介護・要支援の人

①在宅酸素療法
②褥瘡（じょくそう）処置およびその他の皮膚疾患の処置
③インスリン　④経管栄養　⑤カテーテル　⑥ストマ
⑦40歳から64歳までの特定疾病による要介護・要支援認定者
⑧その他医療依存度の高い高齢者

●**利用方法**
ケアマネジャーを通じて申し込んでください。

●**利用限度・費用**
介護保険法による利用限度、費用の負担があります。

養護老人ホーム

問 高齢者福祉課高齢者相談支援係 ☎3463-1989 FAX3463-2873

経済的理由や家庭の状況により、自宅での生活が困難な人のための施設です。本人の収入および扶養義務者の所得税などの額に応じて費用負担があります。

●**対象**　原則として65歳以上で、生計中心者が住民税の所得割をされていない世帯の人

理容・美容利用券交付

問 高齢者福祉課サービス事業係 ☎3463-1873 FAX3463-2873

区内在住の65歳以上で、介護保険の要介護認定で要介護4・5の認定を受けた在宅の人に、希望により理容・美容利用券（一部負担額あり）を年間6枚まで交付します。

利用者は、それぞれの組合加盟店から、自宅または店舗でサービスを受けることができます。

訪問入浴介護

問 高齢者福祉課サービス事業係 ☎3463-1873 FAX3463-2873

区内在住の介護保険の要介護認定で要介護の認定を受けた在宅の人で、介護保険の訪問入浴介護だけでは十分でない場合に、回数の上乗せをします（自己負担あり）。

食事券事業

問 高齢者福祉課サービス事業係 ☎3463-1873 FAX3463-2873

区内在住で介護保険の要介護認定で要支援・要介護の認定を受けた在宅の人に、区内の食事券事業協力店で食事をする時などに利用できる食事券を販売します。

●**販売場所**
区役所本庁舎5階高齢者福祉課、出張所（区民サービスセンター・新橋出張所を除く）、地域包括支援センター

配食事業

問 高齢者福祉課サービス事業係 ☎3463-1873 FAX3463-2873

区内在住で在宅の75歳以上、または介護保険の要介護認定で要支援・要介護の認定を受けた人などに配食事業協力店が栄養バランスの取れた食事をお届けし、同時に安否確認を行います。

●**費用**　区の補助額150円を差し引いた食事代

住宅設備改修給付

問 高齢者福祉課サービス事業係 ☎3463-1873 FAX3463-2873

区内在住の65歳以上で、介護保険の要介護認定で要支援・要介護の認定を受けた在宅の人（階段昇降機は要介護3～5）で、住宅の改修を必要とする場合に、浴槽の取り換え、流し台または洗面台の取り換え、階段昇降機の取り付けを行います（自己負担あり）。

▶軽作業代行サービス

問 高齢者福祉課サービス事業係 ☎3463-1873 FAX3463-2873

区内在住の65歳以上の在宅の人で、1人暮らし、または65歳以上の人のみの世帯（日中65歳以上の人のみになる場合を含む）の人を対象に、電球の交換・除草などの日常生活における簡単な作業を低価格で代行します（自己負担あり）。

▶リフト付タクシーの運行

問 高齢者福祉課サービス事業係 ☎3463-1873 FAX3463-2873

区内在住の65歳以上で、常時車いすなどを利用している人に、車いすやストレッチャーに乗ったまま利用できるリフト付タクシーを運行しています（自己負担あり）。

▶救急通報システム

問 高齢者福祉課サービス事業係 ☎3463-1873 FAX3463-2873

区内在住の65歳以上で1人暮らし、または65歳以上の人のみの世帯などを対象に、居宅内で緊急に助けを求めたいときに、民間事業者に通報できる通報装置などを設置します（自己負担あり）。

▶見守りサービス

問 高齢者福祉課サービス事業係 ☎3463-1873 FAX3463-2873

区内在住の65歳以上の1人暮らし、または65歳以上のみの世帯に対し、離れて暮らす家族などがスマートフォンやパソコンなどで利用者を見守ることができるIoT機器を自宅に設置します（初期費用および12か月分の月額利用料は無料）。

▶寝具の乾燥

問 高齢者福祉課サービス事業係 ☎3463-1873 FAX3463-2873

区内在住の65歳以上で1人暮らし、または65歳以上のみの世帯で、介護保険の要介護認定で要支援・要介護の認定を受けた在宅の人（介護保険の訪問介護サービスでは寝具を干すことが困難な人）に月1回寝具の乾燥などを行います（自己負担あり）。

▶補聴器購入費助成

問 高齢者福祉課サービス事業係 ☎3463-1873 FAX3463-2873

聴力機能の低下に伴い、周囲と円滑なコミュニケーションを図ることが難しい区内在住の65歳以上で要件を満たす人に対し、補聴器購入費用を一部助成します。

※すでに購入している場合は対象とならないため、必ず事前に申請をしてください。

▶介護者リフレッシュ交流会

問 高齢者福祉課高齢者相談支援係 ☎3463-1989 FAX3463-2873

介護者同士の交流の場として、健康教育・リラクゼーションなどのテーマを設けて開催しています。介護者同士の交流を通して、心身のリフレッシュを図ります。詳しくは問い合わせてください。

●**開催場所**　各地域包括支援センター

▶位置情報探索サービス事業（GPS）

問 高齢者福祉課高齢者相談支援係 ☎3463-1989 FAX3463-2873

認知症の症状により行方不明となる恐れがある高齢者などに対し、位置情報探索用のGPS端末を貸与しています。

後期高齢者医療制度

問 国民健康保険課高齢者医療係 ☎3463-1897 FAX5458-4940

75歳以上（一定の障がいがある人は65歳以上）の人を対象とする医療制度です。

▶被保険者

●**75歳以上の人**

75歳の誕生日から自動的に加入（生活保護受給者などを除く）

●**65歳以上で一定の障がいがある人**

区市町村に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入

▶資格確認書（旧被保険者証）

「後期高齢者医療資格確認書」が1人に1枚交付されます。

記載事項（一部負担金の割合など）に変更があった場合は、その都度更新します。

▶保険料

保険料は個人ごとに計算されます。

保険料率は東京都内で均一となっており、2年ごとに見直されます。

●**令和7年度保険料**

年間保険料（限度額80万円）＝①均等割額＋②所得割額

①47,300円

②（総所得金額等－基礎控除43万円）×保険料率9.67%

▶保険料の軽減

●**所得に応じた軽減**

・均等割額の軽減

世帯主および同じ世帯の被保険者の所得の合計に応じて軽減されます。

・所得割額の軽減

被保険者本人の所得に応じて軽減されます。

●**被用者保険の被扶養者だった人への軽減**

制度加入の前日まで被用者保険の被扶養者であった人は、所得割額全額と均等割額の5割が減額されます（加入から2年を経過する月まで）。

▶保険料の納め方

納付方法は「特別徴収」と「普通徴収」の2通りです。

原則、特別徴収（公的年金からの引き落とし）ですが、以下のいずれかに該当する人は普通徴収（納付書または口座振替）により納めていただきます。

（ア）公的年金の受給額が年額18万円未満の人

（イ）介護保険料と合わせた保険料額が1回あたりの年金支給額の1/2を超える人

▶保険給付

後期高齢者医療制度では、現物給付（医療サービスの提供）と現金給付（療養費の支給）が受けられます。

▶高額療養費、高額介護合算療養費

高額療養費

同じ月の中で、医療機関に支払った医療費の一部負担金を合算して、自己負担限度額（次表）を超えた部分について、負担額を支給します。

高額療養費が支給される場合は、事前に申請をしなくても、診療月から最短で4か月後に東京都後期高齢者医療広域連合から申請書が送付されます。

負担割合	所得区分		外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上		252,600円＋（10割分の医療費－842,000円）×1% 〈140,100円※3〉	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上		167,400円＋（10割分の医療費－558,000円）×1% 〈93,000円※3〉	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得145万円以上		80,100円＋（10割分の医療費－267,000円）×1% 〈44,400円※3〉	
2割	一般Ⅱ 課税所得28万円以上145万円未満		18,000円（144,000円※2）	57,600円 多数回44,400円（※3）
1割	一般Ⅰ 課税所得28万円未満		18,000円（144,000円※2）	57,600円 〈44,400円※3〉
	住民税非課税等 ※1	Ⅱ	8,000円	24,600円
		Ⅰ		15,000円

※1　区分Ⅱ…住民税非課税世帯であり、区分Ⅰに該当しない人。

区分Ⅰ…ア 住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円の人（公的年金収入は80万円を控除、給与収入は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算）。

イ 住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している人。

※2　計算期間1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）のうち、基準日時点（計算期間の末日）で自己負担割合が1割または2割の被保険者について、自己負担額（月間の高額療養費が支給されている場合は支給額を控除した後の額）を合算し、144,000円を超える場合に、その超える分を高額療養費（外来年間合算）として支給します。自己負担割合が3割であった月の自己負担額は計算対象外となります。

※3　過去12か月間に高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降から適用になる限度額（多数回該当）。ただし、「外来（個人ごと）の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含みません。なお、現役並み所得の被保険者は、個人の外来のみで「外来＋入院（世帯ごと）」の限度額に該当した場合も、多数回該当の回数に含みます。この多数回該当の回数には、それまで加入していた医療保険（他道府県の後期高齢者医療制度、国保、健康保険、共済）で該当していた回数は含みません。

○次の点にご注意ください

・入院時の食費や保険の対象とならない差額ベッド料などは高額療養費の対象となりません。

・月の途中で75歳の誕生日を迎えた月（1日生まれの人を除く）の自己負担限度額は、それまで加入していた医療保険と、新たに加入した後期高齢者医療制度の両方の限度額がそれぞれ半額となります（限度額は個人ごとに適用します）。

高額介護合算療養費

1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の後期高齢者医療制度の自己負担額と介護保険の利用者負担額の世帯での合算額が、表の自己負担限度額を超えるとき（500円以下は支給対象外）は、申請により、超えた額を後期高齢者医療制度と介護保険のそれぞれから支給します。該当者には、東京都後期高齢者医療広域連合から申請書が送付されます。

●1年間の自己負担限度額（毎年8月～翌年7月）
【平成30年度分以降】

負担割合	所得区分		後期高齢者医療制度+介護保険制度
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上		212万円
	現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上		141万円
	現役並み所得Ⅰ 課税所得145万円以上		67万円
2割	一般Ⅱ		56万円
1割	一般Ⅰ		56万円
	住民税非課税等	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

▶療養費

次のような場合で医療費の全額を支払ったときは、申請により支払った費用の一部の払い戻しが受けられます。

・やむを得ず被保険者証を持たずに診療を受けたとき

・医師の指示により、コルセットなどの補装具を作ったとき

・医師が必要と認める、マッサージ・はり・きゅうの施術を受けたとき

・骨折や捻挫などで柔道整復師の施術を受けたとき

・輸血のために用いた生血代がかかったとき

・海外に渡航中、治療を受けたとき

葬祭費

被保険者が死亡したとき、葬儀を行なった人に対し7万円が支給されます。

申請の際には葬儀代の領収書（写）、葬儀を行なった人の銀行口座番号が必要です。

※申請は葬儀を行なった日の翌日から2年以内です。

社会福祉協議会

問 宇田川町1-1　区役所本庁舎内　☎5457-2200　FAX3476-4904

社会福祉協議会は、地域の福祉活動を進めるために設立された社会福祉法人です。

区民をはじめ、各種団体と密接に連絡を取りながら、次の事業を行なっています。

成年後見支援センター事業

●成年後見制度の周知普及、専門相談

成年後見制度を正しく理解していただくための講座、講演会を行なっています。また、制度を利用するための手続きなどの専門相談を行なっています。

問 **成年後見相談専用**　☎3780-9408

※面接相談は予約制です。

●あんしんサービス　☎5457-0099

頼れる親族がいない、外出困難などで日常生活を送ることが難しく、福祉サービス利用援助が必要な高齢者や障がい者が安心して在宅生活を継続するためのお手伝いです。

下記の①を基本に②・③のサービスも利用できます。

①福祉サービスの利用援助
1時間まで　1,000円、超過30分ごとに500円加算
福祉サービスを利用する、または止めるために必要な手続き、福祉サービスの利用料支払いの援助をします。

②日常的金銭管理サービス
1時間まで　1,000円、超過30分ごとに500円加算
日常生活に必要な預金の払い戻し、公共料金、家賃、医療費などの支払いの援助をします。

③書類などの預かりサービス
年間6,000円（1か月500円）
定期預金通帳、印鑑、保険証書、不動産登記済権利証などを金融機関の貸金庫で保管します。

やすらぎサービス（住民参加型在宅福祉サービス）

在宅生活において支援が必要な人に、協力会員が、家事援助などを行います（会員制）。

・やすらぎサポート　☎6452-5024

掃除、洗濯、食事の支度、買い物、外出介助、見守りなど

●利用料　1時間あたり800円（交通費実費）

●年度会費　3,000円

・ちょこっとサポート

電球・電池の交換、体調不良時の買い物、ごみ出しなど

●利用料　30分あたり500円（交通費実費）

●年度会費　なし

景丘の家

（P.43参照）

車イスの無料貸出し　☎6452-5024

一時的な歩行困難で車イスが必要な人に、原則2か月以内で無料貸出しをしています。一部地域の民生児童委員宅でも貸し出しを行なっています。

紙おむつ購入費の助成

生活保護を受給しておらず、区内に住民票があり、紙おむつを使用している人で①要介護1以上の人、②3歳以上で身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者福祉手帳を有する人、③3歳以上で障害者総合支援法第4条に基づく難病などの人に、購入費の一部を助成しています。

生活福祉資金貸付

低所得世帯・高齢者世帯・障がい者世帯の経済的自立を図るため、民生児童委員の援護指導のもと、必要な資金の貸し付けを行います。

受験生チャレンジ支援貸付

中学校3年生・高校3年生の子どもがいる人に学習塾など受講料、受験料の貸し付けを行います（所得要件あり）。

歳末たすけあい運動

共同募金の一環として、毎年12月に歳末たすけあい運動募金を実施しています。

手話通訳者派遣

聴覚障がいのある人が手話通訳を必要とする用件で外出するとき、手話通訳者を派遣します（登録制）。

手話講習会

手話通訳者を養成するための講習会を実施しています。

入門・応用・通訳養成のクラス別に、昼と夜のコースがあります（年1回2月頃募集）。

●対象　区内在住・在勤・在学で18歳から65歳までの人

●費用　無料（テキスト代は実費）

こどもテーブル活動助成

問 **こどもテーブル係**　☎5457-0221

区内で子どもたちに食事を提供する「子ども食堂」や子どもたちに学習や遊びの場を提供する「居場所づくり・学習支援」活動に対し、助成を行います。

●助成対象と金額

子ども食堂：年額10万円（上限）
居場所づくり・学習支援：年額5万円（上限）

福祉なんでも相談窓口

問 **地域共生推進課地域総合相談支援係**　☎6452-5072
分室　地域共生サポートセンター<結・しぶや>
☎090-7183-6243

福祉に関する生活全般の相談窓口です。相談先が分からない困り事、心配事について地域福祉コーディネーターがお話を伺い、地域の皆さんや関係機関と連携して支援します。

障がいのある人

障がいのある人の生活

▶身体障害者手帳

問 障がい者福祉課身体福祉係 ☎3463-1937 FAX5458-4935

手・足・目・耳・言語・心臓・腎臓・呼吸器・直腸・膀胱・小腸・免疫・肝臓などに障がいがある人が、いろいろな援護や制度を利用する場合に必要な手帳です。

▶愛の手帳

問 障がい者福祉課知的福祉係 ☎3463-1978 FAX5458-4935

知的障がい者（児）が、いろいろな援護を受けるために必要な手帳として東京都が交付しています。次の施設で判定を受けてください。

・18歳未満の人は　東京都児童相談センター
☎5937-2314（渋谷区担当直通）
・18歳以上の人は　東京都心身障害者福祉センター
☎3235-2961

▶精神障害者保健福祉手帳

問 障がい者福祉課精神福祉係 ☎3463-1905 FAX5458-4935

精神障がいのため長期にわたり日常生活に制約を受ける人がいろいろな支援や優遇制度を利用する場合に必要な手帳です。

▶障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

問 障がい者福祉課身体福祉係 ☎3463-1937
障がい者福祉課知的福祉係 ☎3463-1978
障がい者福祉課精神福祉係 ☎3463-1905
FAX5458-4935

障がいのある人（身体・知的・精神・難病など）が、自ら必要なサービスを選択し、事業者と直接契約してサービスを利用する制度です。

●介護給付費によるサービス

居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所（ショートステイ）、療養介護、生活介護、施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケアなど）

●訓練等給付費によるサービス

自立訓練・就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、就労選択支援

▶障がい者サポートカードの作成

問 障がい者福祉課経理係 ☎3463-1936 FAX5458-4935

緊急時や災害時に備えるため、障がい特性や支援情報などをまとめたカードを作成します。

区内在住の障がいのある人が対象です。

▶ちょこっとステイ

問 障がい者福祉課知的福祉係 ☎3463-1978 FAX5458-4935

愛の手帳所持者の保護者が、疾病などにより一時的に本人の介護ができない場合、一時保護します。

●**対象**　6歳以上（就学児）の愛の手帳所持者
●**期間**　1回につき7日以内、1施設につき年6回まで
●**費用**　無料（ただし食事と雑費は本人負担）
●**施設**　緊急一時なかよし（西原2-36-7）
☎3485-3549 FAX3485-3548

▶緊急介護人の派遣

問 障がい者福祉課給付係 ☎3463-1924 FAX5458-4935

身体障害者手帳1・2級、または愛の手帳1～3度の人を介護している家族が、疾病・出産・事故・冠婚葬祭で外出するなどの理由で介護できないとき、介護人（本人推薦による）を派遣します。介護を受ける人と派遣される介護人はそれぞれ登録が必要です。

▶重度脳性麻痺者介護事業

問 障がい者福祉課給付係 ☎3463-1924 FAX5458-4935

独立して屋外活動をすることが困難な重度脳性麻痺の人の家族による介護に対して助成します。

●**対象**　区内に住所を有する20歳以上の重度脳性麻痺の人で、身体障害者手帳1級の人

▶電話の貸与

問 障がい者福祉課身体福祉係 ☎3463-1937 FAX5458-4935

電話を保有していない世帯に電話を貸与します。

対象は、区内に住所がある18歳以上の身体障害者手帳1・2級を持つ人で、聴覚・視覚障がいの人または外出困難な人です。ただし、生活保護受給世帯、生計中心者の特別区民税が非課税世帯か所得税額が42,000円以下の世帯に限ります。

▶救急通報システム

問 障がい者福祉課給付係 ☎3463-1924 FAX5458-4935

在宅の1人暮らし重度心身障がい者（身体障害者手帳1・2級、または愛の手帳1・2度の人）が、家庭内で急病などの緊急事態に陥ったときに使用する通報装置です。民間受信センターに通報され、救急車や警備員が緊急出動し、救命救助活動を行います。

※高齢者救急通報システムの対象となる人、障がい者向け住宅などに居住している人は対象となりません。

●**費用**　無料

▶巡回入浴サービス

問 障がい者福祉課給付係　☎3463-1924　FAX5458-4935

身体障害者手帳1・2級、または愛の手帳1・2度で、家庭などでの入浴が極めて困難な人に、週1回入浴車を派遣し、居室内で入浴の介助を行います。
※高齢者福祉課の入浴介助を受けている人は対象となりません。

▶寝具の乾燥

問 障がい者福祉課給付係　☎3463-1924　FAX5458-4935

在宅で常時寝たきりの重度心身障がい者（児）（身体障害者手帳1・2級、または愛の手帳1・2度の人）が、寝具を乾燥することが困難な場合、月1回寝具を乾燥します。
※高齢者福祉課の寝具乾燥を受けている人は対象となりません。

▶配食サービス

問 障がい者福祉課給付係　☎3463-1924　FAX5458-4935

身体障害者手帳1・2級、または愛の手帳1・2度で、1人暮らしなどのため食事を作ることが困難な人に、栄養バランスの取れた食事を届けます。
1食につき200円を区が補助します。
※渋谷区食事券事業利用者は対象となりません。
●**配食数**　昼食・夕食合わせて週7食まで

▶理美容券の交付

問 障がい者福祉課給付係　☎3463-1924　FAX5458-4935

区内に住所があり、身体障害者手帳1・2級、または愛の手帳1・2度の心身障がい者（児）に、2か月に1枚の割合で理美容券（一部負担額あり）を交付します。
※65歳以上で介護保険の要介護4・5と認定された人は、高齢者福祉課から交付されます

▶福祉タクシー券の交付

問 障がい者福祉課給付係　☎3463-1924　FAX5458-4935

●**対象**　区内に住所があり、次のいずれかに該当する人
①身体障害者手帳1・2級
②身体障害者手帳3級のうち下肢・体幹機能障がいまたは酸素吸入装置を常時携帯する必要のある呼吸器機能障がい
③愛の手帳1・2度　　④精神障害者保健福祉手帳1級
※自動車燃料費助成との選択です。

▶自動車燃料費助成

問 障がい者福祉課給付係　☎3463-1924　FAX5458-4935

福祉タクシー券の対象である心身障がい者（児）本人または本人と生計を同じくする人が、自動車税（軽自動車税を含む）の減免を受けている場合に、自家用自動車の燃料費の一部を助成します。
※福祉タクシー券との選択です。

▶リフト付タクシーの運行

問 障がい者福祉課給付係　☎3463-1924　FAX5458-4935

●**対象**
区内に住所があり、常時車いすを利用しているか寝たきりの状態にあり、次のいずれかに該当する人
①身体障害者手帳1・2級
②身体障害者手帳3級のうち下肢・体幹機能障がいまたは酸素吸入装置を常時携帯する必要のある呼吸器機能障がい
③愛の手帳1・2度
④精神障害者保健福祉手帳1級
※事前の利用登録が必要です。

▶介護タクシー利用料助成

問 障がい者福祉課給付係　☎3463-1924　FAX5458-4935

移動困難な重症心身障がい者（児）および医療的ケア者（児）に介護タクシー利用料の一部を助成しています。
●**対象**　区内に住所を有し、次のいずれかに該当する人
①重度の肢体不自由（おおむね身体障害者手帳2級以上）と重度の知的障害（おおむね愛の手帳2度以上）とが重複している状態にある重症心身障害者（児）
②65歳未満の人工呼吸器、胃ろう、たんの吸引などの医療的なケアが必要な方、かつ身体障害者手帳の交付を受けている人

▶自動車改造費の助成

問 障がい者福祉課身体福祉係　☎3463-1937　FAX5458-4935

重度の肢体不自由者で、就労などに伴い、自ら所有し運転する自動車の操向装置および駆動装置の改造を必要とする人に、改造費を助成します（所得制限あり）。

▶運転免許取得費助成

問 障がい者福祉課給付係　☎3463-1924　FAX5458-4935

心身に障がいのある人で自動車運転免許を取得しようとする人に、費用の一部（限度額206,500円）を助成します。
●**対象**
区内に3か月以上住所があり、次の全てに該当する人
・道路交通法施行規則に規定する適性試験に合格した人で、身体障害者手帳1～3級（ただし内部障がいは4級まで、下肢体幹の障がいは5級までで歩行困難な人）、または愛の手帳1～4度の人
・前年（1～3月の申請は前々年）の所得税額が40万円以下の人
※自動車教習所などに入所する前に手続きをしてください。

▶補装具費の支給

問 障がい者福祉課身体福祉係　☎3463-1937　FAX5458-4935

障がい者（児）の身体の欠損または損われた身体機能を補完・代替するもので、身体に装着（装用）して日常生活または就学・就労に長期間継続して使用するための、補装具費（修理を含む）の支給を行います。
支給決定を受ける前に購入・修理をした用具は対象外です。必ず事前に相談してください。

▶補聴器の支給

問 障がい者福祉課身体福祉係　☎3463-1937　FAX5458-4935

身体障害者手帳の交付対象とはならない中等度難聴児（18歳未満）に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力などの向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部（144,900円を限度）を助成します。
※原則1割負担です。

▶日常生活用具費の支給

問 障がい者福祉課身体福祉係 ☎3463-1937 FAX5458-4935

在宅の重度障がい者（児）に、日常生活の利便を図るため、特殊寝台、手すり、シャワーチェア、拡大読書器、ファックスなど、障がいに応じた用具の費用を支給します。購入前に相談してください。

▶点字図書の給付

問 障がい者福祉課身体福祉係 ☎3463-1937 FAX5458-4935

点字を使用する視覚障がい者（児）に、点字出版施設で製作した点字図書のうち、雑誌・娯楽書を除いたものを給付します。

▶住宅設備改善費の支給

問 障がい者福祉課身体福祉係 ☎3463-1937 FAX5458-4935

在宅の重度障がい者（児）に、日常生活の利便を図るため、段差の解消・手すりの設置などの改善や、屋内移動設備・階段昇降機の設置に要する費用を支給します。工事前に相談してください。

▶移動支援事業

問 障がい者福祉課身体福祉係 ☎3463-1937 FAX5458-4935
障がい者福祉課知的福祉係 ☎3463-1978 FAX5458-4935
障がい者福祉課精神福祉係 ☎3463-1905 FAX5458-4935

屋外での移動が困難な障がい者（児）に、外出のための支援を行います。

▶訪問看護師の派遣

問 障がい者福祉課身体福祉係 ☎3463-1937 FAX5458-4935

在宅の重症心身障がい児（者）および医療的ケア児の自宅に看護師などを派遣し、家族などの代わりに一定時間障がい児（者）のケアをする事業です。

▶補助犬の給付

問 障がい者福祉課身体福祉係 ☎3463-1937 FAX5458-4935

身体に障がいのある人の自立と社会参加を促進することを目的として、盲導犬、介助犬、聴導犬を給付します。

▶大学等修学支援事業

問 障がい者福祉課身体福祉係 ☎3463-1937 FAX5458-4935

重度障害者が大学などへ修学するために必要な身体介護などの提供を受けるための費用を支給します。

▶放送受信料の減免

問 障がい者福祉課身体福祉係 ☎3463-1937 FAX5458-4935
障がい者福祉課知的福祉係 ☎3463-1978 FAX5458-4935
障がい者福祉課精神福祉係 ☎3463-1905 FAX5458-4935

障がい状況と世帯状況によって、全額または半額免除を受けられる場合があります。

▶視覚障がい者用東京都広報

問 障がい者福祉課身体福祉係 ☎3463-1937 FAX5458-4935

目の不自由な人のために、最新の東京都の広報をテープで用意してあります（カセットテープ）。
（しぶや区ニュースの点字版・声のニュース　P.105参照）

▶渋谷区障がい者虐待防止センター

問 ☎3463-2388 FAX5458-4935

障がい者の虐待に関わる通報・届出・相談を受けています。秘密は厳守します。

▶就学相談

（P.86参照）

▶障がいのある人への手当・助成

▶心身障害者福祉手当

問 障がい者福祉課給付係 ☎3463-1924 FAX5458-4935

心身に障がいがある人に、心身障害者福祉手当を支給します。

●**対象**　区内に住所があり、次のすべてに該当する人
- 身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、脳性まひ・進行性筋萎縮症の人、難病等医療費助成を受けている人、精神障害者保健福祉手帳1級の人
- 申請時の年齢が20歳以上65歳未満
- 本人の所得が基準額以下
- 施設に入所していない

●**手当額**

月額15,500円（身体障害者手帳3級と愛の手帳4度、精神障害者保健福祉手帳1級の人は、月額8,000円）

▶重度心身障害者手当

問 障がい者福祉課給付係 ☎3463-1924 FAX5458-4935

申請時の年齢が65歳未満で次のいずれかに該当し、常時複雑な介護を必要とする在宅の人に支給します。

①重度の知的障がいがある人で、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する人
②重度の知的障がいと重度の身体障がいが重複している人
③重度の肢体不自由者で、両上肢と両下肢の機能が失われ、かつ座っていることが困難な人など

●**手当額**　月額60,000円

※施設入所者や病院などに3か月を超えて入院している人、所得が基準額以上の人には支給されません。

▶特別障害者手当・障害児福祉手当など

問 障がい者福祉課給付係 ☎3463-1924 FAX5458-4935

特別障害者手当

著しく重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の人（おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の人、あるいは、これらと同等の疾病、精神障がいの人）

●**手当額**　月額29,590円

※施設入所者や病院などに3か月を超えて入院している人、本人または扶養義務者の所得が基準額以上の人には支給されません。

障害児福祉手当

重度の障がいがあるため、日常生活に常時介護が必要な20歳未満の人（おおむね身体障害者手帳1・2級の一部、愛の手帳1・2度程度の人あるいは、これらと同等の疾病、精神障がいの人）

●**手当額**　月額16,100円

※施設入所者や障害年金などの受給者、本人または扶養義務者の所得が基準額以上の人には支給されません。

経過措置としての福祉手当

昭和61年3月末日現在、福祉手当を受給していた20歳以上の人で、特別障害者手当、障害基礎年金のいずれも支給されていない人が対象です。新規の認定はありません。

●**手当額**　月額16,100円

▶心身障害者（児）医療費の助成

問 障がい者福祉課給付係　☎3463-1924　FAX5458-4935

次の全てに該当する人に受給者証を交付し、病院などで受けた保険内診療の自己負担分の全額または一部を助成します。

①身体障害者手帳1・2級（内部障がいの場合3級まで）、愛の手帳1・2度または精神障害者保健福祉手帳1級
②国民健康保険の被保険者、またはその他の健康保険などの被保険者および被扶養者
③所得額が基準額以下の人

※65歳以上で初めて①を取得した人は該当しません。

▶自立支援医療（更生医療）の支給

問 障がい者福祉課身体福祉係　☎3463-1937　FAX5458-4935

身体障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりする手術などの医療に対して、判定に基づいて医療保険の本人負担分を支給します。

▶自立支援医療（精神通院）の支給

問 障がい者福祉課精神福祉係　☎3463-1905　FAX5458-4935

通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の精神障害（てんかんを含む）を有する人の医療費の一部を助成します。

▶ひとり親家庭等への医療費助成・児童扶養手当

（P.84参照）

▶児童育成（障害）手当・特別児童扶養手当・児童育成手当

（P.83・84参照）

▶障がいのある人を支援する施設

障がいのある人を支援する施設では、障害者総合支援法に基づくサービスなどを提供しています。

▶障害者福祉センター　はぁとぴあ原宿

（P.42参照）

▶りばぁさいど原宿（Seamless Support Labs 原宿）

（P.43参照）

▶新橋作業所

問 恵比寿1-27-10　新橋区民施設　4階
☎3444-5541　FAX3444-5542

●**事業種別**　就労継続支援B型（障がい者）、物品の受託加工等事業（高齢者、低所得者など）

▶幡ヶ谷のぞみ作業所

問 幡ヶ谷3-53-3　幡ヶ谷授産場　3階
☎3377-3251　FAX3377-2525

●**事業種別**　就労継続支援B型

▶生活実習所つばさ

問 幡ヶ谷3-39-1　幡ヶ谷保健相談所　1階
☎3378-1150　FAX3378-1551

●**事業種別**　生活介護

▶くるるえびす

問 恵比寿西2-13-5　3階　☎6277-5807　FAX6277-5937

●**事業種別**　生活介護

▶精神障害者地域生活支援センターさわやかるーむ

問 代々木1-20-8　☎3299-0100　FAX3299-0318

●**開館日時**　火～土曜日　10:00～18:00
●**休館日**　日・月曜日、祝・休日、年末年始

▶障害者就労支援センター「ハートバレーしぶや」

問 桜丘町23-21　（文化総合センター大和田9階）
☎3462-2513　FAX3462-2820

障がいのある人の就労の機会拡大を図り、安心して働き続けられるよう、就労面と生活面の支援を行います。

▶障がい者基幹相談支援センター

問 宇田川町1-1（区役所本庁舎5階）　☎5457-0887　FAX3477-2525

●**高次脳機能障がい専門相談専用ダイヤル（予約制）**
☎3463-3298
月・火・水・金曜日　10:00～16:00

▶東京都心身障害者福祉センター

問 新宿区神楽河岸1-1　東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）12～15階
☎3235-2946　FAX3235-2968

●**窓口時間**　月～金曜日　9:00～17:00
（12:00～13:00、祝日・年末年始を除く）
●**愛の手帳判定予約**　☎3235-2961
●**高次脳機能障がい専用電話相談**　☎3235-2955
※電話での相談が困難な場合はFAX3235-2957
月～金曜日　9:00～16:00
（12:00～13:00、祝日・年末年始を除く）

子ども・教育

出産

妊婦面接

保健師が区内在住の全ての妊婦の人とお会いして、出産・産後のお母さんや赤ちゃんのこと、家族の健康、子育てに関する相談を受け、必要な子育て情報やサービスをお伝えします。

妊娠16～32週目に、お住まいの住所地を担当する保健相談所で面接を受けてください。面接の予約は、LINE（渋谷区公式アカウント）または電話で、面接を希望する日の30日前（電話予約で30日前が土日、祝日の場合は翌営業日）から受け付けます。

問

中央保健相談所	☎3463-2439	【担当地区】下記以外の地区
恵比寿保健相談所	☎3443-6251	【担当地区】恵比寿、恵比寿西、恵比寿南、広尾、東
幡ヶ谷保健相談所	☎3374-7591	【担当地区】幡ヶ谷、本町、笹塚

ハッピーマザー出産助成金制度

問 国民健康保険課給付係 ☎3463-1776 FAX5458-4940

出産時の経済的負担を軽減する制度です。

●**対象**

出産日の3か月前から申請日現在まで、継続して区内に住民登録があり、健康保険に加入している人

●**申請期間** 出産日から1年間

●**助成金額** 限度額10万円から健康保険の出産一時金付加給付額を控除した額

入院助産

問 生活支援課子ども女性相談主査
☎3463-2544 FAX6277-5641

保健上、入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦（当該年度住民税19,000円以下の世帯〈一部を除く〉）が、指定病院を利用する場合に適用されます。

妊娠高血圧症候群等医療費助成

問 地域保健課地域医療係 ☎3463-2433 FAX5458-4937

妊娠高血圧症候群などの疾病で、26日以上入院した人または前年総所得税額30,000円以下の世帯に属する人（一部を除く）に、治療に要した医療費の一部を助成します。

出生届

問 住民戸籍課戸籍係 ☎3463-1801 FAX5458-4930

（P.57参照）

育児

予防接種

問 地域保健課予防接種係 ☎3463-1412 FAX5458-4937

定期予防接種である、小児肺炎球菌、DPT-IPV-Hib（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブの五種混合）、DT（ジフテリア・破傷風）、MR（麻しん・風しん）、日本脳炎、BCG、水痘、B型肝炎、ロタ、HPV（ヒトパピローマウイルス感染症）は接種を行う年齢を迎える時期に合わせて、予防接種予診票を送ります。これらの予防接種は、実施医療機関で無料で接種できます。一部の任意予防接種についても費用助成を実施しています。

新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問

問 中央保健相談所母子保健係 ☎3463-2409 FAX5458-4944

●**新生児訪問**

生後2か月までの乳児がいる家庭に必要に応じて保健師または助産師が訪問します。

●**こんにちは赤ちゃん訪問**

生後4か月までの乳児のいる家庭全てに保健師、助産師または看護師が訪問します。

産後ケア

問 中央保健相談所母子保健係 ☎3463-2409 FAX5458-4944

育児に慣れていない初産などの人が、家族などから育児や家事の支援を受けられない場合に、母子のケアや授乳相談、育児相談が受けられます。渋谷区が契約する施設に宿泊する「宿泊型」、ご自宅に助産師が訪問して行う「訪問型」と施設に日帰りで通所する「デイサービス型」があります。

子ども家庭支援センター

問 渋谷区子育てネウボラ ☎3463-3748 FAX5458-4964
相談専用電話 ☎0120-135-415

18歳未満の子どもと家庭に関する総合的な支援を行なっています。

●**利用時間** 9:00～17:00

主な事業

●**相談**

18歳未満の子どもと家庭に関する相談に応じています。

●**産前産後家事サポーター派遣事業**

妊娠している人や3歳未満の乳幼児を養育している人に、家事支援サポーターを派遣します。

・対象 渋谷区在住で妊娠中の人
渋谷区在住で3歳未満の子どもを養育する人

●子どもショートステイ

保護者が病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、出張などの理由により一時的に子どもの養育ができない場合に、区が委託した施設（日赤乳児院・広尾フレンズ・若草寮〈児童養護施設〉）などで子どもを預かり、宿泊を伴う養育を行います。

・対象

0歳～2歳未満の子ども（日赤乳児院）

2歳～小学校6年生の子ども（広尾フレンズ・協力家庭宅）

小学1年生～18歳未満の子ども（若草寮）

▶子育て支援センター

育児全般の相談および短期緊急保育を行なっています。

名称	所在地	連絡先
鳩森子育て支援センター	千駄ヶ谷5-9-1（鳩森小学校内）	☎0120-05-1152 FAX3351-6244
代官山子育て支援センター	代官山町7-9（代官山複合施設3階）	☎0120-87-1152 FAX3464-1143
中幡・笹塚子育て支援センター	笹塚3-3-1	☎0120-25-7044 FAX3370-1262
広尾子育て支援センター	広尾5-8-2	☎0120-81-4152 FAX3443-7334
神南ネウボラ子育て支援センター	宇田川町5-6	☎0120-978-310 FAX6455-3753

鳩森・代官山・中幡笹塚・広尾　各センター

内容		実施日	時間
電話・面接相談		月～土曜日	9:00～16:30
子育てひろばの開催（親子で自由に遊べます）		月・火・木・金・土曜日	9:30～16:30
		水曜日	9:30～12:00
短期緊急保　育	通院・看護・就職活動などの用件の間	月～金曜日	9:00～16:30
子育て教室など		開催の都度お知らせします	

神南ネウボラ子育て支援センター

内容		実施日	時間
電話・面接相談		月～金・日曜日	9:00～17:00
子育てひろばの開催（親子で自由に遊べます）		月・水・木・金・日曜日	9:30～17:00
		火曜日	9:00～12:00
短期緊急保　育	通院・看護・就職活動などの用件の間	月～金曜日	9:00～16:30
子育て教室など		開催の都度お知らせします	

※いずれも休日・年末年始を除きます。

※短期緊急保育は、事前に電話で連絡してください。

▶子育てひろば

親子で自由に遊べるひろばです。子育てに関する相談や講座も実施しています。

私立保育園・認定こども園子育てひろば

子育てに関する相談や講習会などを実施し、地域の子育て家庭の保護者や子どもに対して、身近な場所につどいの場を提供します。

実施施設	住所	電話番号
保育園うさぎとかめ	笹塚2-31-8	☎3376-1663
西原りとるぱんぷきんず ANNEX	西原2-47-19	☎5738-5177
代々木至誠こども園	代々木5-14-16	☎3485-2466
薫る風・上原こども園	上原2-2-17	☎3465-0415
神宮前あおぞらこども園	神宮前5-6-1	☎6418-4361
本町きらきらこども園	本町3-38-10	☎5358-5951
恵比寿のびのびこども園	恵比寿西1-19-1	☎5784-2531
本町そよかぜこども園	本町6-6-2	☎5333-2688
渋谷東しぜんの国こども園	東1-29-1	☎3406-4169
原宿こども園	神宮前1-1-10	☎6438-9301
渋谷本町こども園	本町4-39-1	☎6452-6380

子育てひろば（遊び場のみ）

問 渋谷区社会福祉協議会子ども支援課
宇田川町1-1　☎5457-0221　FAX3477-2525

実施施設	所在地
ひがし子育てひろば	東3-14-13 ひがし健康プラザ2階
にしはら子育てひろば	西原1-40-10 総合ケアコミュニティ・せせらぎ2階
はらじゅく子育てひろば	神宮前1-4-1　中央図書館5階
ほんまち子育てひろば	本町1-56-2 本町リサイクルセンター3階

子育て支援センター

▶こども・親子支援センター（かぞくのアトリエ）

問 代々木2-32-5　☎6276-5521

子育ての楽しみを共有し、子どもの感性や創造力を育む交流の場であり、乳幼児と親子・小学生みんなの居場所となる、こども・親子支援センターです。

●**施設案内**
おやこルーム、アトリエ、おやこサロン、プレイルーム

●**対象**　乳幼児および小学生とその保護者
※未就学児は保護者の付き添いが必要
（保育機能はありません。）

●**開館時間**　9:30～17:30

●**休館日**　日・月曜日、祝日、年末年始

▶こども・子育て支援プラザ（すぽっと）

問 千駄ヶ谷5-27-11　アグリスクエア新宿1階　☎5341-4177

〝スポーツをもっと〟をテーマに、親子向けのプログラムや、保護者・指導者向けのセミナーなどを行なっています。

●**対象**　区内在住・在勤・在学の0歳児～小学生と保護者

●**開館時間**　10:00～17:30

●**休館日**　月曜日（祝日の場合は翌平日）・年末年始

ファミリー・サポート・センター

問 宇田川町1-1 ☎5457-0221 FAX3477-2525

子育ての援助を受けたい人（ファミリー会員）と子育ての援助ができる人（サポート会員）を会員として登録し、ファミリー会員の必要に応じて、センターが育児援助を行えるサポート会員を紹介することで、地域の子育ての支援を行います。

●ファミリー会員

区内在住で、生後6か月～小学校3年生までの子どもを育てている人

●サポート会員

子育て経験のある（ボランティア経験などを含む）20歳以上の人、または保育士・幼稚園教諭などの資格を有している人

●援助活動の内容

・保育施設など（保育園、幼稚園、小学校、放課後クラブなど）への送迎
・保育施設などの開始前・終了後・休業日の預かり
・一時的な子どもの預かり

保育

保育園

問 保育課入園相談係 ☎3463-2492 FAX5458-4907

両親とも働きに出ている、または病気などのために保育が必要となる子どもを預かります。

区立・私立保育園、幼保一元化施設の入園については、保育課で相談を受けています。

区立・私立保育園、幼保一元化施設・認定こども園、小規模保育施設について詳しくは、区ポータルを確認してください。

認証保育所

大都市特有のさまざまな要望に応えて適切な保育を行うため、都が独自の基準で認証した保育所です。

名称	所在地	電話番号
パレット保育園・初台	代々木4-31-4 キャッスル新宿1・2F	☎5333-6041
ポピンズナーサリースクール代々木	代々木1-31-1	☎5333-4950
フジキ保育室	笹塚2-29-4	☎3378-0283
エンゼル・ルーム	広尾5-8-2 広尾子育て支援センター3F	☎3446-9462
なでしこ保育園	元代々木町24-1	☎3481-4611
コミュニティハウス保育室ポッポ	本町6-16-4	☎3320-8163
こもれび保育園恵比寿園	東3-17-16 Nowel恵比寿1F	☎6805-1680

緊急一時保育制度

問 保育課入園相談係 ☎3463-2492 FAX5458-4907

家庭で子どもを養育している父母の突発的な事由（死亡・行方不明・入院など）により、緊急かつ一時的に保育が必要な1歳以上の子どもを区立保育園で保育する制度です。

一時保育

子育てのリフレッシュを主な目的に、区内在住で小学校就学前までの子どもを預かる制度です。対象となる年齢や利用料金・申し込み・利用方法・利用人数が施設により異なります。詳しくは各施設へ問い合わせてください。

名称	日時	電話番号
恵比寿保育園	月～金曜日 9:00～18:00	☎3461-1584
富ヶ谷保育園	月～金曜日 9:00～18:00	☎3466-2578
笹塚第二保育園	月～金曜日 9:00～18:00	☎3481-7123
新橋保育園	月～金曜日 9:00～18:00	☎3280-6180
大向保育園	月～金曜日 9:00～18:00	☎3468-2237
ベネッセ美竹の丘保育園	月～土曜日 8:00～18:00	☎5464-1545
キッズハーモニー・よよぎの杜	月～金曜日 9:00～17:00	☎6383-4138
西原りとるぱんぷきんず	月～土曜日 9:00～17:00	☎5790-5012
代々木至誠こども園	月～金曜日 9:00～17:00	☎3485-2466
神宮前あおぞらこども園	月～金曜日 9:00～17:00	☎6418-9461
本町きらきらこども園	月～金曜日 9:00～17:00	☎5358-8761
恵比寿のびのびこども園	月～金曜日 9:00～17:00	☎5784-2533
本町そよかぜこども園	月～金曜日 9:00～17:00	☎3373-5611
まちのこども園代々木上原	月～金曜日 9:00～17:00	☎080-3711-6802
渋谷東しぜんの国こども園	月～金曜日 9:00～16:00	☎3406-4169
ポピンズキッズルーム「SKIP（スキップ）」	月～金曜日 10:00～18:00	☎5728-1377
原宿こども園	月～金曜日 9:00～17:00	☎6438-9473
渋谷本町こども園	月～金曜日 9:00～17:00	☎6258-4880

手当／助成

児童手当

問 子ども青少年課子育て給付係 ☎3463-2558 FAX5458-4942

18歳になった最初の3月31日までの児童を養育している人に支給されます。

●手当額（児童1人につき月額）

・3歳未満の第1子・第2子：15,000円
・3歳から18歳になった最初の3月31日までの第1子・第2子：10,000円
・第3子以降：30,000円

※公務員で対象となる人は、勤務先で手続きをしてください。

児童育成（障害）手当

問 子ども青少年課子育て給付係 ☎3463-2558 FAX5458-4942

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している人に支給されます。

①身体障害者手帳1・2級程度
②愛の手帳1～3度程度
③脳性まひ、進行性筋萎縮症
④特別児童扶養手当を知的障がいで受給中

※内部障がいも該当する場合があります。

●手当額 児童1人につき月額15,500円

※所得制限があります。

特別児童扶養手当

問 子ども青少年課子育て給付係 ☎3463-2558 FAX5458-4942

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している人に支給されます。

①身体障害者手帳1～3級程度（下肢障害について4級の一部を含む）
②愛の手帳1～3度程度
③精神に一定の障がいがあり、日常生活に制限を受ける

※内部障害も該当する場合があります。
※複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上記より軽度な場合でも該当となることがあります。

●手当額（児童1人につき月額）

・特児等級1級：56,800円
・特児等級2級：37,830円

※所得制限があります。

子ども医療費助成

問 子ども青少年課子育て給付係 ☎3463-2558 FAX5458-4942

区内在住の子どもの医療費（保険内診療の自己負担分）を助成します。

●対象

①0歳～18歳になった最初の3月31日まで
②区内に保護者と子どもの住民登録がある
③日本の健康保険に加入している

未熟児の養育医療費助成

問 地域保健課地域医療係 ☎3463-2433 FAX5458-4937

生まれた時の体重が2,000グラム以下の場合や、生活力が特に弱く医師が入院を必要と認めた場合に、指定医療機関で受けた保険内診療（入院のみ）の自己負担額を助成します。

自立支援医療（育成医療）

問 地域保健課地域医療係 ☎3463-2433 FAX5458-4937

18歳未満で身体に障がいのある人、または現在かかっている病気をそのままにしておくと身体に障がいが残る恐れがある人が、手術などによって障がいの改善が見込まれる場合に、指定医療機関で受けた保険内医療費の自己負担額の一部を助成します。

小児慢性特定疾病医療費助成

問 地域保健課地域医療係 ☎3463-2433 FAX5458-4937

18歳未満で、次の小児慢性特定疾病にかかっている人に、保険内医療費の自己負担額の一部を助成します。

①悪性新生物、②慢性腎疾患、③慢性呼吸器疾患、④慢性心疾患、⑤内分泌疾患、⑥膠原病、⑦糖尿病、⑧先天性代謝異常、⑨血液疾患、⑩免疫疾患、⑪神経・筋疾患、⑫慢性消化器疾患、⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、⑭皮膚疾患、⑮骨系統疾患、⑯脈管系疾患

ベビーシッター利用料助成（一時預かり利用支援）

問 子ども家庭支援センター子ども家庭相談係 ☎03-3463-3748 FAX03-5458-4964

未就学児を養育する保護者を対象に、東京都が認定したベビーシッター事業者の一時保育サービスを利用した際、利用料の一部を補助します。

ひとり親家庭

母子及び父子福祉資金

問 生活支援課子ども女性相談主査
☎3463-2544 FAX6277-5641

20歳未満の子を扶養している母子家庭の母または父子家庭の父などにお貸しする資金です。償還期限は3～20年以内、利子は無利子または年1％です。

●資金の種類

修学、就学支度、事業開始、事業継続、就職支度、修業、技能習得、住宅、転宅、医療介護、生活、結婚

ひとり親家庭自立支援給付金

問 生活支援課子ども女性相談主査
☎3463-2544 FAX6277-5641

母子家庭の母、父子家庭の父の就業を支援するため、職業能力開発のための講座の受講や資格取得のための養成機関の修業に給付金を支給します。

自立支援教育訓練給付金

雇用保険制度の指定教育訓練講座などを受講した場合、受講経費（入学料や受講費）の一部を支給します。
※区への事前相談および講座指定申請が必要となります。

高等職業訓練促進給付金等

就業に向けた資格を取得するために養成機関で修業する場合に、修業する期間（4年を上限）の生活を支援します。また、養成機関の修業課程修了時に修了支援給付金を支給します。
※区への事前相談および講座指定申請が必要となります。

母子・父子自立支援プログラムの作成

問 生活支援課子ども女性相談主査
☎3463-2544 FAX6277-5641

経済的自立を促進するために本人の希望や経験をもとに自立支援プログラムを作成し、ハローワークなど関係機関と連携して就業を支援します。

母子生活支援施設

問 生活支援課子ども女性相談主査
☎3463-2544 FAX6277-5641

母子家庭の人に、自立に向けて必要な支援を行う施設です。入所できるのは子どもが18歳未満の母子世帯で、生活上の問題を抱えている場合です。

家事援助者の派遣

問 子ども青少年課子育て給付係 ☎3463-2558 FAX5458-4942

中学生以下の児童を扶養しているひとり親家庭で、家事や育児など日常生活に支障があるときに、家事援助者を派遣します。

・ひとり親になってから2年以内のとき
・親または児童が一時的に傷病になったとき
※利用者の所得に応じて負担があります。

レクリエーション施設などの利用助成

問 子ども青少年課子育て給付係 ☎3463-2558 FAX5458-4942

児童育成手当を受けているひとり親家庭を対象に、区が指定した宿泊施設・遊園地などを、無料または低料金で利用できる助成を行なっています。

ひとり親家庭等への医療費助成

問 子ども青少年課子育て給付係 ☎3463-2558 FAX5458-4942

18歳になった直後の3月31日までの児童（中度以上の障がいがある場合は20歳の誕生日の前日まで）を養育しているひとり親家庭などに医療費（保険内診療の自己負担分）の一部を助成します（所得制限あり）。

児童扶養手当

問 子ども青少年課子育て給付係 ☎3463-2558 FAX5458-4942

18歳になった直後の3月31日までの児童（中度以上の障がいがある場合は20歳の誕生日の前日まで）を養育しているひとり親家庭などに支給されます（所得制限あり）。

●手当額（月額）

・児童1人の場合、所得により46,690円～11,010円
・第2子以降　11,030円～5,520円加算

児童育成手当

問 子ども青少年課子育て給付係 ☎3463-2558 FAX5458-4942

18歳になった直後の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭などに支給されます（所得制限あり）。

●手当額　児童1人につき月額13,500円

そのほか

児童扶養手当の受給者への優遇制度

問 子ども青少年課子育て給付係 ☎3463-2558 FAX5458-4942

①都営バス、都営地下鉄、都電の共通無料乗車券（1年間通用）が交付されます。
②JRの通勤定期乗車券が3割引きで購入できます。
③水道、下水道の基本料金が免除されます。
　問 水道局お客さまセンター ☎0570-091-100（ナビダイヤル）
④粗大ごみ処理手数料が免除されます。
　問 渋谷区清掃事務所 ☎5467-4300
　問 粗大ごみ受付センター ☎6834-4777

子どもの安全・相談・施設

こども110番の家

問 子ども青少年課子ども青少年育成係
☎3463-2578 FAX5458-4942

子どもたちが、登下校時や身の危険を感じた場合に助けを求めることのできる緊急避難場所です。

協力員は、子どもが助けを求めてきたときに、自宅や学校に連絡をし、必要に応じて警察へ通報します。

このプレートが目印

防犯ブザーの配布

問 学務課学事係 ☎3463-2986 FAX5458-4953

不審者などから身を守るため、区内在住の小中学生に防犯ブザーを配布しています。

配布場所は、区役所本庁舎4階学務課、区立図書館です。

※区立小中学生には、各学校で配布。

児童相談

問 東京都児童相談センター　新宿区北新宿4-6-1
☎5937-2314(渋谷区担当直通)

(P.61参照)

子ども発達相談センター

(P.44参照)

子ども家庭支援センター

(P.80参照)

親子

親子ふれあい入浴デー

問 地域福祉課福祉管理係 ☎3463-1832 FAX5458-4936

区内の公衆浴場では、区内に住所を有する中学生以下の人と保護者を対象に、無料の入浴デーを実施しています。住所を確認できるものを持参してください(中学生は学生証を提示)。

●**実施日時**　第2・4日曜日　16:00～19:00

幼稚園

区立幼稚園

問 学務課学事係 ☎3463-2986 FAX5458-4953

区立幼稚園に入園できるのは4歳児と5歳児です。

入園の申し込みは、各幼稚園へ問い合わせてください。

私立幼稚園

区内には私立幼稚園が14園あります。詳しくは、入園を希望する各幼稚園へ問い合わせてください。

私立幼稚園の入園料・保育料補助

問 子ども青少年課私学振興係 ☎3463-3153 FAX5458-4942

私立幼稚園に通う幼児を持つ保護者の負担を軽減するために、入園料・保育料を補助しています。

●**補助を受けられる人**

渋谷区に住民登録をしている園児の保護者で、入園料・保育料を園に納入した人

小中学校

新入学の手続き

問 学務課学事係　☎3463-2986　FAX5458-4953

新しく小中学校へ入学する子どもがいる保護者に、事前に入学関係書類と学校案内を送ります。

なお、次のような場合は、申し出てください。

・入学関係書類が届かない
・病気やその他の理由で、入学を遅らせたい

区立小学校

名称	所在地	電話番号
神南	宇田川町5-1	☎3464-0659
臨川	広尾1-9-17	☎3441-3012
長谷戸	恵比寿西1-23-1	☎3461-1203
広尾	東3-3-3	☎3400-3570
猿楽	猿楽町12-35	☎3461-0033
加計塚	恵比寿4-21-10	☎3441-5571
常磐松	東1-7-10	☎3407-3225
幡代	初台1-32-12	☎3370-2482
上原	上原3-13-20	☎3467-4273
笹塚	笹塚2-8-1	☎3377-2345
西原	西原2-22-1	☎3466-3351
富谷	上原1-46-4	☎3467-7892
中幡	幡ヶ谷3-49-1	☎3376-1371
千駄谷	千駄ヶ谷2-4-1	☎3401-1707
鳩森	千駄ヶ谷5-9-1	☎3352-3780
神宮前	神宮前4-20-12	☎5412-0756
渋谷本町学園	本町4-3-1	☎3373-3201
代々木山谷	代々木3-47-1	☎3377-0012

区立中学校

名称	所在地	電話番号
広尾※	東4-13-25	☎3400-2440
鉢山	鶯谷町9-1	☎3463-1583
上原	上原3-41-2	☎3460-0666
代々木	西原1-46-1	☎3466-0181
原宿外苑	神宮前1-24-6	☎3402-7526
笹塚	笹塚3-10-1	☎3376-3364
松濤※	松濤1-20-4	☎3469-2451
渋谷本町学園	本町4-3-1	☎3373-3201

※広尾中学校と松濤中学校は校舎建て替えに伴い、令和7年8月から仮設校舎の青山キャンパス（神宮前5-53-18）へ移転しています。各校の電話番号は変更ありません。

転入学

問 学務課学事係　☎3463-2986　FAX5458-4953

転入手続きの際に就学通知書を渡すので、前の学校の在学証明書などを持って指定の学校へ行ってください。

国立・私立学校などに入学したとき

問 学務課学事係　☎3463-2986　FAX5458-4953

渋谷区立以外の公立や国立・私立の小中学校へ入学した場合は、就学通知書にその旨を記載してください。

就学相談

問 教育センター教育相談係／就学相談担当
☎3463-3479　FAX5458-4954

小学校や中学校への就学にあたり、子どもの発達の状況や教育的ニーズなどに応じて、最もふさわしい就学先を相談することができます。

就学先には都立特別支援学校や区立小中学校の特別支援学級があります。また、区立小中学校の通常の学級に在籍しながら必要に応じて特別支援教室や難聴・言語障害通級指導学級などで支援を受けることもできます。

就学免除

問 学務課学事係　☎3463-2986　FAX5458-4953

日本国籍と外国籍の2つを保有しており、将来外国籍を取得する可能性の高い子どもで、他に教育の機会が確保されているときは、日本の学校への就学義務を免除する制度があります。

就学援助

問 学務課学事係　☎3463-2986　FAX5458-4953

家庭の事情に応じ、学用品費、校外活動参加費、修学旅行費などを援助しています。

放課後クラブ

問 地域学校支援課放課後クラブ推進係
☎3463-3068　FAX5458-4904

全ての区立小学校で、保護者の就労状況にかかわらず、全児童を対象に、安全・安心で豊かな放課後を提供します。

申し込みなど詳しくは問い合わせてください。

教育相談

(P.44参照)

スポーツ・文化

スポーツ

区のスポーツ施設

(P.47～48参照)

学校施設の開放

問 **地域学校支援課放課後クラブ推進係**
☎3463-3068 FAX5458-4904

地域のスポーツ交流、コミュニケーションを図る場として、学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放しています。

学校施設の開放は、渋谷区施設予約システムにて予約を受け付けています。

団体で使用する場合は、団体登録の手続きが必要です。

生涯学習

問 **学びとスポーツ課学び支援係**
☎6451-1417 FAX6451-1428

生涯学習の機会や活動場所の提供を行なっています。

講座・教室案内

各種講座・教室、子ども向けの催し、講演会、絵画展、イベントなどの生涯学習情報を、しぶや区ニュースや区ポータルなどでお知らせします。

社会教育館

(P.48～49参照)

ボランティア

ボランティアセンター

問 **社会福祉協議会　宇田川町1-1　区役所本庁舎2階**
☎6452-5065 FAX3476-4904

●**利用時間**　月～金曜日　8:30～17:00

事業内容

●**相談・支援**

ボランティア活動をしたい人、ボランティアの協力を求めている人の相談を受け、活動の調整と支援を行なっています。また、地域共生サポートセンター＜結・しぶや＞で、重層的支援体制整備事業に関わる団体支援・団体連携を行なっています。

●**啓発・普及・育成**

講座やイベントの企画

●**情報の収集・発信・ネットワークづくり**

公式LINEやホームページでの情報発信、学校・企業・NPOなどとの連携

●**機材の貸出**

高齢者擬似体験セット、点字器、白杖（体験用）

●**ボランティア保険・行事保険の加入受け付け**

国保・年金・税金

国民健康保険

加入者（被保険者）

問 国民健康保険課資格賦課係 ☎3463-1781 FAX5458-4940

区内に居住する75歳未満の人は、区の国民健康保険に加入しなければなりません。ただし、次の人は除きます。
①職場の健康保険・共済組合などの加入者とその扶養家族
②国民健康保険組合の加入者
③生活保護を受けている人
④外国籍の人で、
・在留期限が切れている人
・在留資格が「外交」「短期滞在」の人
・在留資格が「特定活動」で、医療を受ける活動またはその活動を行う人の世話をする活動の人
・在留資格が「特定活動」で、観光や保養の活動の人
・在留期間が3か月以下の場合で、3か月を超えて滞在することが証明できない人

保険料の納め方

問 国民健康保険課収納係 ☎3463-1784 FAX5458-4940

保険料の納付義務は、世帯主（国保に加入していない世帯主を含む）に発生します。

①口座振替による納付

保険料のお支払いは、便利な口座振替を利用してください。

口座振替を利用すると、納付書の管理が不要となり、納付漏れによる延滞金請求の心配もありません。納め過ぎが生じた場合は、同一口座に還付します。

口座振替の申込方法は以下のとおりです。

＜Webでの手続き＞

利用する金融機関によって、申し込み方法が異なります。

申込方法や対象金融機関など詳しくは、区ポータルを確認してください。

＜依頼書での手続き＞

区役所・出張所で用紙を配布しています。区ポータルでもダウンロードできます。

郵送を希望する場合は、国民健康保険課収納係に連絡してください。

＜窓口での手続き＞

区役所の専用端末にキャッシュカード（磁気付き）を通し、暗証番号を入力することで手続きができます。口座名義人本人が来庁してください。

▶口座振替が可能な金融機関

・みずほ銀行　・きらぼし銀行
・三菱UFJ銀行　・東日本銀行
・三井住友銀行　・西武信用金庫
・りそな銀行　・さわやか信用金庫
・ゆうちょ銀行　・城南信用金庫

②納付書による納付

・区役所・出張所・金融機関・コンビニエンスストアで納付ができます。詳しくは、納付書裏面を確認してください。
・電子決済による納付もできます。詳しくは、「保険料や税金の納付方法」を確認してください。

特別徴収による納付

問 国民健康保険課資格賦課係 ☎3463-1781 FAX5458-4940

次の条件を満たす人は、世帯の保険料を世帯主の公的年金から差し引きます。
①世帯主が国保に加入している。
②世帯主本人が年額18万円以上の公的年金を受給している。
③世帯の国保加入者全員が65歳以上75歳未満である。
④国保の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2以下である。

保険料や税金の納付方法

問 国民健康保険課収納係 ☎3463-1784 FAX5458-4940
国民健康保険課高齢者医療係 ☎3463-1897 FAX5458-4940
税務課税務管理係
特別区民税・都民税（普通徴収） ☎3463-1706 FAX5458-4913
軽自動車税（種別割） ☎3463-1704 FAX5458-4913
介護保険課保険料係 ☎3463-2013 FAX5458-4934

●対象科目

国民健康保険料
後期高齢者医療保険料
特別区民税・都民税（普通徴収）
軽自動車税（種別）
介護保険料

口座振替・窓口納付（区役所・出張所・金融機関・コンビニエンスストア）・モバイル決済・モバイルバンキング決済・F-REGI公金支払い（クレジットカード決済・ネットバンキング決済）等でのお支払いができます。詳しくは、区ポータルを確認してください。

手続き

問 国民健康保険課資格賦課係 ☎3463-1781 FAX5458-4940

次のようなときは、世帯主が14日以内に次の届け出場所で手続きをしてください。

届け出をするとき	持参するもの	届け出場所
渋谷区に転入したとき	・転出証明書　・国保証または資格確認書 ・本人確認ができるもの	住民戸籍課住民登録係 出張所 区民サービスセンター
区外に転出するとき	・国保証、資格確認書または資格情報のお知らせ	
住所・氏名・世帯主などが変わったとき	・国保証、資格確認書または資格情報のお知らせ	
社会保険や国保組合をやめたとき	・職場の保険喪失日記載の証明書 ・本人確認ができるもの	国民健康保険課 出張所 区民サービスセンター ※住民票の異動を伴う場合は、住民戸籍課・出張所・区民サービスセンターで手続きをしてください。
社会保険や国保組合に入ったとき	・加入した健康保険の保険証、資格確認書または資格情報のお知らせ	
生活保護を受けなくなったとき	・生活保護廃止決定通知書	
生活保護を受けるようになったとき	・生活保護開始決定通知書	
国保証を紛失・汚損したとき（再発行）	・本人確認ができるもの	
子どもが生まれたとき （下記 出産育児一時金参照）	・本人確認ができるもの　・母子健康手帳	
死亡したとき（下記 葬祭費参照）	・国保証、資格確認書または資格情報のお知らせ	
修学のため他の区市町村に転出するとき	・本人確認ができるもの　・在学証明書	
卒業などで親もとにもどるとき	・国保証、資格確認書または資格情報のお知らせ	
外国人の届出	・在留カードまたは特別永住者証明書 ・パスポート　・国保証または資格確認書	国民健康保険課

※本人確認書類（運転免許証・パスポートなど）をお持ちになると、国保証を窓口で交付できます。
※加入の届け出が遅れると、保険料をさかのぼって納付することになります。

給付のあらまし

問 国民健康保険課給付係 ☎3463-1776 FAX5458-4940

保険診療と一部負担金

病院などで国保の受給資格の確認を受けると、かかった医療費の3割（70歳以上75歳未満は3割または2割、義務教育就学前までは2割）の一部負担金と入院時の食事代の一部を被保険者が負担し、残りの医療費は国保が負担することになります。

なお、被保険者が安心して医療を受けられるよう、世帯の所得金額に応じた高額な医療に対する負担限度額を設けています。限度額を超える負担があった場合、国保から加入世帯に対して高額療養費支給申請書などをお送りいたします。

※被保険者には「国保のしおり」を配付しています。高額療養費の仕組みなどについて、詳しく案内しています。

出産育児一時金

被保険者が出産したとき、出産育児一時金（令和8年1月現在　50万円）が世帯主に支給されます。妊娠12週を超えた（85日以上）死産、流産でも支給されます。社会保険などの他の保険で支給される場合は、支給されません。

次の①・②の制度を利用する場合、出産費用から出産育児一時金を差し引いた差額を医療機関などへ支払います。

①直接支払制度
出産育児一時金の支給額を限度に国民健康保険から医療機関などに直接支払います。
出産する医療機関などで申請します。

②受取代理制度
出産育児一時金の受領を医療機関などに委任します。
世帯主が出産予定日の2か月前から国民健康保険に申請します。

①・②の制度を利用しない場合は、世帯主が国民健康保険に申請します。

葬祭費

被保険者が死亡したとき、葬祭を行なった人に対し、7万円が支給されます。社会保険などの他の保険で支給される場合は、支給されません。

国保の保健事業

問 国民健康保険課経理係 ☎3463-1768 FAX5458-4940

渋谷区の国保に加入している人の健康増進を図るために、以下の事業を行なっています。

①特定健診（P.64参照）
②医科無料健診…18歳から39歳までの人を対象に、医科無料健康診査を実施しています。
③保養施設…一般より安い料金で契約を結んでいます。
④人間ドック受診費用助成…渋谷区の特定健診の受診対象者が、自費で人間ドックを受診した場合に、受診費用のうち8,000円までを助成します。
受診日の翌日から1年以内に、受診結果と受診費用の領収書を添えて申請してください。

後期高齢者医療

問 国民健康保険課高齢者医療係 ☎3463-1897 FAX5458-4940

65歳以上で一定の障がいのある人と、75歳以上の人は、後期高齢者医療の対象になります。（P.73参照）

国民年金

問 国民健康保険課国民年金係 ☎3463-1797 FAX5458-4940

国民年金制度は、私たちの老後の暮らしや、働き手をなくした場合や、けがや病気で障がい者となった場合の生活を安定させるものです。

原則として国民年金には20歳から60歳までの40年間加入し、全ての人が共通の基礎年金を受けます。厚生年金に加入した人は、国民年金制度から基礎年金を、厚生年金制度から給料に比例した年金を受けます。

●基礎年金には次の3種類があります

①老齢基礎年金、②障害基礎年金、③遺族基礎年金

国民年金の加入者

加入者の種類		年齢	対象者
必ず加入する人	第1号被保険者	20歳以上60歳未満	第2・3号被保険者以外の人（例）自営業・自由業者とその配偶者、学生
	第2号被保険者		厚生年金に加入している会社員や公務員など
	第3号被保険者	20歳以上60歳未満	第2号被保険者に扶養されている配偶者
希望すれば加入できる人	任意加入被保険者	20歳以上65歳未満	海外に住んでいる人（日本国籍を有する人に限る）
		60歳以上65歳未満	60歳までに年金の受給資格期間を満たせなかった人、基礎年金額を満額に近づけたい人
		65歳以上70歳未満	昭和50（1975）年4月1日以前に生まれ、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない人で70歳までに受給資格ができる人

第1号被保険者の保険料

保険料額（令和7年度） 月17,510円

●付加保険料

希望により月400円の付加保険料を納めることができます（国民年金基金に加入している人を除く）。

●保険料の前納

保険料をまとめて前払い（前納）すると、保険料が割引されます。

2年・1年・半年前納があります。

保険料の納め方

①口座振替

金融機関の口座から自動的に保険料が引き落とされるので、納め忘れがなく、確実です。近くの年金事務所、または金融機関の窓口で手続きしてください。

②納付書による納付

日本年金機構から郵送される納付書により、金融機関、郵便局、コンビニエンスストアの窓口などで納められます。お手元に納付書がない時は、年金事務所へ問い合わせてください。

③クレジットカード納付

事前に年金事務所に申込書を提出し、クレジットカード会社から請求があり、カード会員が支払う方法です。詳しくは、近くの年金事務所へ問い合わせてください。

④電子納付やスマートフォンアプリによる納付

納付方法については、「日本年金機構」ホームページを確認してください。

老齢基礎年金

老齢基礎年金は、10年以上の受給資格期間（保険料納付済期間と保険料免除期間等を合わせた期間）のある人が受けられます。

年金を受けるためには、請求手続きが必要です。手続きは誕生日の前日から行うことができます。加入した年金制度により請求手続き先が異なるので、それぞれの請求先に確認してください。

●繰上げ支給と繰下げ支給

老齢基礎年金の支給開始年齢は原則として65歳ですが、希望により60歳から繰上げて、または66歳から繰下げて年金を受け取ることができます。この場合、支給される年金額は、繰上げは減額、繰下げは増額され、支給率は生涯変わりません。

国民年金の給付

こんなときに年金が出ます	種類	年金額など（令和5年度）
65歳になったとき	老齢基礎年金	831,700円×［保険料納付月数＋（保険料全額免除月数×1/2）＋（保険料4分の3免除月数×5/8）＋（保険料半額免除月数×3/4）＋（保険料4分の1免除月数×7/8）］/40年（加入可能年数）×12 ただし、平成21年3月分までは、全額免除は3分の1、4分の3免除は2分の1、半額免除は3分の2、4分の1免除は6分の5にて、それぞれ計算されます。
加入中のケガや病気で障がいが残ったとき	障害基礎年金	1級障害　1,039,625円 2級障害　831,700円
配偶者・子を残して亡くなったとき	遺族基礎年金	1,071,000円（子どもが1人いる配偶者が受ける場合） ※子どもは18歳到達年度の末日までの間、または障がいのある子どもは20歳未満
そのほか	寡婦年金	老齢基礎年金を受ける資格のある夫が何も年金を受けずに亡くなったとき、婚姻期間が10年以上ある妻に60歳から65歳になるまで支給されます。
	死亡一時金	第1号被保険者として、保険料を3年以上納めた人が何も年金を受けずに亡くなったとき、生計を同じくしていた遺族（配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹）に支給されます。

国民年金の問合せ先

問 国民健康保険課国民年金係 ☎3463-1797 FAX5458-4940

・第1号被保険者の加入・喪失・種別変更届
・保険料の免除・学生納付特例・納付猶予申請
・障害基礎年金、遺族基礎年金請求
・付加保険料の申出・辞退届
・第1号被保険者期間のみの老齢基礎年金請求

問 日本年金機構渋谷年金事務所　神南1-12-1 ☎3462-1241（代表）

・年金制度全般に関すること
・保険料納付に関すること（納付書発行、口座振替）
・厚生年金の手続きに関すること
・被保険者記録に関すること（資格記録、納付記録）
・第3号被保険者に関すること
・第2・3号被保険者期間がある人の年金請求に関すること

税金

特別区民税・都民税（住民税）

問 税務課課税第一係 ☎3463-1719
税務課課税第二係 ☎3463-1726 FAX5458-4913（共通）

●課税される人

1月1日現在、区内に住んでいて、前年中に所得のあった人に課税されます。

また、住所が渋谷になくても、区内に事務所・事業所・家屋敷のある人は、均等割額のみ課税されます。

●税額

均等割額と所得割額、森林環境税の合計を納めることとなります。

均等割額について、令和6年度より区民税3,000円、都民税1,000円となり、住民税とあわせて森林環境税（国税）1,000円を納めることとなります。

●申告

毎年、3月15日までに区役所税務課または出張所へ申告してください（確定申告をした人、給与所得や年金所得のみで、会社や年金支払者から給与支払報告書や公的年金等支払報告書が区に提出されている人を除く）。

所得がない人でも国民健康保険、福祉手当などの申請、非課税証明書の請求などの場合に申告が必要となることがあります。

●納期

6・8・10・翌年1月の年4回です。

納付書で納期限内に納付してください。

給与所得者は、6月分から翌年5月分までの給与から差し引かれます。

65歳以上の年金所得者は、一定の条件で年金支給額から差し引かれます。

軽自動車税（種別割）

問 税務課税務管理係 ☎3463-1704 FAX5458-4913

毎年4月1日現在、オートバイ・軽自動車を所有している人に課税されます。

●税額　車種により異なります。納税通知書でお知らせします。

●納期　5月

●登録や廃車の申告書の提出場所

・原動機付自転車、ミニカー、小型特殊自動車
税務課税務管理係
・排気量125ccを超えるオートバイ
関東運輸局東京運輸支局　品川区東大井1-12-17
☎050-5540-2030（ヘルプデスク）
・排気量660cc以下の軽自動車
軽自動車検査協会　港区港南3-3-7
☎050-3816-3100

税金の納入

問 税務課税務管理係 ☎3463-1706 FAX5458-4913

納期限内に、次のいずれかで納めてください。

なお、納付方法によっては条件や注意事項があります。詳しくは、納付書裏面または区ポータルを確認してください。

●キャッシュレス決済

・スマートフォンアプリ決済
・クレジットカード・ネットバンキング決済

●窓口納付

・銀行、信用金庫、信用組合、ゆうちょ銀行、郵便局など
・税務課、出張所（新橋除く）、区民サービスセンター
・コンビニエンスストア
納期限後は、延滞金が加算されることがあります。

納税には口座振替が便利です。申し込み方法について詳しくは、区ポータルを確認してください。

住民税の証明書

問 税務課税務管理係 ☎3463-1703 FAX5458-4913

●申請場所

区役所本庁舎税務課、出張所、区民サービスセンター

●必要なもの

・申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
・委任状（代理人が申請する場合。家族でも必要。自署必須）
・領収書（急ぎ納税証明書が必要な場合）

●手数料

1通300円（郵送申請の場合は1通200円）

マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニエンスストアで交付、またはLINEから請求できます。

●コンビニエンスストアでの証明書交付（P.56参照）

●LINEからの申請

手続き方法や手数料など詳しくは、区ポータルを確認してください。

都税

問 渋谷都税事務所　千駄ヶ谷4-3-15
東京都渋谷合同庁舎4～7階 ☎5422-8780

国税

問 渋谷税務署　宇田川町1-10 ☎3463-9181

生活環境

ごみ／資源

問 渋谷区清掃事務所　渋谷1-2-17　☎5467-4300　FAX5467-4301

ご存じですか 家庭ごみの正しい分け方・出し方

ごみ・資源は、決められた集積所に、決められたごみ収集日の8:00（一部の繁華街地域は7:30）までに出してください。ごみの分別方法・出し方は区ポータルを確認してください。

●渋谷区ごみ・資源分別アプリ（P.25参照）

収集できないもの

・有害性のあるもの、危険性のあるもの、著しく悪臭を発するもの（ガスボンベ類・石油類・工業製品・花火・印刷用インク・マッチ・現像液など）
・処分場の管理または処分作業に支障をきたす恐れのあるもの（消火器・金庫・薬品類など）
・自動車、オートバイ、タイヤ、ピアノ、自動車・オートバイ用バッテリー、小型充電式電池（モバイルバッテリーを含む）

粗大ごみは有料です

家具、電気製品などおおむね30cm角以上のもの
（例）
・イス、たんす、ベッド、カーペットなどの家具類
・掃除機、電子レンジ、ビデオデッキなどの家庭電化製品
・照明器具、学習机、ベッドなどの「蛍光管が付属している粗大ごみ」は蛍光管を外してから出してください。

●申し込み

粗大ごみ受付センター
ホームページ、または電話（☎6834-4777、月～土曜日　9:00～17:00）で申し込んでください。

※有料粗大ごみ処理券（シール）を購入し、粗大ごみの表面に貼って出してください。
※商店、事業所などから出る粗大ごみは収集できません。民間収集業者に問い合わせてください。

事業系ごみ・資源の有料収集

商店、事業所などから出るごみ・資源は、自己処理が原則です。区でも収集できる場合がありますが、すべて有料です。

袋で出す場合は、中身の量にかかわらず、ごみ袋の大きさに応じた有料ごみ処理券（シール）を事前に購入し、事業所名を記入して袋に貼ってください。

ごみ容器で出す場合には、ごみの上に新聞紙などを置き、そこにごみ・資源の量に応じたシールを貼ってください。

●有料ごみ処理券の料金表（令和5年10月1日改正）

小・10リットル相当（1セット10枚）	870円
中・20リットル相当（1セット10枚）	1,740円
大・45リットル相当（1セット10枚）	3,910円
特大・70リットル相当（1セット5枚）	3,045円

粗大ごみの運び出し収集

問 渋谷区清掃事務所　☎5467-4300　FAX5467-4301

身近な人などの協力が困難で、粗大ごみを自ら運び出すことができないひとり暮らしの高齢者や障がい者が対象です。

申請により、収集職員が粗大ごみを室内などから運び出しに伺います。

●対象

①65歳以上の高齢者のみの世帯
②障がいのある人のみの世帯

ごみ・資源の訪問収集

問 渋谷区清掃事務所 ☎5467-4300 FAX5467-4301

身近な人などの協力が困難で、ごみを収集場所まで運び出すことができないひとり暮らしの高齢者や障がい者のために、収集職員が玄関先まで引き取りにいく「訪問収集」を実施しています。

●対象

①65歳以上の高齢者のみの世帯
②障がいのある人のみの世帯

カラスよけネットの貸し出し

問 渋谷区清掃事務所 ☎5467-4300 FAX5467-4301

ごみ集積所のカラスによる被害を防止するため、カラスネット（防鳥ネット）を無料で貸し出しています。

リサイクル

家電リサイクル

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）により、エアコン・テレビ（ブラウン管式、液晶式およびプラズマ式テレビ）・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機の家電品は粗大ごみとして処分できません。

処分する場合は、対象となる製品を買った小売店または新しい製品を購入する小売店などに引き取りを依頼してください。引き取りには運搬料金とリサイクル料金が必要です。

※引き取りを依頼する小売店がない場合などは、家電リサイクル受付センター（☎0570-087200、月～金曜日の9:00～17:00 ※祝祭日は除く）に申し込んでください。

パソコンリサイクル

・家庭用のデスクトップパソコン本体、ディスプレイ、ノートブックパソコン（キーボード、マウスなど購入時に同梱されていた機器を含む）
→メーカーが回収します。メーカーの連絡先はパソコン3R推進協会（☎5282-7685）で確認してください。

・ワープロやプリンタなど、別売りの周辺機器
→区が回収します。不燃ごみまたは粗大ごみ（30cmを超えるもの）として出してください。

集団回収への支援

問 清掃リサイクル課リサイクル推進係
☎5467-4073 FAX5467-4076

集団回収とは、町会、自治会、PTA、消費者団体などの団体が、家庭から出る新聞、雑誌、空き缶、空きびんなど資源として再利用できるものを集めて、回収業者に引き取ってもらう活動のことです。

10世帯以上の仲間で、集団回収団体として登録すると、次のような支援を受けることができます。

①報奨金の支給
②作業補助用具の貸し出し、消耗品の支給

紙パック・食品用発泡スチロールトレイの回収

問 清掃リサイクル課リサイクル推進係
☎5467-4073 FAX5467-4076

次の各施設で、コンテナ（容器）による紙パック・食品用発泡スチロールトレイの回収を実施しています。

●回収場所

区役所、区民会館（氷川・初台・笹塚・幡ヶ谷）、出張所（新橋・恵比寿駅前・上原・西原・千駄ヶ谷）、地域交流センター（大向・代々木・神宮前）、社会教育館（幡ヶ谷・恵比寿・長谷戸・千駄ヶ谷・上原）、図書館（中央・本町・臨川みんなの）、ケアコミュニティ（せせらぎ）、YCC 代々木八幡コミュニティセンター、本町CC 本町コミュニティセンター、本町リサイクルセンター、渋谷区清掃事務所（宇田川分室を含む）、商工会館消費者センター、文化総合センター大和田、スポーツセンター、代官山スポーツプラザ、ひがし健康プラザ、はつらつセンター（富ヶ谷・参宮橋）、猿楽トレーニングジム、勤労福祉会館

食用油の回収

問 清掃リサイクル課リサイクル推進係
☎5467-4073 FAX5467-4076

次の各施設で、コンテナによる廃食用油の回収を実施しています。

●回収場所

区民会館（氷川・初台・笹塚）、出張所（新橋）、地域交流センター（大向・神宮前・二軒家）、社会教育館（幡ヶ谷、恵比寿、長谷戸、千駄ヶ谷、上原）、YCC 代々木八幡コミュニティセンター、本町CC 本町コミュニティセンター、本町リサイクルセンター、渋谷区清掃事務所（宇田川分室を含む）、はつらつセンター参宮橋、勤労福祉会館

▶衣類の回収

問 清掃リサイクル課リサイクル推進係
℡5467-4073 FAX5467-4076

区内施設で衣類の拠点回収（衣類等回収ボックス）を実施しています。

●常設場所

渋谷区清掃事務所、本町リサイクルセンター、社会教育館（幡ヶ谷・恵比寿・千駄ヶ谷・上原）、総合ケアコミュニティ・せせらぎ、代官山スポーツプラザ、猿楽トレーニングジム、ひがし健康プラザ、中央図書館、YCC 代々木八幡コミュニティセンター、本町CC 本町コミュニティセンター、児童青少年センターフレンズ本町、はつらつセンター幡ヶ谷

▶小型家電の回収

問 清掃リサイクル課リサイクル推進係
℡5467-4073 FAX5467-4076

次の各施設に回収ボックスを設置し、13cm×28cm以内の小型家電の回収を実施しています。

●回収品目（例）

携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、ビデオカメラ、電子辞書、卓上計算機、電話機、電気かみそり、ドライヤー、リモコン、ACアダプター

●回収場所

区役所、出張所（西原・新橋）、地域交流センター（恵比寿・大向・代々木・神宮前）、社会教育館（幡ヶ谷・恵比寿・長谷戸・千駄ヶ谷・上原）、図書館（中央・本町）、YCC 代々木八幡コミュニティセンター、本町CC 本町コミュニティセンター、スポーツセンター、代官山スポーツプラザ、文化総合センター大和田、本町リサイクルセンター、渋谷区清掃事務所、はつらつセンター参宮橋、勤労福祉会館、ホープ就労支援センター、渋谷スポーツ共育プラザ＆ラボ“すぽっと”、ひがし健康プラザ

▶宅配便による小型家電の回収

国の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社と協定を締結し、宅配便による小型家電（パソコンを含む）の回収を実施しています。

ただし、家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵（冷凍）庫、洗濯機・衣類乾燥機）は対象外です。

パソコン本体が含まれる場合は1箱無料、含まれていない場合は、回収料金がかかります。

また、CRT（ブラウン管）ディスプレイについては、別途回収料がかかります。

データはご自身で消去してください（無料消去ソフトの提供サービスもあります）。

申し込みは、リネットジャパンリサイクル株式会社へ、インターネットまたはファックス（専用FAX用紙）で申し込んでください。

（専用FAX用紙は区ホームページより出力をお願いします）

▶自転車の回収

問 清掃リサイクル課リサイクル推進係
℡5467-4073 FAX5467-4076

次の場所でまだ乗れる自転車を無料で引き取っています。

●引き取り場所 笹塚東自転車集積所、西原自転車集積所、恵比寿自転車集積所

▶おもちゃの回収

問 清掃リサイクル課リサイクル推進係
℡5467-4073 FAX5467-4076

次の各施設でおもちゃの拠点回収を実施しています。

●回収場所

渋谷区清掃事務所、渋谷区子育てネウボラ、児童青少年センターフレンズ本町、社会教育館（恵比寿、長谷戸）、新橋出張所、景丘の家、渋谷保育園※、笹塚第二保育園※

※在園児の保護者のみ

▶フードドライブ

問 清掃リサイクル課リサイクル推進係
℡5467-4073 FAX5467-4076

食品ロスの解消と有効利用のため、家庭で使い切れない食品を集めます。

●回収場所

（常設）
渋谷区清掃事務所、本町リサイクルセンター、総合ケアコミュニティ・せせらぎ、はつらつセンター（幡ヶ谷・富ヶ谷・参宮橋）、ひがし健康プラザ、千駄ヶ谷社会教育館
（イベント）
リサイクルバザール会場

▶家庭用生ごみ処理機・コンポスト容器の購入費補助

問 清掃リサイクル課リサイクル推進係
℡5467-4073 FAX5467-4076

家庭用生ごみ処理機などを購入した区民へ補助金を支給しています。

●対象 次の条件を全て満たしている人

・区内在住の人
・同一世帯でこの補助金の交付を受けた人がいない人（過去3年以内）
・特別区民税を滞納していない人
・使用状況についての照会などがあったときに協力できる人
・区が行うごみ減量リサイクル事業に協力できる人

※購入後半年以内に申請してください。

▶リサイクルバザール

問 **清掃リサイクル課リサイクル推進係**
☎5467-4073 FAX5467-4076

家庭で利用していない生活用品を有効に活用するために、リサイクルバザールを行なっています。

▶おいくら

問 **清掃リサイクル課リサイクル推進係**
☎5467-4073 FAX5467-4076

「おいくら」は、株式会社マーケットエンタープライズが運営する中古品・不要品を全国のリサイクルショップなどで一括査定できるサービスです。

複数のショップの買い取り価格を比較し、手間なく売却ができます。査定結果の連絡があった後は、自らの二ーズに合ったショップを選択し利用することができます。

※令和4年12月に株式会社マーケットエンタープライズと「粗大ごみ等のリユース事業への連携及び協力に関する協定」を締結しました。

●一括査定の流れ

①査定したい商品のカテゴリを選ぶ
②商品・お客様情報を入力して査定を依頼
③届いた査定結果から買い取り店を選ぶ
④環境と財布に優しい不要品処分が完了

▶本町リサイクルセンター

(P.42参照)

▶美竹リユースコーナー

(P.42参照)

上下水道

▶水道

問 **お申し込み、お支払いのご相談、その他お問い合わせ**
・水道局お客さまセンター ☎0570-091-100（ナビダイヤル）

問 **給水装置工事に関すること**
・渋谷給水管工事事務所 ☎5413-5206

宅地内の水漏れの修繕は、お知り合いの都指定事業者またはメンテナンスセンター(☎0120-850-195)へ依頼してください(賃貸住宅の場合は管理会社若しくは家主へ)。

ビルやマンションの飲料水

問 **生活衛生課環境衛生係** ☎3463-2287 FAX5458-4943

受水槽に受けたあとの水は、所有者の責任で管理しなければなりません。定期的に清掃や点検、水質検査をしてください。また、事故により飲料水が汚染されたときは相談してください。

▶下水道

下水管の詰まり・臭気など

問 **下水道局渋谷出張所** ☎3400-9477
下水道局中部下水道事務所排水設備担当
☎3270-8320 FAX3270-7324

公道の下水管が詰まったときや、下水管からの臭気が漂うときなどは連絡してください。また、油・コンクリート・ごみなどの不法投棄を見かけたときは上記出張所に通報してください。

私道や宅地内の排水管、水洗トイレが詰まったときなどは、都指定事業者またはメンテナンスセンター(☎0120-850-195)へ依頼してください。

▶私道排水設備の工事費助成

問 **道路課狭あい道路整備係** ☎3463-2847 FAX5458-4908

私道の排水設備工事について、工事費の助成を受けられる場合があります。詳しくは問い合わせてください。

道路／緑

▶道路・緑についての問い合わせ

道路の陥没・損傷や街路樹、街路灯、公園の整備、樹木についての問い合わせを受け付けています。

区道、区立公園

●道路の陥没・損傷や街路樹について
道路課道路維持係
☎3463-2794 FAX5458-4908

●ガードレール・カーブミラー・街路灯について
道路課道路維持係
☎3463-2794 FAX5458-4908

●公園の整備について
公園課公園維持係
☎3463-2876 FAX5458-4946

都道

●東京都第二建設事務所
品川区広町2-1-36
・道路の管理について
管理課 ☎3774-8182
・街路樹について
補修課 ☎3774-8717
・道路・橋りょうの維持補修その他
補修課 ☎3774-8712
※夜間および土・日曜日、祝・休日は都道管理連絡室へ
☎3343-4061

都立代々木公園

・代々木公園サービスセンター
代々木公園内 ☎3469-6081

国道(20号・246号)

・国土交通省東京国道事務所代々木出張所
☎3374-9451
※夜間および土・日曜日、祝休日は東京国道事務所道路情報室に転送されます。

▶保存樹木・樹林制度

(P.97参照)

▶樹木の害虫

問 生活衛生課事業係 ☎3463-3715 FAX5458-4943

樹木につく害虫についての相談に応じます。また、害虫駆除用の肩掛け式噴霧器を貸し出しています。

公害

▶公害についての相談

問 環境整備課公害指導係 ☎3463-2750 FAX5458-4903

騒音・振動・悪臭・ばい煙などの公害について、相談に応じています。

また、区では、クーラーや機械などからどのくらい騒音が発生するか調べたい人に、騒音計を貸し出しています。

▶航空機等の騒音についての相談

・民間機、警察、消防等公用機
国土交通省東京航空局環境・地域振興課 ☎5275-9322
・米軍機
東京都都市整備局基地対策部 ☎5388-2146
・自衛隊機
防衛省航空幕僚監部基地対策室 ☎5366-3111

動物

▶犬の登録

問 生活衛生課事業係 ☎3463-2249 FAX5458-4943

狂犬病予防法により生後91日以上の飼い犬は登録(生涯に1回)が義務付けられています。

マイクロチップ装着犬は、環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のウェブサイトでマイクロチップ情報登録を行なってください。区への届出は不要です。マイクロチップ未装着犬は、生活衛生課で鑑札の交付を受けてください。

▶狂犬病予防注射

問 生活衛生課事業係 ☎3463-2249 FAX5458-4943

狂犬病予防法により生後91日以上の飼い犬は年1回(原則4～6月)の狂犬病予防注射が義務付けられています。

注射済票の交付申請は、出張所・区民サービスセンター・生活衛生課の各窓口またはLINE申請にて受け付けています。

飼い犬死亡届、登録事項変更届

問 生活衛生課事業係 ☎3463-2249 FAX5458-4943

飼い犬が死亡したり、所有者・住所などが変わった際は、下記のところへ届け出てください。

●マイクロチップを装着している犬

環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のウェブサイト(reg.mc.env.go.jp)

●マイクロチップを装着していない犬

生活衛生課(区役所本庁舎7階)またはLINE申請(区外から転入の場合を除く)

※区外から転入の場合は、生活衛生課に前住所地の鑑札を持参してください。無償交換できます。

区外に転出される場合、転出先の自治体ごとに変更手続きの方法が異なります。詳しくは、転出先の自治体にご確認ください。

▶飼い猫の去勢・不妊手術費助成

問 生活衛生課事業係 ☎3463-2249 FAX5458-4943

所有者が区内に居住し、区内において飼育している猫で、獣医師が手術を適当と診断した場合に、猫の去勢・不妊手術費を助成します。

●申込受付 「渋谷区協力獣医師」が在籍する動物病院などに直接申し込んでください。
詳しくは、問い合わせてください。

▶害虫やねずみについての相談

問 生活衛生課事業係 ☎3463-3715 FAX5458-4943

ハチや衛生害虫、ねずみに関する相談、駆除専門業者の紹介を行なっています。希望する家庭へは、町会を通じて、または生活衛生課で殺そ剤などを配布しています。

▶動物の死体について

飼っていた動物の死体を処理できないとき

問 渋谷区清掃事務所 ☎5467-4300 FAX5467-4301

家庭で飼っていた動物は、原則として飼い主が処理することになっていますが、処理できない場合は飼い主の届け出により、清掃事務所が引き取ります。

●手数料 1匹につき3,000円

公道上に放置されているとき

・区道・都道上の場合
渋谷区清掃事務所 ☎5467-4300 FAX5467-4301
※夜間および日曜日は、区役所
☎3463-1211に連絡してください。
・国道(20号・246号)上の場合
国土交通省東京国道事務所代々木出張所
☎3374-9451
※夜間および土・日曜日、祝休日は東京国道事務所道路情報室に転送されます。

まちづくり

都市計画について

問 **都市計画課都市計画係** ☎3463-2620 FAX5458-4915

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、用途地域などの都市計画が定められています。

都市計画を示した図面など、都市計画図書を窓口や区ポータルで閲覧できます。

地域まちづくり

問 **渋谷駅周辺地域を除く全域：まちづくり課まちづくり係**
☎3463-2947 FAX5458-4918
渋谷駅周辺地域：渋谷駅周辺まちづくり課渋谷駅周辺まちづくり係
☎3463-2628 FAX5458-4918
渋谷駅中心地区：渋谷駅中心五街区課基盤整備係
☎3463-2945 FAX5458-4918

地域別に、まちづくり全般に関する総合的な計画・調整・指導を行なっています。

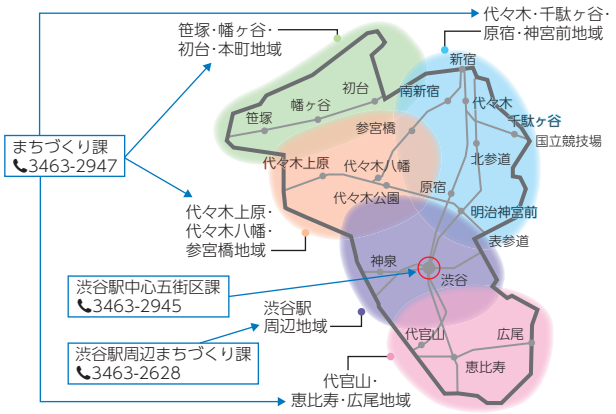

わがまちルール

地区住民および区の認定を受けた「まちづくり協議会」などが、身近な生活区域を対象とする自主的なルールを「わがまちルール」として申請し、区が登録する制度です。

まちづくりの専門家派遣

まちづくりに関する勉強会を開きたい団体のために、都市計画、建築設計などの専門的な知識を有する専門家を派遣します。

保存樹木・樹林制度

問 **環境政策課環境政策係** ☎3463-2749 FAX5458-4903

一定規模の樹木・樹林を保存樹木・樹林に指定しています。なお、保存樹木・樹林の指定や指定の解除を行う場合は、手続きが必要です。

緑化計画の届出

問 **環境政策課環境政策係** ☎3463-2749 FAX5458-4903

敷地面積300㎡以上の敷地において、建築物の新築、改築および増築を行う場合は、「渋谷区みどりの確保に関する条例」および「同施行規則」に基づく緑化計画の届け出が必要です。

狭あい道路拡幅整備事業

問 **道路課狭あい道路整備係** ☎3463-2847 FAX5458-4908

幅4m未満の狭い道路（狭あい道路）に接する敷地に建物を建てる場合は、建築確認申請を行う30日前までに、渋谷区と後退用地の整備と管理について協議を行わなければなりません。

道路占用許可申請

区道の占用

問 **土木部企画管理課占用係**
☎3463-2784 FAX5458-4908

都道の占用

東京都第二建設事務所管理課占用係 ☎3774-8184

国道（20号・246号）の占用

国土交通省東京国道事務所代々木出張所
☎3374-9451
公道上の空間に、看板や日よけなどを設置する場合は、道路占用の許可が必要です。

屋外広告物の許可申請

問 **土木部企画管理課屋外広告物係**
☎3463-3125 FAX5458-4908

屋外に広告塔、看板などを設置するときは、原則として区長の許可が必要です。

建築紛争の調整

問 **住宅政策課建築調整主査** ☎3463-2654 FAX5458-4947

建築主は、中高層建築物を建築する場合、計画の内容を事前に公開し、一定範囲内の近隣関係住民に説明することとしています。

建築紛争の調整は、当事者間の合意の成立に向けて、区が側面から協力するものです。

大規模な中高層建築物について

問 **東京都都市整備局市街地建築部調整課建築紛争調整担当**
☎5388-3377

延べ面積が10,000㎡を超える中高層建築物の建築紛争について相談してください。

ホテル・旅館・共同住宅の建築同意

問 **住宅政策課建築調整主査** ☎3463-2654 FAX5458-4947

安全で安心なまちづくりをめざし、ラブホテルの建築を規制しています。ホテル・旅館などを建築する場合は区長の建築同意が必要となります。

住まい

区民住宅

問 渋谷区営住宅等窓口 ☎3463-3552

自ら居住するための住宅を必要としている中堅所得者を対象とした、良質なファミリー向け賃貸住宅です。
※入居には収入などの要件があります。

区営住宅

問 渋谷区営住宅等窓口 ☎3463-3552

いずれも、入居には収入などの要件があります。
空き家が発生するごとに募集します。
※詳しくは、区ポータルを確認してください。

シルバーピア

65歳以上の単身または65歳以上の人を含む60歳以上の人だけで構成された世帯で、住宅に困っている人を対象にした高齢者向けの賃貸住宅です。
緊急通報装置や安否確認装置、自動火災報知器などを設置し、随所に手すりが取り付けてあり、緊急時の対応や入居者支援のための生活協力員が配置されるなど、高齢者向けの配慮がなされています。

高齢者向け区営住宅

シルバーピアと同様の住宅ですが、生活協力員が配置されていない高齢者向け賃貸住宅です。

身体障がい者向け区営住宅

身体障害者手帳1～4級もしくはこれに相当する戦傷病者である単身、またはこれらの人を含む世帯で住宅に困っている人を対象とした身体障がい者向け賃貸住宅です。
緊急通報装置や安否確認装置、自動火災報知器などを設置し、随所に手すりを取付けているなど、身体障がい者向けの配慮がなされています。
また、車イス使用者のために配慮された住宅もあります。

一般向け区営住宅

一般世帯向けの賃貸住宅です。

定期使用住宅

地域コミュニティを活性化させるために地域活動に参加する意欲のある世帯を応援するための賃貸住宅です。

地域福祉人材住宅

問 渋谷区営住宅等窓口 ☎3463-3552

区内の福祉施設などで、保健医療または福祉関係の業務に従事している人、または資格などを有して介護保険法による指定事業所などに所属し、区民のために一定の福祉サービスを提供している人のための賃貸住宅です。
※入居には収入などの要件があります。
※現在、募集はしていません。

借上げ等高齢者住宅

問 渋谷区営住宅等窓口 ☎3463-3552

65歳以上の単身または65歳以上の人を含む60歳以上の人だけで構成された世帯で、住宅に困っている人を対象にした高齢者向け賃貸住宅です。
緊急通報装置、自動火災報知器などを設置し、室内の段差解消、エレベーターや手すりを設置するなど、高齢者向けの配慮がなされています。
※入居には収入などの要件があります。

高齢者等世帯入居支援事業

問 住宅政策課居住支援係 ☎3463-1848 FAX5458-4947

区内で住み替え先を探している高齢者・障がい者・ひとり親世帯に、民間賃貸住宅探しに協力する不動産店を紹介します。
また、保証人がいないため、区内の民間賃貸住宅への入居が困難な高齢者などの世帯に、国土交通省で登録されている民間の保証会社を紹介し、一定の要件を満たす世帯には保証料の一部を補助します。

高齢者住まい安心サポート

問 住宅政策課居住支援係 ☎3463-1848 FAX5458-4947

渋谷区と協定を締結している東京都指定の居住支援法人が実施する安否確認と死亡時の費用補償がセットとなったサービスの利用者に、初回登録料を補助します（限度額あり）。65歳以上のひとり暮らしの方が対象で、所得基準などの要件があります。別途、月額利用料がかかります。

立ち退きに伴う住み替え家賃補助制度

問 住宅政策課居住支援係 ☎3463-1848 FAX5458-4947

立ち退きを求められているため、現在住んでいる賃貸住宅などから区内の民間賃貸住宅へ転居する必要がある高齢者・障がい者・ひとり親世帯で、一定の要件を満たす世帯に、住み替え後の家賃・転居一時金の一部を補助します。

住宅簡易改修支援事業

問 住宅政策課住環境整備係 ☎3463-3548 FAX5458-4947

区内の持ち家について、区と協定を結ぶ建築業者団体に登録する区内の業者が施工する工事費用の一部を助成します。
※店舗兼用住宅の店舗部分、共同住宅の共用部分（一部例外あり）は助成対象から除く

●**助成金額** 消費税を除いた工事費が5万円以上のものについて、20％（千円未満切り捨て、上限10万円まで）

●**申請資格** 渋谷区に住民登録があり、現に持ち家に居住している人など。

建築の手続き

問 建築課審査係　☎3463-2729　FAX5458-4983

建物を新築したり増改築したりする場合、敷地・用途・建蔽率・高さなどについて制限があります。建築計画が決まったら、必ず建築確認の申請をしてください。

また、工事が完了したときは、建物を使用する前に検査を申請し、完了検査を受けてください。

建物の規模によっては、中間検査も必要になります。

住居表示の届出

問 地域振興課施設係　☎3463-1639　FAX5458-4906

新しく家を建てたり、増改築をしたりする場合は、建築確認申請や工事完了報告書とは別に、住居表示の届け出が必要です。「建物その他の工作物新築新設届」の届け出をして、正しい住居番号を住所として使ってください。

生活全般

旅館、理・美容所などの開業

問 生活衛生課環境衛生係　☎3463-2287　FAX5458-4943

旅館、公衆浴場、興行場、理・美容所、クリーニング所を経営するには、許可が必要です。事前に設備基準などの指導を受けてください。

また、営業施設の衛生指導や相談にも応じています。

飲食店などの開業

問 生活衛生課食品衛生第一係・第二係
☎3463-2253　FAX5458-4943

飲食店、食品製造業、食品販売業などを開業する場合は、許可・届け出が必要です。事前に施設などの指導を受けてください。

薬局・医薬品販売業の開業

問 生活衛生課医薬係　☎3463-2324　FAX5458-4943

薬局・医薬品販売業を開業する場合は、許可が必要です。

公共駐車場

違法駐車はやめましょう、自動車は定められた駐車場を利用してください。

渋谷区役所前駐車場（地下）

問 渋谷区役所前駐車場　宇田川町1-1　☎5458-8801
URL shibuya-parking.jp

- **駐車台数**　650台
- **営業時間**　24時間営業（年中無休）
- **時間駐車料金（30分ごと）**
  全日350円
  平日上限料金3,300円／入庫から12時間以内
- **定期駐車料金（1ヶ月）**
  全日71,500円、平日51,700円
- **プリペイドカード**
  5,000円（5,500円分）、10,000円（11,200円分）、20,000円（23,000円分）
- **利用車輌**
  全高2.1m以下、全長5.6m以下
  全幅2.1m以下、重量4ｔ以下
  最低地上高　13cm以上

※障がい者割引（運転者または同乗者の障がい者手帳を提示）を実施しております。入庫後3時間は1日1回に限り無料となります。以降は通常料金が課金されます。出庫時、手帳を駐車場係員へ提示してください。

宮下公園駐車場

問 三井のリパークコールセンター　☎0120-043-222

- **駐車台数**　326台（北街区：278台、南街区：48台）
- **営業時間**　24時間
- **駐車料金**（30分ごと）
  平日350円
  全日　入庫から24時間以内ごと2,500円
- **定期料金**　49,500円/月（北街区）
- **利用車両**
  高さ2.1m以下、長さ5.3m以下、幅2.05m以下、総重量2.5ｔ以下（定期利用は別途制限あり）

※入場時、下記の手帳（写真付き）を提示してください。最初の3時間が無料となります。

・身体障害者手帳
・東京都が発行する愛の手帳
・道府県が発行する療育手帳
・精神保健および精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳

放置自転車等対策

問 交通政策課交通政策係　☎3463-1854　FAX5458-4908

▶撤去・返還自転車問合せセンター

問 問合せセンター　☎5784-3571

自転車などの撤去・返還に関する問い合わせを受け付けています。

●**受付日時**　毎日　9:00～19:00
（祝休日、12月29日～1月3日を除く）

▶返還について（有料）

●**用意するもの**
自転車の鍵、引取通知書、身分を証明するもの

●**費用（撤去に要した費用）**
自転車4,000円、バイク6,000円

●**受付時間**　月～土曜日　13:00～19:00
日曜日　13:00～17:00
（祝休日、12月29日～1月3日を除く）

●**保管場所**

集積所名	住所
笹塚東	幡ヶ谷2-31先
西　原	西原2-53先
恵比寿	恵比寿4-2-6

※撤去後1か月間を経過して引き取りのない場合は処分します。

自転車・原動機付自転車 自動二輪車駐車場

【協定民営自転車等駐車場】49か所
料金など詳しくは、各管理会社へ問い合わせてください。

●**問合せ先**

サイカパーキング（株）
☎0120-773-281

NCDサポートセンター
☎0120-3566-21

名鉄協商（株）
☎6803-8899

アマノマネージメントサービス（株）
☎0120-03-6548

定…定期利用、時…時間利用

名称（所在地）	自転車		自二		原付	
	定	時	定	時	定	時
笹塚東（笹塚1-52先）		○	○	○	○	○
サイカパーク笹塚（笹塚1-46-1）		○				○
笹塚交差点前（幡ヶ谷2-31先）	○		○			
笹塚駅南（笹塚1-29）		○				
幡ヶ谷駅高架下第一（幡ヶ谷2-13先）		○	○	○	○	○
幡ヶ谷南第一（幡ヶ谷1-30先）		○				○
幡ヶ谷南第二（幡ヶ谷1-1）		○				
サイカパーク初台（本町1-1-11）		○				
初台駅南口（初台1-53・54先）		○		○		
初台中央（初台1-47）		○				○
初台東（代々木4-32）		○		○		○
参宮橋高架下（代々木4-1先）		○		○		
代々木八幡駅北（元代々木町1）		○		○		
代々木公園駅（富ヶ谷1-8先）	○					
代々木上原駅（上原1-31）		○		○		○
代々木八幡駅八幡橋高架下（上原1-47先）		○				
代々木上原駅第二（西原3-12先）		○				
あおい通り（代々木2-9～11）		○		○		
甲州街道代々木第一（代々木2-9先）		○				
甲州街道代々木第二（代々木2-11先）		○				
代々木駅東口（千駄ヶ谷5-24）		○				○
代々木駅西口（代々木1-34）	○	○				
代々木駅北口第一（代々木1-56）		○				
代々木駅北口第二（代々木1-55）		○				
代々木一丁目（代々木1-20）		○	○	○		
北参道第二（千駄ヶ谷4-28先）	○	○		○		
千駄ヶ谷駅第一（千駄ヶ谷1-35先）		○				
千駄ヶ谷駅第二（千駄ヶ谷1-35）		○				
五輪橋第一（代々木神園町2）	○					
五輪橋第二（神南2-1先）	○					
渋谷道玄坂（道玄坂1-12）		○				
桜丘（桜丘町19-1先）		○		○		
渋谷駅新南口（渋谷3-16先）		○				
金王坂上（渋谷2-16-1）		○				
金王坂中央第一（渋谷2-15-1）		○				
金王坂中央第二（渋谷2-17-5）		○				
渋谷駅ハチ公口（渋谷1-26・27先）		○				
NHK西門前（神山町9）		○		○		○
恵比寿駅西口第一（恵比寿西1-2先）		○				
恵比寿駅西口第二（恵比寿南1-6先）		○				○
恵比寿南まちかど公園（恵比寿南1-15先）		○		○		
サイカパーク恵比寿（恵比寿4-2-6）		○				○
広尾橋（広尾5-6）	○					
恵比寿駅東口公園（恵比寿4-2-6）	○					
渋谷二丁目交差点（渋谷4-5）		○		○		○
宇田川（宇田川11-9）		○				
神宮前4丁目（神宮前4-26-35先）		○				
渋谷フクラス西（道玄坂1-2）	○					
渋谷区役所地下（宇田川町1-12）		○				

【協定民営自動二輪車等駐車場】16か所

名称（所在地）	自二		原付	
	定	時	定	時
笹塚駅高架下（笹塚1-58-16）	○	○		○
幡ヶ谷駅高架下第二（幡ヶ谷2-14先）	○			
天神橋（代々木3-25）		○		
富ヶ谷遊歩道（富ヶ谷1-13先）	○	○		
本町一丁目交差点（西原1-33）	○			○
西原一丁目公園（西原1-29先）	○			○
代々木二丁目（代々木2-1先）		○		
北参道第一（千駄ヶ谷4-28先）		○		
千駄ヶ谷駅（千駄ヶ谷1-32）		○		
神宮前（神宮前5-11-13）		○		
神宮通（神宮前6-22）		○		
神南一丁目（神南1-9）	○			
恵比寿駅東（恵比寿4-2）	○	○		
渋谷橋（恵比寿1-1）	○	○	○	
恵比寿駅西口第三（恵比寿西2-1）		○		
東3丁目（東3-27）		○		

【民営自動二輪車等駐車場】1か所

問 **渋谷区役所前駐車場** ☎5458-8801 FAX5458-8805

名称（所在地）	自二		原付	
	定	時	定	時
渋谷区役所前地下駐車場（宇田川町1-1）	○	○	○	○

交通事故

交通事故相談

（P.59・60参照）

区民交通傷害保険

問 **地域振興課地域振興係** ☎3463-1656 FAX5458-4906

区民交通傷害保険は、自動車・オートバイ・自転車などさまざまな交通機関で、万が一、交通事故にあった場合に、入院や通院治療日数に応じて保険金が支払われる制度です。

保険のコースによっては、自転車賠償責任プランを付ける事ができます。詳しくは、引受保険会社に問い合わせてください。

●加入できる人

保険開始時点で、年齢、職業に関係なく渋谷区に住所のある人

●保険期間

4月1日午前0時～翌年3月31日午後12時（1年間）

※4月中途加入の場合

5月1日午前0時～翌年3月31日午後12時（11か月間）

●加入の申し込み

区指定金融機関（郵便局を含む）、区役所7階地域振興課窓口またはWEB専用サイトからの申し込み

●募集期間

2月1日～3月31日（土・日曜日、祝日を除く）

※WEB専用サイトでは夜間・休日に関わらず申し込み可能

※WEB専用サイトのみ4月中の中途加入が可能

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社　公務文教営業部 東京公務課
新宿区西新宿1-26-1
☎3349-9666（平日9:00～17:00）
（SJ25-07748　令和7年9月26日）

暮らし

生活支援相談窓口

問 **生活支援課生活支援相談窓口**
☎3463-2116 FAX6277-5641

（P.59参照）

生活保護相談

問 **生活福祉課相談係　区役所北谷分庁舎**
☎3463-2042 FAX5458-4933

さまざまな事情で生活に困り、生活保護を申請したい人は相談してください。生活状況に応じて必要な援助を受けることができます。

家庭相談

問 **生活支援課子ども女性相談主査**
区役所北谷分庁舎 ☎6277-5641 FAX5438-4933

（P.60参照）

中国残留邦人等支援

問 **地域福祉課福祉管理係** ☎3463-1847 FAX5458-4936

中国残留邦人などの支援をしています。通訳が必要な人は事前に問い合わせてください。

民生委員・児童委員

問 **福祉部地域福祉推進係**
☎3463-1846 FAX5458-4936

民生委員・児童委員は、福祉事務所や関係行政機関と連携を図りながら、高齢者や児童、保護を必要とする人などの相談・助言の仕事をしています。担当地域をもって活動している民生委員・児童委員とともに、児童問題を専門的に担当する主任児童委員がいます。地域担当の委員がわからないときは、問い合わせてください。

法律相談など

（P.59参照）

応急小口資金

問 **生活支援課生活支援係** ☎3463-2028 FAX6277-5641

病気・葬祭・入学などで緊急に資金が必要となり、他から借りることが困難な人に、次の条件で、20万円以内（特別貸付40万円以内）の資金をお貸しします。

①独立の生計を営み、一定の収入があること
②区内に3か月以上引き続き住所を有すること
③特別区民税所得割額が14万円以下であること
④現に、資金の貸し付けを受けていないこと　など

▶生活福祉資金

問 社会福祉協議会　☎5457-2200　FAX3476-4904

収入の少ない世帯や、障がい者の自立のために、教育・転宅・療養などの必要な資金の貸し付けを行います。

●**利率**　無利子（連帯保証人あり）
年1.5％（連帯保証人なし）

●**償還期間**　3～14年以内

▶区民葬儀

問 住民戸籍課戸籍係　☎3463-1801　FAX5458-4930

標準的葬儀を定め、区民の負担を軽減しようとするものです。窓口で区民葬儀券を発行しています。

▶消費者相談

問 消費者センター　渋谷1-12-5　☎3406-7644（相談専用）

（P.60参照）

▶食品についての相談

問 生活衛生課食品衛生第一係・第二係
☎3463-2253　FAX5458-4943

（P.60参照）

▶安全・安心

問 安全対策課安全対策主査　☎3463-1598　FAX5458-4916

地域の防犯

犯罪発生件数や犯罪予防情報などを、区ポータルでお知らせしています。

しぶや安全・安心メール

（P.34参照）

女性

▶女性相談

問 生活支援課子ども女性相談主査
☎3463-2544　FAX6277-5641

（P.61参照）

▶東京ウィメンズプラザ

問 神宮前5-53-67　☎5467-1711

豊かで平和な男女平等参画社会の実現に向けて、都民と行政が協力して取り組む具体的、実践的な活動の拠点です。

●**休館日**
年末年始（12月29日～1月3日）
施設などの整備および保守点検のための臨時休館日（原則として第3水曜日、7月の第3日曜日）

ジェンダー・セクシュアリティ

▶渋谷インクルーシブシティセンター〈アイリス〉

問 桜丘町23-21　文化総合センター大和田8階
☎3464-3395　FAX3464-3398

人権を尊重し、差別をなくす社会を推進するための施設です。各種講座や情報ライブラリー・広報誌発行による情報提供・発信、人権等に関わる諸問題に関する相談、団体活動や交流のための場の提供などを行なっています。

●**施設概要**
・要予約施設（有料）
会議室1（定員14名）、会議室2（定員16名）、会議室3（定員14名）、小会議室（定員6名）
・予約不要施設（無料）
情報ライブラリー、交流のひろば

●**施設使用申請**
渋谷区施設予約システムからオンラインで申し込んでください。

●**開館時間**
9:00～21:00（日曜日は17:00まで）

●**休館日**
月曜日、第3日曜日、祝日の翌日、年末年始

アイリス相談

ジェンダーやセクシュアリティをはじめとした人権に関する相談窓口です。さまざまな悩みを抱える人の問題解決へ向けたお手伝いをします。

法律相談、悩みごと何でも相談、LGBTQにじいろ電話相談を実施しています。（P.61参照）

※秘密は厳守します。

人権擁護相談

不当な扱い・いやがらせなど人権侵害と思われることについて等、人権擁護委員に相談できます。（P.61参照）

渋谷区パートナーシップ証明書の交付

パートナーシップ証明は、法律上の婚姻とは異なるものとして、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える二者間の社会生活関係を「パートナーシップ」と定義し、条例においてパートナーシップの関係にあることを確認、証明するものです。

●**パートナーシップ証明を申請できる人**
双方が次のすべてに該当することが必要です。
・渋谷区に居住し、かつ、住民登録があること
・18歳以上であること
・配偶者がいないことおよび相手方当事者以外のパートナーがいないこと
・近親者でないこと

仕 事

仕事

▶就労支援センターしぶやビッテ

問 渋谷1-12-5 商工会館6階（～令和8年3月まで）
桜丘町23-21 文化総合センター大和田8階（令和8年3月～）
☎6427-6700 FAX6427-6865

求職活動を行なっている人の早期就労を支援するために、職業紹介などを行なっています。

●**利用時間**
月～金曜日　10:00～18:00（祝休日・年末年始除く）

カウンセリング（予約優先）
求職者の経験や能力を生かして、適性に応じた職業選択をきめ細かく支援します。

各種セミナー
より良い就職の実現に必要な知識や、技術の習得を支援します。

パソコンによる情報提供など
インターネットで、求人情報の閲覧ができます。

出張就職相談会（面接会）
ハローワーク渋谷と連携して区内の施設に出張し、職業相談、仕事の紹介、面接会などを開催します。

▶就職・雇用の相談

問 渋谷公共職業安定所（ハローワーク渋谷）
神南1-3-5 ☎3476-8609

●**利用時間**
・求人閲覧や職業相談・紹介の窓口
月～金曜日　8:30～17:15
第2・第4土曜日　10:00～17:00
※祝休日及び年末年始は除く
※土曜開庁日は原則事前予約制による窓口またはオンライン職業相談サービスのみ実施（電話による職業相談サービスは実施なし）
・上記以外の窓口
月～金曜日　8:30～17:15

問 マザーズハローワーク東京
桜丘町1-2 渋谷サクラステージ
セントラルビルSHIBUYAサイド10階
☎03-5728-8609

●**利用時間**
月～金曜日　9:00～17:00（祝休日を除く）

問 東京わかものハローワーク
渋谷2-15-1　渋谷クロスタワー8階
☎3409-0328 FAX3409-0399

●**利用時間**
月～金曜日　10:00～18:00（祝休日を除く）

▶総合支援資金

問 社会福祉協議会 ☎5457-2200 FAX3476-4904

失業や減収などにより、生計の維持が困難となった世帯に、再就職までの間の生活資金の貸し付けを行います。

●**利率**　無利子（連帯保証人あり）
年1.5%（連帯保証人なし）

●**償還期間**　10年以内　最終償還年齢70歳まで

※原則、連帯保証人が必要です。他の給付を受けていないなど、他にも条件があります。

▶高齢者・障がい者の就労

問 公益社団法人　渋谷区シルバー人材センター
西原1-40-10　総合ケアコミュニティ・せせらぎ内
☎5465-1876 FAX3466-1874

問 新橋作業所　恵比寿1-27-10
☎3444-5541 FAX3444-5542

問 幡ヶ谷授産場　幡ヶ谷3-53-3
☎3378-3637 FAX3377-2525

▶介護職員初任者研修受講料補助

問 介護保険課事業所支援主査 ☎3464-8003 FAX5458-4934

介護職員初任者研修課程を修了した後、区内の介護事業所に一定期間従事した人に対し、受講料を補助します。

●**対象**
以下の要件をすべて満たす人
①事業実施前年度以降に介護職員初任者研修課程を修了していること
②介護職員初任者研修課程を修了した日から6か月以内に介護職員として区内の介護事業所に従事していること
③上記②の事業所で介護職員初任者研修課程修了後3か月以上従事し、申請日においても従事していること
④他の制度による類似の助成を受けていないこと

●**補助金額**　受講料の全額（70,000円上限）

▶介護職員実務者研修受講料補助

問 介護保険課事業所支援主査 ☎3464-8003 FAX5458-4934

介護職員実務者研修課程を修了した後、区内の介護事業所に一定期間従事した人に対し、受講料を補助します。

●**対象**
以下の要件をすべて満たす人
①事業実施前年度以降に介護職員実務者研修課程を修了していること
②介護職員実務者研修課程を修了した日から6か月以内に介護職員として区内の介護事業所に従事していること
③上記②の事業所で介護職員実務者研修課程修了後6か月以上従事し、申請日においても従事していること
④他の制度による類似の助成を受けていないこと

●**補助金額**　受講料の全額（100,000円上限）

▶介護福祉士資格取得費用補助事業

問 介護保険課事業所支援主査 ☎3464-8003 FAX5458-4934

介護福祉士資格を取得した後、区内の介護事業所に一定期間従事した人に対し、資格取得にかかった費用を補助します。

●**対象**

①事業実施前々年度以降の介護福祉士国家試験に合格し、介護福祉士登録証の交付を受けていること
②介護福祉士の登録の日から3か月以内に介護職員として区内の介護事業所に従事していること
③上記②の事業所で介護福祉士の登録の日以後6か月以上従事し、申請時においても従事していること
④他の制度による類似の助成を受けていないこと

●**補助金額** 補助対象経費の全額(100,000円上限)

中小企業

▶商工会館

(P.42参照)

▶商工相談

問 産業観光課産業振興係 ☎3463-1762 FAX3463-3528

(P.62参照)

勤労者

▶勤労福祉会館

(P.41参照)

▶公益社団法人 渋谷区勤労者福祉公社

問 (公社)渋谷区勤労者福祉公社
神南1-19-8 勤労福祉会館内
☎3780-0878～9 FAX3780-0878

●**事業内容**

①福利厚生事業
プロ野球観戦・宿泊施設・観劇・レジャー施設・日帰り入浴施設・レンタカーなどが割引料金で利用できます。
②給付事業
出生・入学・成年・結婚などの祝金や、入院・災害などの見舞金、弔慰金などの給付があります。
③講習会事業
勤労者の知識、教養、技能向上を図るため、講習会を実施します。
④その他
各種プリペイドカードなどのあっせん販売、健康診断やインフルエンザ予防接種費用の補助などがあります。

●**入会できる人**

①区内中小企業の事業所や商店で働く人、事業主
②区内在住で、区外の中小企業の事業所や商店で働く人、事業主
※①・②に該当するパートタイマー(長期)の人も入会できます。

●**入会金と会費(1人当たり)**

・入会金 200円
・会 費 月500円

観光

▶一般財団法人 渋谷区観光協会

問 (一財)渋谷区観光協会
道玄坂1-12-5 渋谷マークシティ4階
クリエーションスクエアしぶや内
☎3462-8311 FAX3462-8312

区内の観光・文化情報を国内外に発信し、訪れる人たちの観光支援を行います。

・渋谷区観光協会ホームページでも区内の観光スポット、イベント情報などを提供しています。
・観光マップを配布しています。

身近な区政

情報公開制度・個人情報保護制度

問 文書課行政情報担当主査 ☎3463-1294 FAX5458-4925

渋谷区では、情報公開制度と個人情報保護制度を実施しています。この2つの制度は、情報を公開して区政をより一層開かれたものにし、また、個人の情報を扱うルールを確立してみなさんのプライバシーを守ることにより、みなさんと区政との信頼関係をより強固なものにするための制度です。

情報公開や個人情報の開示などの請求は、情報を持っている課および個人情報・情報公開コーナーで受け付けます。なお、請求する課がわからない場合や、2つの制度について知りたいことがあるときは、個人情報・情報公開コーナーへ相談してください。

▶情報公開制度

渋谷区情報公開条例に基づき、みなさんに、区が持っている文書、図面、写真などの情報公開を求める権利を保障し、請求に応じて公開します。情報は公開が原則ですが、個人に関する情報や法令で定めがあるときなどは、請求に応じられない場合があります。

▶個人情報保護制度

個人情報の保護に関する法律、渋谷区個人情報の保護に関する法律施行条例などの法令に基づき、皆さんの個人情報の取り扱いについてルールが定められており、区は、このルールに従って個人情報を適正に取り扱っています。皆さんには、開示（自分の情報を見せてほしい）、訂正（自分の情報を直してほしい）、消去（自分の情報を消してほしい）、利用等の停止（自分の情報の利用を停止してほしい）を請求する権利が保障されています。法令に定めがあるときなどは、請求に応じられない場合があります。

広報・広聴

▶しぶや区ニュース（広報紙）

問 広報コミュニケーション課広報係 ☎3463-1287 FAX5458-4920

毎月1日と15日に発行し、区内全世帯へ各戸配布をしています。区施設（出張所、図書館など）、区内郵便局、区内の駅に設置してある広報スタンド、一部のコンビニエンスストアでも配布しています。

▶しぶや区ニュースの点字版・声のニュース

問 広報コミュニケーション課広報係 ☎3463-1287 FAX5458-4920

点字版を発行しています。また、カセットテープ、デイジーによる「声のニュース」もあります。

▶渋谷区ポータル（公式ウェブサイト）

問 広報コミュニケーション課広報係 ☎3463-1287 FAX5458-4920
（P.24参照）

▶SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

問 広報コミュニケーション課広報係 ☎3463-1287 FAX5458-4920
☎3463-1152 FAX3463-3814

X @city_shibuya
Facebook @city_shibuya
Instagram @city_shibuya_official
LINE @shibuyacity
TikTok @city_shibuya_official
（P.25参照）

▶しぶや動画ギャラリー

問 広報コミュニケーション課広報係 ☎3463-1287 FAX5458-4920

動画配信サイト「YouTube」に渋谷区公式チャンネルを開設し、区の行事や地域の活動、街の情景などを配信しています。

▶ラジオによる情報発信

問 広報コミュニケーション課広報係 ☎3463-1287 FAX5458-4920

区内全域を放送エリアとする地域コミュニティFM「渋谷のラジオ」（特定非営利活動法人CQ）で、区の広報番組を放送しています。

「しぶや区ニュース」の情報や地域で活躍する人などを紹介しています。

●**周波数**　87.6MHz

▶区長への手紙

問 広報コミュニケーション課広聴相談係 ☎3463-1290

区民の皆さまからのご意見・ご要望などは、区長が拝見するとともに担当課が対応し、今後の区政運営の参考にさせていただきます。

●**「区長への手紙」専用封筒配布場所**

区役所本庁舎2階広報コミュニケーション課、出張所、区民サービスセンター、社会教育館、図書館、スポーツセンター、保健相談所

●**ファクスの場合**

FAX5458-4920

●**区ポータルの場合**

「区長への手紙専用フォーム」を利用してください。

▶区の業務に関する問い合わせ

担当部署がわかっている、急いでいる場合は、直接 担当窓口に電話で問い合わせてください。

▶区政資料コーナー

このコーナーには、区の主な刊行物や区政に関する資料などが集めてあり、区民の皆さまが自由に閲覧することができます。また、一部の資料を有償で販売しています。

●**利用時間**　月～金曜日　8:30～17:00

●**場所**　区役所本庁舎6階　☎3463-1211（内線7024）

区議会

▶区議会のしくみ

問 **区議会事務局議事係**　☎3463-1073　FAX5458-4939

区議会は区の議決機関であり、条例の制定・改廃、予算、決算など重要な事項を決定しています。議員定数は現在34人です。

区長は区議会の決定に基づいて仕事をします。

本会議

・定例会　2・6・9・11月に開かれます。
・臨時会　必要に応じて開かれます。

委員会

広い範囲にわたり専門化した区の事務を合理的、能率的に調査・審査するために、常任委員会と特別委員会が設置されています。

各委員会は委員会としての意思決定をしますが、区議会としての最終的な意思決定は、全議員で構成する本会議で行います。

▶区議会の傍聴・請願

本会議の傍聴

問 **区議会事務局議事係**　☎3463-1073　FAX5458-4939

会議の当日、区議会事務局で傍聴券を受け取って住所・氏名を記入し、係員に示して傍聴席（57席）に入ります。

小さい子どもと一緒に傍聴できる親子傍聴席を設けています。また車いすでの傍聴や、手話通訳も行なっています。

委員会の傍聴

会議の当日、区議会事務局で傍聴券を受け取って住所・氏名を記入し、バッジをつけて委員会室に入ります。

請願・陳情

区政に対する要望を請願として出すことができます。

請願には、請願の趣旨・提出年月日・請願者の住所を記載し、署名または記名押印のうえ、請願書の表紙に紹介議員（1人以上）の署名か記名押印を受けて、議長あてに提出してください。

議員の紹介のないものは陳情として取り扱います。

▶区議会の広報

問 **区議会事務局調査係**　☎3463-1096　FAX5458-4939

区議会ホームページ

区議会の情報をお知らせするため、ホームページを開設しています。

本会議の様子をライブ中継しています。

会議のおおむね1週間後から4年間録画映像の配信も行なっています。

しぶや区議会だより

年4回、区議会定例会を中心にした定例会号と、必要に応じて特集号を発行し、各戸配布しています。区役所の窓口、出張所、区内駅の専用スタンドなどにも置いています。区議会ホームページでも見ることができます。

しぶや区議会だよりの点字版・声の区議会だより

区議会だよりの点字版と録音テープを発行し、それぞれ希望者に配布しています。区立中央図書館にも備えています。

監査

問 **監査委員事務局**　☎3463-3127　FAX5458-4955

▶監査委員

監査委員は、区の財務に関する事務の執行、区の経営に係る事業の管理を独立した公平な立場で監査します。

監査委員が実施している監査としては、定期監査、行政監査、工事監査、財政援助団体等監査、例月出納検査、決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率審査、住民監査請求などがあります。

監査委員の行った監査の結果は、区立図書館、区政資料コーナー、区ポータルで公表しています（例月出納検査は区政資料コーナーのみ）。

直接参政制度

直接請求

条例制定・改廃請求

問 **総務課総務係** ☎3463-1307 FAX5458-4922

選挙権のある区民の50分の1以上の連署をもって、その代表者が区長に条例の制定・改廃の請求をすることができます。区長は20日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に諮ります（地方自治法12条1項、74～74条の4）。

議会解散請求

問 **選挙管理委員会事務局** ☎3463-3115 FAX5458-4945

選挙権のある区民の3分の1以上の連署をもって、その代表者が選挙管理委員会に区議会の解散を請求することができます。選挙管理委員会はこれを有権者の投票に付し、選挙人の有効投票中、過半数の賛成投票があったときは、区議会は解散します（地方自治法13条1項、76～79条）。

議員・区長等解職請求

問 **選挙管理委員会事務局** ☎3463-3115 FAX5458-4945

選挙権のある区民の3分の1以上の連署をもって、その代表者が選挙管理委員会に区議会議員や区長の解職を請求することができます。選挙管理委員会はこれを有権者の投票に付し、選挙人の有効投票中、過半数の賛成投票があったときは、区議会議員や区長は職を失います。

また、同じ手続きで、代表者が区長に副区長・選挙管理委員・監査委員・教育委員などの解職を請求することができます。区長はこれを議会にはかり、議員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の同意があったときは、対象となった人はその職を失います（地方自治法13条2項・3項、80～88条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律8条）。

事務監査請求

問 **監査委員事務局** ☎3463-3127 FAX5458-4955

選挙権のある区民の50分の1以上の連署をもって、その代表者が監査委員に、区の事務の執行について監査を請求することができます（地方自治法75条）。

住民監査請求

問 **監査委員事務局** ☎3463-3127 FAX5458-4955

区長、各行政委員会、職員などについて、違法もしくは不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、公金の賦課・徴収、財産の管理を怠る事実があると認められるときは、区民は単独でも、これらを証する書面を添えて監査委員に監査を求め、防止や是正などの必要な措置を求めることができます。監査委員は60日以内に監査を行い、請求に理由があると認めるときは、議会や区長などに対して必要な措置をとることを勧告します（地方自治法242条）。

住民訴訟

住民監査請求をした人は、監査委員による監査の結果もしくは勧告、議会や区長などの措置などに不服があるときは、住民監査請求に係る違法な行為や怠っている事実について、東京地方裁判所に訴訟を提起することができます（地方自治法242条の2）。